



* 0 0 2 3 8 4 6 0 0 0 *

0023846-000

7 4 2 - 2 2 2

戦時・準戦時経済講座

改造社

第10巻

昭13

ADD

115

納本



日本農業研究會編

農業政策

〔戰時・準戰時經濟講座第十卷〕

改造社版



742
222

序

戦争は經濟に飛躍的な變化を與へるのである。特に日本に於ては經濟的發展が戦争を契機として行はれて來たと稱するも過言ではないのである。

勿論、日清戦争、日露戦争、日獨戦争等、戦争の規模なり、時代なりを異にするが故に、その時に於ける政策なり、戦争の影響なりに於て質的、量的の相違はあるが、一般に通じて言ひ得ることは、戦争の齎らす所のものは決して一時的なるものではなくて、常に次の時代への新たな發展の基礎であるといふ事實である。故に我々は戦争と經濟の關係を單なる臨時的、應急的なものとして理解することを許されない。

本書に於て戦時農業政策の名の下に、日露戦争、歐洲大戰、當時の諸問題を論じたる所以は、實に右の觀點に於て、戦時農業政策の歴史的性質を明かにすると共に、現に行はれつゝある戦争と政策とが日本の農業に如何なる作用を及ぼすかを明かにせんと欲したからである。この目的の幾分かを達し得て居れば幸甚である。

昭和十三年七月

日本農業研究會

目次

序

第一篇 日露戦争と農業政策

緒言.....三

第一章 國防化經濟編成と農業.....六

第一節 財政政策の國防化と農業.....六

第二節 産業資本の成生と農業の變化.....一九

第三節 物價騰貴の必然と價格政策.....二六

第二章 戦前に於ける農業の現勢.....三七

第一節 資本支配の現勢.....三八

第二節 農業生産力の増大.....四七

第三節 農業經營及農家經濟.....五五

第三章 日露戦争と農業政策.....六三

第一節 農業政策.....六三

目次

第二節 農民の戦時生産対策……………七三

第三節 日露戦争と農業問題……………七七

結 言……………八三

自明治元年 農業政策年表……………八七

至明治四十年

第二篇 歐洲大戰時に於ける農業並に農業政策

緒 言……………九一

序 章 一般經濟狀勢……………九三

第一節 工業生産……………九三

第二節 工場労働者……………九四

第三節 資本金……………九六

第四節 金融及商品流通……………九七

第五節 國家財政……………九九

第一章 農家經濟……………一〇一

——流通過程を中心とする影響——

第一節 價格運動の發展……………一〇一

第二節 商品經濟の進行……………一〇八

第三節 土地賣買の増加と株式投資……………一一一

第四節 貯金の増加……………一一五

第五節 負擔の増加……………一二五

第六節 負債の増加……………一二〇

第二章 農業經營……………一二八

——生産過程を中心とする影響——

第一節 耕地及農業者の構成變化……………一三八

第二節 商業的農業の發展……………一三九

第三節 生産方法に於ける變化……………一四四

第三章 政府の農業政策と農民自身の對策……………一五三

第一節 生産過程に對する政策……………一五四

第二節 流通過程に於ける政策……………一五八

第三節 農民運動の發展……………一六一

結 論……………一六三

自大正三年 農村施設及重要農村關係事項年表……………一六五

至同十四年

第三篇 近代戰に於ける農業政策

第一章 財政金融の現段階と農村	一六九
序	一六九
第一節 準戦時・戦時財政と農林豫算	一八〇
第二節 公債と農村金融	二〇三
第二章 物資統制と農村	二三八
——外國貿易の視角から——	
序	二三八
第一節 準戦時體制下の外國貿易と農村	二七一
第二節 貿易の戦時編成替と全面的物資統制	二四五
第三節 戦時物資統制の農村的意義	二五八
第三章 戦時下農村の諸問題	二七三
——勞働力移動を中心として——	
緒言	二七三
第一節 戦時下農村に對する至上命令	二七三
第二節 勞働力問題の展開	二七三
第三節 生産手段を繞る諸問題	二八七
第四節 農業共同作業を中心として	三三九
追記 —— 結語に代へて	三五三
	三五九

第一篇

日露戦争と農業政策

市川敬三

目次

緒言.....三
第一章 國防化經濟編成と農業.....六
第二章 戦前に於ける農業の現勢.....七
第三章 日露戦時農業政策.....六三
結言.....八三
自明治元年 農業政策年表.....八七
至明治四十年

緒言 — 農業資源の國防資本化 —

日露戦争の開始された明治三十七年迄は、我が國の資本主義經濟組織が、國內に残存する舊封建的經濟組織を驅逐し、發展しつゝあつた時期である。そして、その發展が諸外國と異り、工業に於ては最初から獨占資本が天降りに發生して中小工業を壓殺したこと、農業に於ては急速には資本主義的な經營組織に改變し得なかつたこと、二つの特徴ある發展を示した。

農業に於ては戦後直ちに恐慌に見舞はれ、綿糸業、銀行業の恐慌は早くも三十年代に惹起されてゐる。そして、かゝる恐慌が、資本主義の或る發達段階に於て見られる、それだけでなく、我が國資本主義經濟組織の無理が、跛行的に擴大して一寸した經濟的變動にも躓かねばならなかつたからに因るものであつた。即ち、日本資本主義の發達は、自由經濟の裡に展開せる性質のものでなく、政府の撰擇する企業と哺育産業を中心に發展しつゝあることに、特徴付けられる。

農業はかゝる經濟組織の外環に放置されながらも、これ等保證生産的企業の利潤の源泉として繫縛され、これ等資本の發達と共に、變化するを免れなかつた。その影響に依る變化の最も顯著

なるは、家計補充的副業の増加と商品化生産の増加とである。

明治三十年迄の農業の生産又は經營の資本主義的變化を見るに、土地改革と若干の經濟的環境の變化に動かされる點が比較的大きく、資本的經營に依るものではなかつた。農業生産力増大の事實に就て見るも資本の投下とか増産政策に因由するものは甚だ輕微である。従つて「農業政策」に就ては一般經濟政策の中に見ねばならぬものが多い。以下先づ農業政策を概観しよう。

農業政策の概要 日露戦前に於ては、政府が財政収入を目的に（從來の「金札」信用の低下を喰ひ止める可き基礎財源として）制定せる、耕地利用制限の撤廢（地租金納化を容易ならしめる前提條件）、地券下附（土地賣買の自由を容易に行使し得られるやう土地評價額を示す）、地所永代賣買解禁（土地收奪、集積の自由）、地租金納制（商品化生産の絶對的要求）、これら四項目と少し遅れて、土地分割制限撤廢、地租條令の如きが、農業經營を變化せしめる支配的條件であつた。而して、日清戦後の資本主義上昇期に於て、交換經濟が國內商品に止まらず國際化するに至るまでは、尙ほ農業の大きな動き、變化は、生産物でなく經營面に見られる。このことは、農業の内部に於てその商品生産の自由經濟組織に相對する問題としてよりも、土地經營・土地所有の問題が遙かに重要であつたことを示すものである。然るが故に、政府の農業増産改良策も比較的効果を弱められねばな

らなかつた。此の期間内に採られた農業政策は、農事試驗場・農學校の設立・海外の農具・農産物種子を輸入して試植又は頒布、士族授産と一般殖産資金の貸與等であつた。

日清戦後、金本位制度及國定關稅定率の施行と、膨脹する軍事費に充當せしめる内外公債の増發、都市工業人口の増加等は農業の増産と耕作種類の變化を強要し、農業自身も亦、工業の發達に依つて收奪され、失つた自給生産的純農業外労働を、最も經濟的利益の多い農業生産に集注する如き傾向となつた。かゝる經濟的環境に照應して、變化しつゝある農業生産に對し、直接には、政府は經濟的根幹に觸れる何等の對策も與へてゐない。此の間に出現せる二法も、一つは、二十九年の害蟲驅除豫防法の如き、その經費を農民の強制徴收に俟つて行ふものであり、二の農會法、産業組合法（未達成）は、地主の利益擁護以外に農業全般の利益を圖るものではない等、政策の貧困は實質的にも、農業の改良、増産の力とはなり得なかつた。三十年代に於ても、農業は尙ほ土地改革の影響下に低廻しつゝ、商品化生産の増加に比例して農家經濟に於ける貨幣經濟化への顯著な動きを示したに止る。かくの如く、日露戦前に於ける國防經濟編成下の農業政策なるものは、土地及農民を含む農業を一個の資本と想定し、この唯一つ財政収入を圓滑に收受せん爲めの諸法の制定以外、研究的な増産改良策を實施したに過ぎない。

第一章 國防化經濟編成と農業

政府の經濟政策は、海外列強國の絆を絶ち、獨立せる國防國家を完成せんとするに必要な諸條件を急速に整備することであつた。先づ軍事工業の擴充に要する費用を如何にして造出するか、問題であつた。

第一節 財政政策の國防化と農業

政府の財政的基礎は地租收入に置かれた。維新以來政府紙幣（太政官札）の濫發から、次第に政府信用の低下しつゝあるを回復する爲め、基礎財源を持たねばならなかつた。政府は廢藩置縣を斷行して中央集權の秩序を確立し、諸藩の軍鑑、財政收入を官收、雜種税及賦役は地租に代替せしめ、土地の官有民有の區分を明確にするともに、藩札・太政官札の償還に充てる金札引換公債を發行、鐵道建設及秩録處分の爲めに外債を發行する等、財政制度を整備し、六年七月地租改正條令及施行規則を制定して、地租を金納化するに至り、近代的國家としての財政活動の端初

を開いたのである。

一 財政收入と地租

維新政府の財政收入に於ける地租の重要性は、それが全收入の八〇%餘を占めることに依つて明かであらう。此の地租が國家の發展と共に如何に推移したかを見るに次の如くである。上表に

第一表 歳入（單位千圓）

	地租	酒税	醬油 造石税	歳入總計
明治十九年	四三、四二七	一一、七四三	一、一八八	八五、三六
二十四年	三七、四五七	一四、六六六	一、二五四	一〇三、二三一
二十九年	三七、六四〇	一九、四七六	一、五三四	一八七、〇一九
三十四年	三三、一〇五	四二、一八四	二、〇四七	一九三、三四九

（備考）「日本帝國統計全書」に據る。

つた。故に地租そのものが低下したのではない。觀點を換へて土地所有の側から言へば、農産物が騰貴すればそれだけ固定せる地租負擔は輕減せられたるものと言ひ得る。とまれ財政收入に於ける地租收入の地位は比較的に重要性を失ひ、之を大衆消費税に轉化せられつゝあつた。このこ

依れば、地租の輕減と酒税の加重化傾向が觀取せられるが地租は地方行政機關收入に於て増加してをるもので、差引輕減せられてはゐない。併し中央・地方歳入總額に於ける地租額は、他の收入との相對的に、著しく低減せられつゝあ

とは一面に地主勢力の反映として見ねばならない。即ち地主等は農業の利益擁護機関と稱する農事會を通じ、土地所有の利益を圖つたが、財政收入の埋合せを大衆税に振り向けたからに因る。

二 財政の膨脹及銀行の發達と農村資金涸渴の問題

日清戦後急激に膨脹する軍事豫算(従前、陸軍は七箇師團、平時兵員五萬、戦時二十萬を新に六ヶ師團増設、平時兵員十五萬、戦時六十萬に、海軍は従前五萬噸内外を二十萬噸に、規模擴大、この經費のみにて三億餘萬圓)、鐵道建設費(二十九年以後、三十三年迄に四千五百萬圓)、重工業建設費(製鐵所創立のみにて、二千萬圓)等、多くは賠償金を以て充當する豫定のものであつたが、事實は遙かに之を超へ、公債募集に俟たねばならなかつた。歳入・歳出に就て見るに次表の如くである。

第二表 財政 (單位萬圓)

年	入				出		
	總額	經常部	臨時部	公債	行政費	軍事費	國債費
明治二十六年	一一、三六六	八、五八八	七、〇〇〇	二、七八八	八、四五八	四、三二一	二、二八三
二十七年	九、八七	八、九七四	七、二一八	八四三	七、八一三	三、七七三	二、〇六六
二十八年	一一、八四三	九、五四四	七、四六九	二、三九八	八、五三一	三、七三六	二、三三三
二十九年	一八、七〇二	一〇、四九〇	七、六三八	二、九七一	一六、八八五	六、五〇五	七、三三四
三十年	三三、六三九	一三、四三三	九、四九一	一〇、三二六	三三、三六七	八、三五九	一一、〇五四
三十一	三三、〇〇五	一三、二八六	九、七六三	八、七一一	三二、九七五	七、八九四	一一、二四三
三十二	三五、四二五	一七、七三三	一三、六〇三	七、六九三	三五、四一六	一〇、五〇四	一一、四二一
三十三	三九、五八五	一九、二二七	一三、三九三	一〇、三六八	三九、二七五	一三、四七五	一一、二二三
三十四	二七、四三五	二〇、〇三三	一三、九五七	七、三三三	二六、六八五	一三、六七七	一〇、三三六
三十五年	二九、七三四	二三、一三四	一五、一〇八	七、六一〇	二八、九三三	一三、五三九	八、五七六
三十七	二六、〇三三	二三、四一八	一四、六一六	三、六〇四	二四、九五九	一三、七九九	八、三〇〇

年	入				出		
	總額	經常部	臨時部	公債	行政費	軍事費	國債費
二十八年	一一、八四三	九、五四四	七、四六九	二、三九八	八、五三一	三、七三六	二、三三三
二十九年	一八、七〇二	一〇、四九〇	七、六三八	二、九七一	一六、八八五	六、五〇五	七、三三四
三十年	三三、六三九	一三、四三三	九、四九一	一〇、三二六	三三、三六七	八、三五九	一一、〇五四
三十一	三三、〇〇五	一三、二八六	九、七六三	八、七一一	三二、九七五	七、八九四	一一、二四三
三十二	三五、四二五	一七、七三三	一三、六〇三	七、六九三	三五、四一六	一〇、五〇四	一一、四二一
三十三	三九、五八五	一九、二二七	一三、三九三	一〇、三六八	三九、二七五	一三、四七五	一一、二二三
三十四	二七、四三五	二〇、〇三三	一三、九五七	七、三三三	二六、六八五	一三、六七七	一〇、三三六
三十五年	二九、七三四	二三、一三四	一五、一〇八	七、六一〇	二八、九三三	一三、五三九	八、五七六
三十七	二六、〇三三	二三、四一八	一四、六一六	三、六〇四	二四、九五九	一三、七九九	八、三〇〇

(備考) 東洋經濟新報社編纂「明治財政史綱」に據り作成。

右表に依れば歳出の五〇%内外が軍事費であつて、そのみでも當時の財政が國防的編成なることを明言し得る。そのみでなく、日清戦時公債(當時の全國銀行總預金額に匹敵する)と戦後の軍事、鐵道、重工業資金公債の増發、正貨準備の二——三倍に相當する兌換券の發行に因る國民不安の増大を緩和し、産業資金の涸渴を救濟する爲めに、地方零細資金の吸収が必要となつた。

又、公債應募者の普及化を圖らねばならなかつた。

かゝる財政資金を國民より徴收し、配給する爲めに、全國的な、資金取扱銀行の介在が必要であつた。従前、國立銀行條例による國立銀行及勸銀、農銀等のみを以てしては之れを圓滑に運用し得ず、こゝに私立銀行の設立が勸奨せられたのである。かくの如き國家の必要を契機として生起せる銀行は日清戦後六ヶ年間にその數二・五倍となり、拂込資本金に於ては六・五倍に、益金に於て七・六倍に達する發展を示した。

第三表 私立銀行 (單位千圓)

年次	本店	支店及出張所	拂込資本金	純益金	預金高	貸付高
明治二十七年	七〇〇	一九六	三七、四〇〇	四、九七六	五四九、七五八	三五三、〇七四
〃 三十三年	一、八〇三	一、〇九九	二四五、一五九	三七、九二九	五、六七〇、五二一	二、二四、九三五

彼等がかくも利益を收得し、發展し得られる要因は、前記の如く増加せる國家資金の流通、公債取扱、産業資金移動の頻繁なるに伴ふ手数料収入の増加に依るものであつて、軍事財政が一應收縮しつゝある三十四年には早くも、銀行恐慌に陥らねばならなかつた。

當時の銀行の性質は右の如くである。これら銀行の農業への接觸を見るに、言ふ迄もなく、銀行の普及化するに従つて、農村資金は缺乏し、農村金融は、地主的高利貸資本の跳梁するに任せられた。

農村金融の硬塞と地主資本の活躍が、土地分割、集積、零細經營の膠着に如何に關聯深いものであつたかは別項に述べる。

三 國防産業保護關稅への統一と農産物の消長

本邦貿易は、日清戦争開始の翌月に關稅改正が行はれ、諸外國との條約締結を見、戦後賠償金

第四表 輸出入累年表

年次	輸出	輸入	輸出入金額
明治二十年	五、四〇七	五、六九九	一〇四、一〇七
〃 二十四年	七九、六三二	六、八七三	一四三、四九四
〃 二十八年	一三七、四九四	二三八、六四五	二七六、三三九
〃 三十二年	三三九、四九六	三四三、三三一	四七三、八二八

に依り金本位制を布かれて以來、海外新市場が廣範圍に開拓せられて飛躍的に發展した。(輸出入總額に就いて上表參照)

戦後に輸入超過を恒常化したるは、必ずしも一般に言はれる如き、戦捷の光榮に酔へる倨傲心の發動と、奢侈亂費の弊風が醸出したるに依るものでは無い。輸入品目中、戦後急

(備考) 「日本帝國統計全集」に據る。

増せるものを挙げれば、繰綿、精糖、石油、鐵類其他機械工具、工業原料は最も顯著なものである。輸出品目中増加の著しいものを挙げれば、生絲及絹製品、綿織絲の如きが代表的なものとなる。即ち、輸入超過の原因は、繰綿の如く直ちに加工成品化し得るものを除き、工業用具及鐵類等、直ちに成品化せられざるもの多いこと、就中軍器・軍需品等の不生産面に充用するもの尠からざるに求められる。

而して前表の三十二年迄は實に他國の干渉に動く貿易であつたが、三十二年一月には國定稅率
が制定せられ始めて自主的貿易政策が行はれるに至つた。以後、始めて關稅政策の中に政府の意
圖する經濟政策を見出し得るのである。

新關稅定率法の制定は、「財政收入に併せて産業保護政策を目的とする」(第十回帝國議會に於ける政府委員目賀田種太郎氏)ものであつた。が、先に安政の開港以來存続する他律的協定稅率が嚴存し、國定稅率の效果を著しく損傷するもので、即ち、僅に五分乃至一割五分の協定稅率を以て、生産技術の低位な國內工業生産を保護し、生産技術の優位な外國製品を驅逐することは至難の理である。關稅定率は三十二—四年間に四回に涉つて改訂を加へ、三十五年には全然新裝せる稅率が確定した。これに對しては舊協定國の贊意を得たるもので、日露開戦の前二年にして始めて完全な自主關稅

を見るに至つたのである。以上の如き経緯を経て自主關稅は完成されたが、三十二年に於ける原型的國定關稅定率法の制定が所期の目的たる財政收入と國內産業保護を果し得たか否かは論外とし、三十二年以後の貿易と現行關稅に就て見れば次の如くである。

第五表 關稅定率

糖 菓 類	甲 菓子	從價四割
	乙 砂糖等を以て貯藏したるもの	同 二割五分
食 鹽	甲	從價一割(百斤八錢二厘)
	乙	從價一割五分(百斤一圓七十六錢八厘)
衣服及附屬品(但絹製、絹入のもの)		從價二割五分
酒 精 等		每「リートル」四十二錢
石 油	甲 罐入のもの	每「ガロン」三錢二厘
	乙 罐入にあらざるもの	同 二錢
粗 糖		從價五分
糖 密		同 一割
糖 水		同 一割
刺繡絹布類		同 二割五分
其他の絹布類		同 二割

諸製造煙草
支那酒
清酒

同十五割
同十割
同十割

(備考)

明治三十七年國會議員に配布したる「租稅増收計畫要領」に據る。
1、我が國內商品輸出稅は、三十二年一月關稅定率法施行以來廢止。
2、無稅品は「工業用原料品」棉花、羊毛、繭、石炭、採油用種子、麻、化學藥品類、屑金屬、金銀鑛物鉛等、「農業用」肥料、蠶種、穀及米糠、植栽用又は接木用植物の枝、幹、莖根等、「經濟用」金銀地金貨幣、本邦通貨、紙幣、銀行券、利札、株券、有價證券、其他文化醫藥用品。

表六 重要物産輸出入表 (單位千圓)

品名	輸 出					輸 入				
	三十二	三十三	三十四	三十五	總額	三十二	三十三	三十四	三十五	總額
蠶絲類	六六、七六	四八、八一八	七九、一三六	八三、五七三	二、〇五〇	一、一〇三	八九四	一、五八三	一、五八三	
製茶類	八、四九八	九、〇三五	八、八五四	一〇、四八四	八、三五六	九、七八五	八、五三三	九、〇〇六	九、〇〇六	
果實・蔬菜	四六	六三三	九三七	一、〇一一	八、一六五	七、八五六	九、七九七	一三、一三三	一三、一三三	
植物・苗根	三四一	三五七	三三一	三六一	二、九〇三	三、九〇三	二、九三三	二、五八八	二、五八八	
穀物・子實	一〇、七六三	三、九九六	七、五二八	七、二六〇	二、〇五〇	一、一〇三	八九四	一、五八三	一、五八三	
穀粉・澱粉	三五	七三	九	一六	八、三五六	九、七八五	八、五三三	九、〇〇六	九、〇〇六	
米	一〇、二八二	三、五六六	六、一〇〇	六、一〇〇	八、一六五	七、八五六	九、七九七	一三、一三三	一三、一三三	
畜産	七四五	一、三七三	八六〇	八九〇	三、一五七	四、一八五	二、九三三	二、五八八	二、五八八	
煙草	三四三	七七四	一、七四八	二、三六五	二、九〇三	三、九〇三	二、九三三	二、五八八	二、五八八	
樟腦	一、七五四	三、〇七〇	—	—	—	—	—	—	—	

總額	工 業					農 業								
	陶磁器	手工成品	石炭	銅類	綿織物	鐵鋼類	鉛類	石油	石炭	植物纖維	乾藍	藥材染料	肥料	畜産物
三三三、六〇〇	二、一八一	一三、〇五一	一一、七八四	一一、三三三	二八、五三一	三、五五三	一、六六三	九三〇	二、七〇〇	六二、一八六	一、四〇二	一、四〇二	八二、四四九	二、一八三
二〇八、六三四	二、四七一	一四、〇五九	一三、七〇三	一三、七三五	二〇、五八九	五、七三三	二、四一四	二、七〇〇	二、四一四	六二、一八六	一、四〇二	一、四〇二	八二、四四九	二、一八三
二六〇、六四八	二、四七一	—	一七、五四三	一三、九〇四	二二、四六五	五、四六一	—	—	—	—	—	—	—	—
二七三、二一九	二、四六一	—	一七、二七〇	一〇、二六一	一九、九〇一	六、二九九	—	—	—	—	—	—	—	—
總額	二、四六一	—	一七、二七〇	一〇、二六一	一九、九〇一	六、二九九	—	—	—	—	—	—	—	—
三三四、六七五	三、五五三	—	九三七	—	七、九一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇〇、八三三	六、一三〇	—	二、四一四	一、六六三	一三、六一四	一、六六三	—	—	—	—	—	—	—	—
二六八、六三六	六二、一八六	—	二、七〇〇	九三〇	九、〇九三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總額	六二、一八六	—	二、七〇〇	九三〇	九、〇九三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三八一、八三一	八二、四四九	—	一、四〇二	一、三三三	九、五六二	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 「日本帝國統計全書」、「明治大正農村經濟變遷」、「太陽増刊號「産業史」に據り作成。
米の三十四、五年度は輸出入とも價額不明に付時價及生産額を參照し算定したるもの。

前二表に見る如く、關稅に於ても、輸出入品に於ても、生活日用品の輸入防遏、農産物改良用具及消費資料の輸入に換へるに蠶糸、果實、蔬菜の輸出、大資本工業用原料の輸入と綿糸織の再輸出等、極めて明瞭に爲政者の意圖が窺はれる。而して發展しつゝある最大の動きを示すものは、棉花の輸入と蠶糸類の輸出である。先づ、生活日用品の輸入防止策と産業用原料の輸入奨励の併用とが、國內産業の發達策であることは肯けるが、國民的には物價騰貴政策とならざるを得ない。又此の原料品なるものが大資本經營に使用せられ再輸出商品に轉化する物なるが、故にその増加は中小工業と農業に取つては經營上著しく困難を招來して、彼等を必然に勞働者化するか、農業に於ては最も經濟的に利益の多い輸出生産に向はざるを得なくせしめる。農業に於ける生産旋回の最も顯著な棉花と生糸輸出の關係に就て見てもその一半を窺ふに足る。

次表の如く、三一—三五年を轉機として輸入棉花は激増してをり、これが反面に國內紡績工業の進展振りを觀取せねばならない。彼等は優良撰一なる品種を大量に購入し得ること、しかも、生産技術の向上に依り廉價に産出し得る海外生産物を無關稅で輸入し得られれば、本邦農業生産物たる棉花を原料とする必要を感じない。零細地區に分割し生産せられる本邦棉花は規格の不統一を免れぬもので、大規模工業原料には適せず、僅かに小工場の需要に應じて漸次生産を繼

第七表 農業關係重要品輸出入對照表 (單位萬圓)

五ヶ年平均	輸 出		輸 入	
	生 絲	其 他	棉 花	其 他
一六—二〇年	一、五四〇	一、二四六	六四	七五六
二一—二五年	二、六四二	一、七〇八	六七六	一、六八八
二六—三〇年	三、九九七	二、四九六	二、七四三	三、七二一
三一—三五年	六、〇一七	三、五〇四	六、一六八	八、〇九一
		輸出總額		輸入總額
		四、〇九一		三、二七五
		七、一八二		七、〇〇五
		一二、二八二		一四、五〇四
		二一、六一三		二六、二〇五

(備考) 「明治大正農村經濟の變遷」に據る。括弧内%は總額に對する百分率。

續せられたが、それも生産技術の優位な大資本工場生産品が廉價に販賣せられる結果、中小紡績業を破産せしめ、又農家に於ては従來自家勞働に依る家内紡績業務をも抛棄せしめるに至る。かくの如き、海外生産物、原料の輸入に依る國內農業の生産變化は尠くないが、關稅政策に因る變化は、棉花を以て最大とする。農業は失つた家計収入部分を充填する爲めに他の生産物に轉換せ

ざるを得なくなり、茲に養蠶業の急激な発展の必然を見るのである。

以上の如く、關稅政策は、大資本の生産力拡大を圖ることに在つた。が、その産業保護策も自然經濟的現象ならざる爲めに物價騰貴を惹起して、國民の購買力減退に打突かり、國內市場を目的とする限り、その生産物の捌け口は困難に逢着せねばならなかつた。そこで、獨り國營の故に發達しつゝある軍事工業と、その原料購入代金支拂の爲めの、紡績業と蠶糸業は特殊の保護、就中關稅政策に依る助長策が講ぜられ、特異の發展を遂げた。

四 要約（農業に關與する財政・關稅政策のみに就て言へば、）

要之、財政収入に於て米價の騰貴にもかゝらず地租負擔の加重化を見なかつたのは、現物小作料を收得する地主等の利益擁護の主張が議會運動を通じて貫徹したる結果である。彼等は又農村資金の缺乏に乗じて土地集積を増大することが出來た。地主等とその團體は、議會に於ける力を有たぬ中小地主、小作が貧窮化して土地抛棄を免れざるに至る過程の一切の政策に容喙せず、ただ、自己の利益に關する農業増産法、肥料・農具の無關稅輸入のみを歓迎した。

従つて政府の財政・經濟政策は大工業、地主資本の利益の爲めに、農業雜稅を苛重化し、雜務勞働を取り上げて商品購入の必要を増大せしめるもので、農業としては物品購入の爲めに餘儀な

く、改良進歩を促進せられたが、農民的には重壓政策であつた。

第二節 産業資本の成生と農業の變化

日本資本主義が自分の足を以て國際市場に踏み出し得るやうになつたのは、前述した如く、日清戦後のことである。然し乍ら、既に近東諸國に迄進出しつゝあつた歐米列強國との競争に打ち捷つ爲めには、尙ほ特別の保護政策を必要とせねばならなかつた。政府が關稅政策に依り、又資金供與の方法を以てかゝる必要に應ずる一方、自らは軍事工廠、八幡製鐵所を建設し、國營鐵鋼所、横須賀船渠、築地、神戸、長崎三造船所を經營する等、國內重工業の發展に全力を傾注したのであつたが、最大の悩みは國內にはかゝる産業の發達に必要な機械と原料を缺き、之を海外に仰がねばならなかつたことである。茲に、國內に於ける重工業原料産業に對し特殊な保護助長策を施し以て、その生産擴張を促進せんとした。

一 鑛業に於ける獨占資本的展開の理由

先づ鑛業に於て、銅、金、銀、鐵、石炭、石油、鉛、硫黃類の如き、その採掘に大機械を要する爲め、之れを殆んど二、三の大資本が獨占的に經營し發展した。釜石鐵山の官營、拂ひ下げ銅

山に於ける古河市兵衛、住友吉左衛門、石油の日本石油會社、寶田石油會社、藏王石油會社。

石炭に於ては比較的に地區分布する爲めに鑛業權所有者も多いが、三井、三菱系を筆頭に北海道炭鑛汽船、古河鑛業、山下鑛業、貝島太助等が著名である。これ等の鑛業はその發達の時期から言つて、明治三十年前後日本資本主義が内容的に充實しつゝあつた頃で、彼等大資本への保護政策が最も熱心な時期である。即ち、此等産業が直接軍事的に必要なを痛感した直後に於てであつた。

二 輕工業發達の必要、農業の生産遷廻

前節に見た如く、重工業原料産業を獨占資本の下に展開し、海外の機械、技術を輸入して生産力を増大せしめつゝあつたが、一般産業の原料としても、軍需を満たすにも到底充分では無く、尙ほ大量は輸入原料に俟たねばならなかつた。従つて輸入代價の決濟の爲めに、軍需以外の輸出産業の發達も必要であつた。

代表的な輸出品は生糸、綿糸である。

生糸は近年鐵道の發達に依り、工業原料生産化することが出來得るに至つたが、繭は「生物」であつて、腐蝕の危険性を有し、一週日以上の長期保存には堪へ得ぬものであるから、これを大

規模の都市工業原料化するは相當困難であつた。

政府が範を示す可く設置した佛蘭西式機械製糸所も未だ乾繭技術の低位である爲めに失敗に終り、民間事業に移されたが困難は同じで、先づ東京の築地製糸所が潰滅し、富岡製糸所も又不振に陥つてゐる。従つて生糸は「共同團體の製品増加せり、是れ時勢の進運は、生糸貿易上品位の一定と製品の多産とに利する所多きを覺へ、近時著しく合同の發達を爲せり」(太陽臨時増刊「産業史」一五四頁) 即ち、品種撰一と大量生産が有利な販賣條件なるを知るに至り、漸く專業農民の資本主義的單純協業として發展の緒に就いたのである。明治三十八年現在に於ても、製糸工場總數四十一萬二千の中十釜未滿(家内副業的規模)のもの四十萬七千(九八・八%)が尙ほ經營の支配的型態であることに注目すれば、蠶糸業が如何に自然との有機的構成を密に保ち、又資本經營化するを困難とするかを知ることが出來よう。繭の完全な商品化は乾繭技術の發展に俟つて行ひ得る。それ故に政府の熱心な蠶糸業奨励策が、ただ、技術的改良のみに重點を置かれた理由でもある。生糸輸出の増大は、國內棉花生産の衰退に變る養蠶農家の加増に依るもので、急速に現金收入を得られ、勞働の季節的調節が可能のみならず、老幼婦女勞働に適ふ經營條件に、發展の基礎を有つものであり、蠶糸業が農民の副業的規模を以て擴大したる所以である。

紡績業に於ては事情著しく異なり、その逆行程とも言へる。紡績機業の發達と共に、國內棉花を原料とする中小工業者等の生産繼續は自給乃至兼業の程度に止り、一つの獨立した企業としては成立し得る可能性を失ふに至つた。明治二十一年の大日本綿糸紡績聯合會生誕の時期を峠として、棉花作付面積も著減してゐる。紡績業の發端に就て大日本紡績聯合會紀要（日本産業資料大系(6)工業」五九一頁）に依れば「我國紡績事業は内地手挽絲に對抗するの目的を以て起りたれば、絲質上の關係以外當初より内地棉を其原料に充用するの豫定なりしが……原棉缺乏を生じ……支那棉を輸入して其の急を濟すに至りしが……支那棉の強剛にして品質劣下なる之に適せず、而も價格昂騰して當業者は工費を嚴節して絲價の低落に耐へんとするも能はず……今や印、米、二棉を以て其主要原棉となすに及びたり」と。即ち、國內棉花に比較して低價な輸入原棉を低廉な勞働力を以て加工し、再輸出せんとするものである。

綿絲が再輸出商品であることは、それだけに海外市場の制扼を免れない。明治二十一年——五年の所謂紡績業第一次擴張期と稱せられる期間中にも屢々印棉の脅威を受けて進路を塞がれねばならなかつたが、此の期間は内地手工的紡績業の没落盛んなる期間でもあつたので、成品の一部は國內向とすることが出來たし、又、生産技術の低位に變るに實に低廉な勞賃を武器として印度棉糸

に對抗し、競争し得られたのであつた。けれども、既に手紡業が完全に衰退し去つた三十三年、北清(支那)事變が突發して本邦綿絲の重要顧客を失ふに際しては、大資本は聯合機關を通じて、操業短縮を斷行して難關切抜策とすると同時に、小資本を驅逐して獨占化過程の初段階に就いた。

概略以上の経過をもつて本邦綿糸紡績資本の基礎は完成された。此の間政府の紡績業助成政策は、三十年の金融恐慌期に於て綿絲爲替資金三百萬圓貸下、正金をして年六朱(當時二、三割を越へるも融通困難)の融資等綿絲輸出資金の融通で、これが如何に紡績等の發達に貢獻したか「明治三十一年及三十二年の綿絲輸出額を知る者は、輸出資金充實の如何に我當業者及國家經濟に資益したるかを首肯せん。」(前出「——大系」大日本紡績聯合會紀要「六一〇頁」と言へる如くである。又關稅政策に於ては輸出の免稅を二十七年、輸入棉花の免稅を二十九年、次で輸入棉絲増稅を三十二年に成立、かくして、紡績資本の保護策は完備したのである。

此等二業の共通點は、輸出商品生産たること、婦人勞働が主要な價值構成成分たること、言ひ換へれば、低廉な勞賃の輸出を擴張せしめんとしたこと。従つて、國內勞働賃銀の一般的水準を、物價昂騰にもかゝはらず低位に喰ひ止めずしては發展の基礎を失ふものたることである。

三 鐵道運輸業の發達と農業

鐵道業 日清戦後、軍事又は國防及産業上の必要から鐵道疏通の問題が特に喧しくなつた。明治三十三年には鐵道國有調査會を設けて、私鐵九會社の買収に付調査研究を爲さしめてゐる。鐵道が全國的に單一企業化せられれば、確實に大經營の有利を實證し得るだらうし、その利便も大きい。けれども、これが實現は日露戦後に迄遷延し、其の間の鐵道は、官線千二百餘哩會社線三千百餘哩である。

本邦鐵道の發達は最初英・米資本主義の觸手に動く點が多い。ペルリと幕府との間に締結した東京横濱間鐵道敷設契約は不履行に終つたが、維新政府は英資本の「資金供給」を容れて起償し、技師、職工を雇傭し、之れが建設に着手したるを始め、明治三年から十一年間の敷設計・測量・操業等、外人の技術的指導のみならず、彼等の資本を財源としたるもの尠くない。而して政府は財政基礎の確立せる十年後に至り、京都、神戸間を獨力に經營し、起業公債發行を財源として京都大津間、敦賀線、長濱大垣間を完成した。

政府は又私設鐵道會社に對しても資本の利益を保證した。十四年、日本鐵道會社の設立に際し「株金募集の上は、株式拂込の翌月より起算し、一ヶ年八分の利子を下付し、毎區運轉開始の後、其収入純益一ヶ年八分に上らざるときは、東京より仙臺迄は十ヶ年間、仙臺より青森迄は十五ヶ

第八表 年度別私設鐵道開業哩數

年次	哩程
明治二五年	一四・六六
二六年	六〇・五五
二七年	一五・三三
二八年	一五九・六六
二九年	一七六・四八
三〇年	四三九・〇九
三一年	三六四・三三
三二年	一五三・七〇
三三年	一〇一・一八
三四年	六三・四三
三五年	四三・三七
三六年	一三八・五一
三七年	八三・一七
三八年	一九・五六

「本邦鐵道發達の社會及經濟に及ぼせる影響」に據る。

年間其不足に對する補給を與ふべし」(「本邦鐵道の社會及經濟に及ぼせる影響」上卷三六頁)といふ契約書を下附してゐる。之れに依り山陽、九州、關西、北海道炭鑛鐵道等相次で生誕するに至つた。私鐵開業哩數一覽表を示せば上表の如くである。

第九表 鐵道業に於ける六大會社の地位

鐵道會社名	所有哩程	百分比	資本金	百分比	積立金	百分比	建設費	百分比
日本	八六〇	二六	六六、〇〇〇	二四	二、八〇八	三五	五三、三六四	二二
山陽	四三三	一三	三六、一〇〇	一三	九八二	一三	三五、八三五	一四
九州	四四六	一四	六二、〇〇〇	二三	一、八四三	二三	五〇、九四七	二〇
關西	二八〇	九	二四、一八三	九	五二〇	六	二七、三三八	一一
北海道炭鑛	二〇七	六	一八、〇〇〇	七	九五六	一三	一一、五二三	五
北海道	一五八	五	六、三四〇	二	—	—	一〇、四七九	四
他三十二會社	八七四	二七	五七、五四五	二二	九四八	一三	六三、二六四	二五
總計	三、二四七	一〇〇	二七〇、一七七	一〇〇	八、〇五七	一〇〇	二五二、六四〇	一〇〇

(備考) 北海道鐵道は二十五年官營として設立し、後拂下げられたるものであり、同炭鑛鐵道は二十二年に拂下げせるものである。

而して、明治三十八年現在に於ける鐵道會社の資本勢力に就て見れば前表の如くである。右表に依り、日清戦争を経て、特に急速な發達を促進せられたるものと見ることが出来る。而して、總鐵道會社の一〇%に當る四大鐵道會社は、總哩數の五二%、總資本金の六九%、積立金の七六%を占めるものである。

かくの如くにして發達せる鐵道の影響が、軍事國防上に貢獻するは勿論、一般産業の資本支配を高めるに絶大の力を附與するものであるは言ふ迄もない。即ち、大經營の要求する大量生産は鐵道の發達を基礎として行はれ得る。又農業に於ては都市工業の發達とともに生産物の變化を要求せられるものとなる。

船舶業 本邦海運業は明治三年回漕會社(實は官營)をして東京、大阪間の定期航路に就かしめたるを以て濫觴とする。主な貨物は貢米であり、その運搬が特別の保護の下に行はれたるは言ふまでもない。回漕會社の所有汽船十三艘は征臺の役の後、三菱(後の日本郵船)會社に補助金付で貸下げられ、三菱の航海權掌握の端初を開かしめた。その後、政黨的に多彩な背後關係を有つ船舶會社が各々政府の奨励資金を支給されて相次で設立せられた。日清戦後、政府の後援資金を以て郵船會社が歐米濠三大航路を開拓したことは、本邦産業の國際商品化を促進するに重要な契機

第十表 海運業補助金累年 (單位千圓)

年度	補助額	内會社補助	年度	補助額	内會社補助	年度	補助額	内會社補助
明治八年	五三	二五〇	一七	二七四	二五〇	二六	九五三	九三〇
九年	二五	二五〇	一八	一〇二	三	二七	九四九	九三〇
一〇	二五	二五〇	一九	九〇	八〇	二八	九三七	九三〇
一一	二五	二五〇	二〇	九〇	八〇	二九	一、三四三	八八〇
一二	二六	二五〇	二一	九八	八〇	三〇	二、六六八	八八〇
一三	二六	二五〇	二二	九五	八〇	三一	四、七八	八八〇
一四	二九	二五〇	二三	九五	八〇	三二	六、五五	八八〇
一五	二七	二五〇	二四	九四	九三〇	三三	七、九三九	八八〇
一六	二七	二五〇	二五	九四	九三〇	三四	七、三六七	—

(備考) 土方成美「我國民經濟と財政」三一四頁。
 1. 補助金と會社補助額との差は航路補助費。
 2. 會社は三菱、郵船、商船、湖南汽船の四社。

を興へるものであつた。

かくの如く、本邦船舶業は常に軍事的意義の下に特殊な資本経営として發展した。これ等船舶會社に對する政府補助金を見るに第十表の如くである。財政に依り資本の成生を促進せられたるものとしては、前記の諸企業以外に、直接政府資金に依るか、又は關稅率に加減せられる保護企業たるものは尠くない。例へば、獨占資本的に發達したる五大電氣力會社、生産者の自由販賣を禁止して、強制的に特約取引を爲さしめ、原料を確保することの出來た臺灣製糖の如きである。が、當時の經濟政策に於ける財政政策及資本の成生の問題としては、前記の諸事項によつてその方針の示すところを窺ひ得る代表的なものと思ふ。

第三節 物價騰貴の必然と價格政策

以上、見來つた如く、明治維新以來政府の財政政策は國防化經濟の編成であつた。資本化されたる資源が一般産業の再生産資本とならずに、軍事費として又低劣な生産力の補充資金として不生産資金に充用せられる従ひ、それだけ物價騰貴を伴ふは止むを得ない現象である。正貨準備に比較して二—三倍を超へる如き通貨膨脹はもつとも急速に物價を騰貴せしむる。又、政府は國

第十一表 三大財政資金と物價累年表

明治 年	國債未償 還額 (年末)		兌換券 發行高 (年末)		中央・ 地方地 租		農 産 物			水 産 物			工 業 生 産 物		
	百萬圓	%	百萬圓	%	百萬圓	%	米價 圓	大豆 %	鹽 %	練粕 %	綿絲 %	砂糖 圓	味噌 %		
1900	237	100	55	100	55	100	5.03	100	100	100	9.8	100	6.54	100	
1901	251	105	79	144	50	91	6.0	119	119	119	9.3	94	6.84	105	
1902	242	103	115	217	53	96	7.0	140	140	140	7.3	74	6.08	93	
1903	234	100	148	280	54	98	7.38	147	147	147	8.1	83	6.08	93	
1904	234	100	180	340	55	100	8.88	177	177	177	8.5	87	7.01	107	
1905	330	139	180	340	55	100	8.88	177	177	177	8.5	87	7.01	107	
1906	382	161	236	436	60	109	9.98	238	238	238	9.3	94	9.04	138	
1907	478	202	250	471	67	138	9.98	238	238	238	9.3	94	9.04	138	
1908	496	209	214	404	84	153	12.30	244	244	244	10.0	103	9.85	150	
1909	538	227	233	438	95	173	14.42	287	287	287	10.3	104	8.93	137	
1910	583	246	332	599	108	196	18.5	355	355	355	11.2	114	13.0	200	
1911	643	271	369	691	133	233	24.48	389	389	389	11.5	118	16.3	249	
1912	737	313	449	828	163	293	32.8	477	477	477	12.2	124	18.8	287	
1913	821	346	519	961	193	333	41.2	555	555	555	12.6	128	19.3	294	
1914	916	387	588	1091	223	373	50.6	643	643	643	13.1	133	20.0	303	
1915	1011	428	667	1228	253	413	60.0	731	731	731	13.6	137	20.7	312	
1916	1106	469	746	1365	283	453	70.4	819	819	819	14.1	140	21.4	321	
1917	1201	510	825	1504	313	493	80.8	907	907	907	14.6	144	22.1	330	
1918	1296	551	904	1643	343	533	91.2	1005	1005	1005	15.1	148	22.8	339	
1919	1391	592	983	1782	373	573	101.6	1103	1103	1103	15.6	152	23.5	348	
1920	1486	633	1062	1921	403	613	112.0	1201	1201	1201	16.1	156	24.2	357	
1921	1581	674	1141	2060	433	653	122.4	1299	1299	1299	16.6	160	24.9	366	
1922	1676	715	1220	2200	463	693	132.8	1397	1397	1397	17.1	164	25.6	375	
1923	1771	756	1299	2339	493	733	143.2	1495	1495	1495	17.6	168	26.3	384	
1924	1866	797	1378	2478	523	773	153.6	1593	1593	1593	18.1	172	27.0	393	
1925	1961	838	1457	2617	553	813	164.0	1691	1691	1691	18.6	176	27.7	402	
1926	2056	879	1536	2756	583	853	174.4	1789	1789	1789	19.1	180	28.4	411	
1927	2151	920	1615	2895	613	893	184.8	1887	1887	1887	19.6	184	29.1	420	
1928	2246	961	1694	3034	643	933	195.2	1985	1985	1985	20.1	188	29.8	429	
1929	2341	1002	1773	3173	673	973	205.6	2083	2083	2083	20.6	192	30.5	438	
1930	2436	1043	1852	3312	703	1013	216.0	2181	2181	2181	21.1	196	31.2	447	
1931	2531	1084	1931	3451	733	1053	226.4	2279	2279	2279	21.6	200	31.9	456	
1932	2626	1125	2010	3590	763	1093	236.8	2377	2377	2377	22.1	204	32.6	465	
1933	2721	1166	2089	3729	793	1133	247.2	2475	2475	2475	22.6	208	33.3	474	
1934	2816	1207	2168	3868	823	1173	257.6	2573	2573	2573	23.1	212	34.0	483	
1935	2911	1248	2247	4007	853	1213	268.0	2671	2671	2671	23.6	216	34.7	492	
1936	3006	1289	2326	4146	883	1253	278.4	2769	2769	2769	24.1	220	35.4	501	
1937	3101	1330	2405	4285	913	1293	288.8	2867	2867	2867	24.6	224	36.1	510	
1938	3196	1371	2484	4424	943	1333	299.2	2965	2965	2965	25.1	228	36.8	519	
1939	3291	1412	2563	4563	973	1373	309.6	3063	3063	3063	25.6	232	37.5	528	
1940	3386	1453	2642	4702	1003	1413	320.0	3161	3161	3161	26.1	236	38.2	537	

(備考) 國債、兌換券は「帝國統計全書」及「金融事項參考書」、地租は「明治大正農村經濟の變遷」、物價は土方成美「日本經濟研究」附 圖表に據る。

防資金の急なる爲め、地租・租税収入を待つことが出来ず、これを補ふ爲め多額の、時には全國銀行總預金高を遙かに超過する公債を發行せねばならなかつた。かくの如き、通貨・公債の濫發が度重ることにより物價は昂騰する。第十一表は明治二十年から四十年迄、日本資本主義の發展期である二十ヶ年間の物價の動きと、これを然るべく浮動せしめる財政關係を示す。

先づ、二つの戦争を機として、國家信用的財政資金の膨脹とともに、物價が急騰したるを知る事が出来る。而して、農産物の騰貴に比し、工業生産物價格の昂騰が緩かであることは、日露戦後に最も急騰しつゝある鹽は專賣に依るもので、砂糖は消費税の加重に依るを除き、練粕の如きものとともに、海外生産物の輸入に依り壓迫せられたる一面を示すものである。

しからば、斯くの如き農産物價の騰貴が農村に幸福を齎し得たか、相對的に物價低落に遭遇した工業の企業利潤は減少したであらうか、と言ふに正に逆である。このことは後に述べよう。

一般的に物價の昂騰は右の如き事情に基くものであつた。然し乍ら同じ社會關係の下に在つても、かゝる財政政策に關聯の深いと淺いとでは市場價格もまた騰落を異にするものである。何等の經濟外強制も蒙らぬものとすれば、生産力の増大したる商品は、生産力の低位な商品を壓迫し驅逐する。然るに當時の財政政策に於ては、かくの如き自然經濟は殆んど許されてゐない。國家

財政に關聯淺く、缺狀價格差に堪へぬとするも、時局の必要とせぬ産業は自滅の他ないし、必要な生産に於ても、増大せる生産力が齎す利益は租税・關稅として徵收せられ、より重要な、そして生産力の低位な後者の發展の爲めの保護資金の給源と化せられねばならぬからである。農業に對しては罰則に鞭うつて生産増加を強要されたことも稀れではなかつた。當時の財政政策に依る價格政策は斯くの如きものであつた。而して、かゝる自由經濟の抑壓にもかゝらず全面的に價格騰貴を招來した理由は、産業の生産力發展の程度を遙かに超へる國內資源の不生産資本への轉出夥多に因るのである。我々は戦争が、そして國防費が「財」の不生産的消耗と考へてはゐない。寧ろ我が國の如きは戦争の御蔭を以て今日の隆盛を招來し得たものと確信する。が、亦財政政策のかゝる偏頗が戦争への誘導を爲す一面の因とも考へられるし、優秀な兵力の大部分を養ふ農村青年の體位低下の原因とも考へられねばならぬ。今日都市は失業人口を多數擁し乍らも、農村に優秀な青年を止め置けない理由は、農業が老幼婦女勞働に適するからではない。食糧自給問題の重要性を帯びたる現時に於ても、尙ほ農村の勞賃収入は都市のそれと比較にならない。工業勞働の優位は實に明治年間に基礎を置くものであり、企業の利潤を超越する官營事業とか、獨占的保護産業資本の支拂賃銀が農業収入に比し、常に、大であつた結果と見ねばならない。

一 物價騰貴と企業利潤

物價騰貴の現勢に就ては上述した如くである。而して、二つの戦争を機として、工業生産物價に比し、農産物價の騰貴がより、顯著なるを見た。次に工業としての官營・保護産業と、農業の物價騰貴に於ける利害得失の實際に就て簡單に見よう。

官營企業・保護産業 これ等の企業は或る程度政府に利益を保證せられたるものである。従つて、物價も費用價格も問題としない。左の三表は土方成美氏「日本經濟研究」に據るものである。

A 鐵道

第十二表 鐵道收益表

年次	私設		年次	私設		年次	私設	
	利廻	資本金百圓に對する利益		利廻	資本金百圓に對する利益		利廻	資本金百圓に對する利益
明治二五年	六・〇〇	六・四三	二九年	九・〇八	八・六二	三七年	九・四二	七・四八
二六年	八・〇六	八・七三	三〇年	九・三二	七・三二	三八年	一一・三二	七・三〇
二七年	八・三八	八・五三	三一年	七・〇七	六・〇七	三九年	一八・九〇	九・〇七
二八年	九・三二	一一・〇三	三二年	八・二〇	七・八三	四〇年	一九・三四	八・九五

B 海運業

第十三表 A 三菱會社收益表 (明治十二年下半年)

收 入		支 出		差 引	
内 譯	一、六〇三、五〇四・九四四	内 譯	一、三六七、〇三六・二四四	政府助成金	一、二三五、〇〇〇・〇〇〇
各 船 收 納	一、五五四、四六〇・五九二	各 船 經 費	二、六九三、三六七・一〇七	差引純益	七五、三七〇・二四三
雜 收	六九、〇四四・三五三	其 他 の 支 出	一、六、七三一・三六二		
		政 府 補 助 金	四九、六二九・七六九		
		損 失			

第十三表 B

水運會社資本額・積立・補助金

年次	資 拂 本 氏	積 立 金	三 菱 會 社 補 助 金
二四	一四、八三四	千圓	九四三
二六	一三、八二三		九五三
二八	一三、六九五		九五七
三〇	三、六五四		二、六六八
三二	三、六八三		六、五二五
三四	三、六五五		七、一六七
三六	三、三三四		七、五三八
三八	四、七三九		二、五〇一
四〇	六四、九六一		八、六九六

C 製 鐵 (第十四表)

先づ、右の如きは日常生活品物價として市場價格に直接表現されるものではないが、官營及保護企業が資本の利潤を無視しても經營し得る理由を示す例證である。而してかゝる企業は利潤を度外視するとともに、技術的改良も一般企業・農業との比較的熱心ではなく、之が民營保護産業に於ては、同一産業内の各個の競争に依つて技術的進歩が留意される相違がある。例へば、綿

第十四表 八幡製鐵所損益計算

年次	収入	支出	損(益)
明治三二年	千圓 四八	千圓 四六	(-)
三三年	二〇二	一、〇五四	(-)
三四年	三三八	三、四〇〇	(-)
三五年	三、三三三	二、七四〇	(-)
三六年	二、〇九六	五、二六三	(-)
三七年	四、一三三	五、〇七〇	(-)
三八年	三、一七六	七、七七四	(-)
三九年	四、九七四	一〇、一三四	(-)
四〇年	五、五九七	一〇、一〇八	(-)

糸業の如きも輸出重要商品として、多額の資金を貸與せられ、輸入綿糸に課税し、輸出に無關稅なることは、從來海外綿糸相場に壓迫されてゐた國內綿糸相場を輸入關稅の防壁を超へない程度に、引上げ得るもので、それだけ紡績資本の保護企業としての利益を増進する。従つて綿糸相場の騰貴率が高いとか低いとかに依つて企業利潤の高低は定められない。綿糸價の動きは生産費と何等の關係もなく、ただ損失の危険だけ免れるものである。資本の保證された利益以上の利潤を考察するには生産技術の進展割合を見ねばならない。が資料を持たぬから省略する。第十五表に依れば、綿糸

價の騰貴が比較的緩かであつても、その利潤は從來内地市場に支配的であつた中小機業に變る大資本紡績の生産力増大に對比すれば、緩慢な騰貴率ではなかつたことを知り得る。之を紡績業の利益配當(第十六表)に就て見よう。

抽象的な利益配當を示すだけは、その利益が如何にして産出し得られるかを見ることは出來な

第十五表 綿糸生産力の發展

年次	一日平均運轉錘高	管絲出來高	綫綿需要高	落綿出來高	屑絲出來高
明治二〇年	千本 六五	千貫 一、一五七	千貫 一、三三二	千貫 一〇三	千貫 二二
二五年	三八五	九、九七七	一三、三四〇	九〇六	三〇四
二九年	七五七	二〇、九四三	二四、八七五	二、九三三	三三八
三三年	一、一三四	三三、一八三	三八、〇四六	三、八五七	七八二

(備考) 「日本帝國統計全書」に據る。

いが、前述の諸事項を参照すれば、綿糸の漸騰にも拘らず企業利潤の増大の事實を首肯し得るであらう。

物價騰貴と農業 しかるに、農産物に於ては、價格の騰貴にも拘らず農家經濟を潤ぼす利益は遙かに低い。米の如き、國民の主要食糧品は人口の増加するに伴つて價格も騰貴する。第十七表の如く、人口増加の率と生産力増大の率が同率程度であ

第十六表 紡績會社利益累年

年次	紡績所屬會社年配當率	一般會社平均配當率
明治三四年	下 六・三	八・〇
三五年	下上 一〇・八	八・〇
三六年	下上 四・五	八・〇
三七年	下上 八・一	八・〇
三八年	下上 八・二	八・〇
三九年	下上 六・六	八・〇
四〇年	下上 八・五	八・〇



れば、米價の昂騰は農家の不勞所得となるものであるが、地租負擔の加重化と、農家及農業用品

第十七表 米價變動の推轉的條件

年次	米價指數	地租負擔指數	反當收穫高指數	内地人口指數
明治二〇年	100	100	100	100
二二年	129	92	109	103
二四年	140	96	108	104
二六年	147	98	111	106
二八年	177	100	115	108
三〇年	238	109	108	111
三二年	199	138	114	113
三四年	244	155	115	116
三六年	287	173	115	110
三八年	255	196	113	113
四〇年	338	233	116	115

の騰貴、それに最も重要な社會的生産力との關係を忘却してはならない。

米の生産力は二〇年——三四年迄十五年間に一五%を増してゐる。綿糸の生産力に於ては二〇年——三三年迄十四年間に一六%を増した。即ち生産力の増大から言へば綿糸價の相對的低落は何等企業の苦痛にならぬ當然の經濟的現象である。そのみならず、紡績業に於ては原棉價格二五——三四年の十年間に一二%を騰貴したるに對し農業の地租負擔は六〇%を増してゐる。

以上、國防化經濟編成の齎す物價騰貴の影響を二つの代表的な企業に就て見た。次に農業の現勢の中にかゝる諸政策が齎す影響を見よう。

第二章 戦前に於ける農業の現勢

日露戦争前年の農業は、尙ほ國防國家的經濟編成の外廓に置かれた。食糧生産擔當者たるの重要性を認め、準備する如きことは行はれてゐない。日清戦後に勃興した都市工業の發達とともに著しく商品化生産を増したことが變化の最大である。商品生産の増加は又商品の購入を増すものであつて、かゝる交換經濟面を通じて時局の影響を享けつゝあつた。農業が生産物の價格關係に於て、諸外國生産物との競争を不可避とする如きことは比較的に尠く、主要食糧に於ては、その生産が、低い生活費に匹敵する低収入を基礎に、海外生産物の侵入を阻止し、維持され來つただけに今新に價格統制の必要も、増産の必要も起らなかつたのである。而して、國內工業の發達と共に、農業人口の減退は不可避の實情にあつたが、農業生産を危険ならしむる如き好條件を與へず、極めて僅かの人口を移動したに過ぎない。例へば綿糸工業が、僅々十餘年の間に近東諸國の市場に於て、歐洲列強と相争ふ迄に長足の進歩を遂げ得られた要因が、低廉豊富な勞働力を以て

加工し再輸出し得られたに依るもので、生産技術の進歩に依るものではなかつた如く、工業の發達も又農産物を減退せしめなかつた。

一方、かくの如き低収入を基礎に經營される農業に對し、資本主義も自己の目的たる生産手段を占有して自らの經營を仕遂げることが出來得ず、農業は依然零細土地の上に増加する人口を收容し、土地集積の増加にも拘らず、小經營を繁榮せしめつゝあつた。

第一節 資本支配の現勢

農業が貨幣經濟に入つてから戦前迄約三十年餘になるが、その間どれだけ資本主義に對應し變化したかを、日露戦時政策の批判に必要な程度に、概観しよう。

一 土地集積の進展

當時、土地の集積は、そのみでも農民の窮乏を物語る、社會的問題であつた。土地集積の行はれるのは一般的には、資本の投下に依つてより生産力を増すこと、それに依つて資本の利潤を高め得る場合と考へられる。然るに事實は土地集積に逆抗して耕作面積は零細化し、生産力に於ては低下する如き現象を生起せしめてゐる。之をマイエットの觀察に徴せば、『購入者は他人の

困難を奇貨とし最低の價格を以て土地を購入するが故、其の資金に對する利子は從來に比し多きを加ふと雖、是れ其購入したる土地を改良し、適當の耕作法を施し、若くは、他の植物を栽培し、以て生産力を増進したるに由りて然るに非ず。低價を以て其の土地を購入したるに由りて然るのみ。其土地の收穫高或は從來より減少することあるも、元と非常の低價を以て其土地を購入したる

第十八表 耕地面積累年指數

平次	田		畑		總面積
	自作	小作	自作	小作	
明治三六年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三七年	九九.八	九九.三	一〇三.四	一〇〇.八	一〇〇.五
三八年	九八.八	一〇一.三	一〇三.六	九九.九	一〇一.〇
三九年	九九.二	一〇一.五	一〇三.五	一〇一.三	一〇一.四
四〇年	九九.九	一〇一.四	一〇七.〇	一〇五.四	一〇三.二
四一年	一〇〇.三	一〇三.〇	一〇五.五	一一二.〇	一〇四.五

(備考) 「農林省累年統計表」による。

第二章 戦前に於ける農業の現勢

が故に、資金に對する利子は從來に比すれば尙ほ多しとす。』(「日本農民の疲弊及其救治策」「日本産業資料大系」241-0頁)
土地購入の衝動が土地價格に比し小作料收入(別項に於て「此の資本家は自ら耕作せず」と述べてゐる)の多額に起因するものなることを判然と示してゐる。

では、集積されつゝある土地が、

田・畑何れに多いかを見るに之れに就ては判然せぬ。が、田小作料に於て地主五分八厘、小作四分二厘、畑小作料に於て、地主四分四厘、小作五分六厘の割合（『本邦小作慣行』一三八頁）なること及び金納小作料の多い畑地よりも、米（又は他の物）納である田地の方が、物價の昂騰から受ける利益の大なる等を考へ合せれば、田地の集積がより大であつたことが判る。第十八表に就て見るも、畑の自作地に次で田小作地、畑小作地が増加し、田自作地の減少を示してゐる。自作農が田より畑作へ轉化しつゝあるのは、當時價格的に有利な商品化生産の最も行はれる畑作物經營は亦、農業資料の購入をもより、必要とするところから、比較的富裕な自作農に行はれたるに依るものと察せられる。

では、土地所有が、地主の如何なる打算に基いて行はれたかを見よう。マイエットは『土地抵當流れに係る計數の巨大なる實に驚くべきものあり。若し正確なる統計表の此の計數（後日發行せんとせる『日本農業の恐慌』に輯録する豫定の數字……筆者）の信を措くに足るを證するなくば、吾人は之を統計上の調査の誤りに歸するに至らん』（前出三八四頁）と言ふ。土地集積の直接の原因として如何に土地抵當流れなるものが大であつたかを知るに足る。然してそれらの土地價格が如何なるものであつたか、之れを同じく、マイエットの調査（前出三八五頁）を藉りて示せば、明治十

七年——九年の三ヶ年間に

抵當流れと爲りたる土地の價格

二億三百三十萬圓

右抵當地に對する貸付金額

一億六千五百八十萬圓

（筆者註）

1. 報告無き府縣もあり、傾向を過少評價するに對する平滿の意味に於て、マイエットは不完全なるものとしてゐる。

2. 明治十四年に於ける村落宅地を含む地價總額は約十六億五千萬圓である。

右に依れば、市價に比し約二割の低價を以て新所有者の手に歸したるものとなる。

地價の低落が、土地の豊度に不釣合な市場價格の破壊であれば問題は存しない。亦、土地所有の經濟的利益が一般的な資本利潤との比較に於て、低い場合であれば自作農の土地拋棄は自然であり、又、土地集積は行はれなかつたに相違ない。然るに地價の轉落は、地租負擔の苛重に因る自作農經營の没落に基因するものであつた。

茲に、地租負擔（明治六年地租改正に依り官定土地價格の百分の三、明治十年百分の二・五、明治三十二年百分の三・三に稅率改訂）の高率が作用するものと見ねばならない。即ち、地租負擔の稅率は右の如くであつたが、地方附加稅を合算すればその稅額五分乃至六分に當り、市場に於ける地價は考へずとしても、一年間に收穫する全農産物の約五・六割に該當する。かゝる高率な地租を提供す

ることは困難である。新に所有者となる不耕作地主はその土地を低價入手し、諸負擔を容易に小作人に轉稼し得られるばかりで無く、米價の騰貴に依つては現物小作料である限り、現實に經濟的利益を收得することが出来たからである。

二 商品化生産の増加と資本經營

我が國農業の商品化生産が、資本主義の支配に抽出された現象であるか、或は、家計の窮迫から止むを得ずして生起したかを明確にすることは困難である。それは商品經濟に入ると同時に、租税の金納化を制定せられたことに依つて、否應無しに生産物の販賣を強請されたからである。然し乍ら、商品生産は商品經濟社會を基礎として可能であると言へば、正に資本主義の要求に對應したものと言はねばならない。

養蠶業 商品化農産物の最も大量な、そして眞先に資本との結合をなした養蠶業に就いて見ても、之を製糸工業の要求に基く原料生産として發達したものと斷定することは出来ないが、製糸工業の發達と商人資本の活動に依つて、商品化生産分量を急激に増しつゝあつたことは顯著な事實であり、資本との結合を深めるに至つた最初の最大のものであつた。

次表は養蠶戸數の増加に對し、製糸工場の減少を示すものである。養蠶戸數に於て、秋季養蠶

第十九表 養蠶戸數増加と製糸工場の減少

明治三二年 三四年 三六年 三八年 四〇年 四二年	養蠶戸數 (千戸)			繭白黃種 收穫高 (萬貫)	製 絲 場 數				
	春	夏	秋		總 數	十釜未満	五十釜 未 滿	百釜未満	百釜以上
"	一、三五六	五三一	四三七	二、五二二	四四、八七八				
"	一、四七六	五三三	四六六	二、五二六	四二、九七六				
"	一、四四五	五八七	六五三	二、五八七	四〇三、四七五				
"	一、四八四	五四九	七四六	二、七三三	四一、九四三				
"	一、四二二	五三三	八九〇	三、四五六	三九七、三四〇				
"	一、四五〇	五四九	九四〇	三、六二九	三八二、九三六				
					三七八、九四九				
					二、八八〇				
					六三八				
					四六九				

(備考) 「農林省累年統計表」による。(養蠶戸數は季節別従事戸數)

従事戸數の増加が目立つが、此の季節は養蠶労働全量の約五〇%に當る飼育及三〇%に當る採桑労働が八、九月の農家閑散期に行ひ得るからで、收穫總量に及ぼす量の問題としては特に論ぜられる程ではない。ただ僅かの閑暇もかゝる副業に従事する必要を増したことが注目される。而して、一戸當の收穫高が十年間に於て約六五%を増收してゐるに反し、農家の家内工業的規模たる

十釜未満の製絲場數が著減してゐることは、それだけ販賣繭數量の増加と、原料生産への專業化に伴ふ生産力の増大を示してゐるものである。然し乍ら之を直ちに、農業の近代的工業との直接的な結合といふ觀點を採ることは出来ない。養蠶業に於ては産業資本との聯携よりも、仲買人等商業資本との關係が可成り長く存続し、今日に於て尙ほ生繭の賣買業者の存在を問題とせねばならぬまでに密接なものであつたからである。さうして、養蠶農民は、生繭＝腐蝕性工業原料の販賣である爲めに、屢々商業資本の買叩きに依つて、常に不利な販賣を続けねばならなかつたことと、品質統一の結果機械絲が有利に販賣し得ることから、各養蠶者も自家繰絲し、品種を統一化するために協業形態へ發展しつゝあつたに對し、蠶種、繭仲買人等は更らに養蠶者の繭出荷（現物出資）を條件として養蠶家を糾合し、機械工場を設置する如き、資本主義的單純協業の動きが活潑となりつゝあつた。

蔬菜・果實及食用農産物 日清戦後、都市工業の發展するに伴つて近郊農家は、蔬菜、果實の需要を受けた。さうして、鐵道の發達に依つて、遠隔地からも輸送が迅速に行はれるやうになり、明治三十年前後には販賣目的の食用農産物が全国的な傾向として増加しつゝある。左表に就て見るに、右の作付反別割合に依れば自給食用農産物中、蕎麥、粟、稗及加工用原料生産物の減

第二十表 各種農産物作付反別累年指數（單位千町歩）

品名	總面積		自家農産物						傾向	
	明治五年	一八年	二年	四年	七年	三〇年	三三年	三六年		三九年
米	100.0	100.5	111.1	103.9	111.6	111.3	112.4	116.9	118.4	以後
大豆	100.0	103.2	107.7	103.4	100.7	100.6	105.7	107.4	109.0	+
蕎麥	100.0	97.1	100.0	103.2	108.9	110.0	106.7	105.5	101.7	+
粟	100.0	100.0	104.6	103.9	101.0	107.6	105.6	94.8	88.3	-
稗	100.0	93.0	82.8	84.7	80.0	70.9	69.0	65.3	60.3	-
裸麥	100.0	109.8	120.0	130.9	135.6	133.5	140.1	137.5	143.6	+
大麥	100.0	101.0	104.6	107.9	107.6	106.1	107.1	109.1	111.1	+
小麥	100.0	106.7	108.6	114.4	118.6	123.9	125.6	125.9	128.3	+
加工	100.0	103.2	103.6	93.6	62.9	53.0	29.3	21.5	10.0	-

農産物				農産物			
工業原料		農産物		食用		農産物	
大麻	葉藍	煙草	菜種	甘藷	馬鈴薯	密柑	葡萄
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
106.7	153.5	89.6	104.2	115.6	113.5	118.4	124.8
—	134.6	—	107.1	131.9	144.8	148.1	154.8
150.0	143.1	146.7	94.9	143.3	143.3	161.2	154.2
160.7	155.0	129.4	96.1	154.2	154.2	174.6	174.2
130.9	143.0	154.0	95.4	161.5	161.5	196.1	196.1
229.4	111.2	233.6	98.5	168.6	168.6	246.1	246.1
101.7	51.9	127.1	87.9	170.8	170.8	263.4	263.4
+	+	+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+
+	+	+	+	+	+	+	+

(備考) 「農林省累年統計表」及「明治大正農村經濟の變遷」に據り作成。
表中に於て當該年度の調査なきものは次年度分を採用す。

退に入れ變つて、販賣用食用農産物及蔬菜、果實類の増加が目に着く。最も減退してゐるのは工藝農産物であり就中棉花生産が顯著である。本表には統計數字を缺く爲めに、菜、桑が登載されてゐないが、棉花作付面積の大部分が桑、茶作付面積に轉化したものであらうことは、生産物數量に於て、兩者の交替が殆んど同量的に行はれてゐることに據り首肯せられる。これら工藝農産物は、早くから我が國農業の商品生産として發展を共にし來つた小規模工業が、輸入原料を使用する大規模工業に依つて驅逐されつゝある爲めの減退である。工業の近代的工場制工業への躍進にも拘らず、尙ほ舊封建的零細規模耕作を嚴存する農業に對し、生産力の關係に於て、又價格關係を通じて重壓されねばならない端初的な現象であつた。

果實、蔬菜類の生産は、都市の發展に伴つて著しく増進しつゝあつた。これ等が都市へ搬び出される迄には、仲買人、問屋の介在を経る場合が大部分であり、未だ、前貸資本によつて、生産物の提供を強要する如き關係は無く、農民の無智に附込む買叩きが取引の一般的形態であつた。

第二節 農業生産力の増大

日露戦前、農業に於ける發展の最も顯著なものは、生産力の増大であつた。その結果、生産物

の商品化が増加したるものである。生産力が如何なる所與條件に依り増大したるかを見るときも

第二十一表 各種農産物反當收穫量累年表

年次	米	小麥	大豆	甘藷
明治一一年	一〇・一五	〇・五二六	〇・三九六	一六七
一六六	一・二七四	〇・六三四	〇・五〇五	一七三
二一六	一・四三九	〇・七六七	〇・六九八	二五三
二六六	一・三四三	〇・七五三	〇・六七五	二〇八
三一六	一・六八二	〇・八九八	〇・六四五	二六八
三六六	一・六三三	〇・三九九	〇・七八四	二六五

(備考) 「農林省累計表」に據る。

大豆・甘藷は當該年度分調査洩れの爲め
一一、二一、二六分は一一、二〇、二
七年度分を揭示せり。

に、當時の農耕状態を本章の内に概観する。

上表に示される生産力の増加を見るに、十一年より三十六年に至る二十五ヶ年間に六〇%乃至倍額の増収が見られる。

一單位當土地面積から、從來よりも生産額を増大せしむるに必要な基礎的條件は、土地改良(灌漑、排水等)生産技術改良(品種、農具、肥料等)勞働強化等である。

一 土地改良

土地改良はその當時「耕地整理」の名に依つて行はれつゝあつた。けれども耕地整理の必要を提唱したものは、地主等の團體である全國農事會の盟員であつて、耕作農民の利益に出發したるものではなかつた。地主の執拗な同法案實施運動は日清戦後より續けられ、法による強力

に俟つて行はしめんとしたことに注目されねばならない。即ち、明治三十年一月に芝公園に於ける第四回農事大會の如きは「土地整理に關する制裁法を設くるの件」を決議し、之が實施を政府に迫つてゐる。その結果三十三年耕地整理法の成立を見るに至つたが、三十三年より三十八年に至る六ヶ年間僅かに一萬二千餘町歩(全耕地面積は五百三十萬町歩)を實施し得たに過ぎない。ところが耕地整理の目的であつたか否かは別として、地積増加の効果は尠からず見られた如くで、諸府縣に於ては、不用の池沼を埋立て不毛の原野を開拓して、耕作地區を擴大したるもの亦少なからず。然れども全國を通じて、徐々に地積の増加を見るに至れるは、耕地整理に依るものを以て最も多しとす。蓋し本邦の農業は小農組織にして耕地區々に分れ、而かも狹少にして其地積の分界極めて不規律なり、加ふるに畦畔徒らに多き爲め自然耕作地を損し、且つ概して排水も亦良好ならざるの缺點あり、故に耕地整理は此等の缺點を除去する爲めに施行せられたるもの」(「本邦鐵道の社會及經濟に及ぼせる影響」中卷四五頁)と、宛かも地積の増加を主眼とし土地改良はその附録でしかない如くである。従つて、かゝる土地改良の事實は、農産物の數量を増すに有力ではあつても、農業生産力の増大を促進せしめる「力」としては微少であつたと言へる。

二 生産技術改良

生産技術の改良は、機械の使用、肥料の施用、改良品種の採用、適地適産に依り行はれる。(前出、「鐵道の……影響」(中巻四五三頁)に於ても、農業收穫増加の諸原因として

一、撰種 同一稻株にして結實多く、穂長十分にして枝幹強健に、且つ氣候の激變に堪へ得るものを撰定すること。

一、栽培 小苗代と言ひ、短冊形と言ひ、其播種發芽の形體を調査し、害虫の驅除に努め、排水灌漑の宜しきを得るに至りたること。

一、施肥 綠肥、推肥の類以外に、土壤の適否を考察し、豆粕、人造肥料、燐鑛、硝石等を使用して、十分肥料の効果を舉げしむるに至りたること。

一、學理の應用 農事試験場、農學校及び郡縣に於ける農業技術員が、學理的に栽培、收穫、撰種、施肥等諸般の技術を講演し、實地の運用を奨励指導しつゝあること。等を舉げてゐる。

當時は未だ、農業生産用具の「力」が左程に問題にせられてゐなかつたこと、或は問題にする農具の無かつたことを反面に示唆してゐる。

撰種、適地適産 土壤學の發達が、土地に適する撰種、肥效を教示するものであることは言ふ迄

も無い。が、農民は又多年の經驗に依りこれを體得してゐたことも窺知せられる。乃ち、適地適産の傾向は田畑勝手作の公布と共に極めて顯著に行はれてゐるからである。農民が指定品種の耕作の強制から解放されれば、經濟的に最も利益を與へる作物の生産に従事せんとするのは、自然

第二十二表 米増収率表

五年間平均	前期を一〇〇とする増収率
明治一一一五年	一〇〇
〃 一六二〇年	一一一
〃 二一二五年	八
〃 二六三〇年	(一) 四
〃 三一三五年	一〇
〃 三六四〇年	七
〃 四一四五年	七
大正 二一六年	六

(備考) 「農林省累年統計表」に據る。

の動きであるとともに、土地そのものも疲勞すること少く生産力を上昇し得られる。このことは又一面に於て、耕作者の土地に最も利益を齎らす作物の生産に全力を集中し、専門化するに至るべき過程である。又、専門化するに伴つて更に生産力を高めるもので、農業の自由生産が一般化するに至る迄の期間に於ては、農業生産力増加の最大の「力」である。

かく言ふ理論の根據を示せば上表の如く、米の増収率に於て最も顯著な増大を示す期間は、こゝでは一六一—二〇〇年の一一%、次で次期五ヶ年間の八%である。三一—三五年の増収率は前期五ヶ年の中二十九、三十の兩年に涉る

凶作の爲めであつた。而して逐年次第に率を減じてをり、農業が技術的にも、又機械の使用、改良肥料の施用等農耕改良への過程を進むに従つて「率」を減じたは、反面に於て、田畑勝手作の自由、撰種、適地適産が最も有力に生産力増大に作用したるものと考へることを妥當ならしめる有力な證左である。

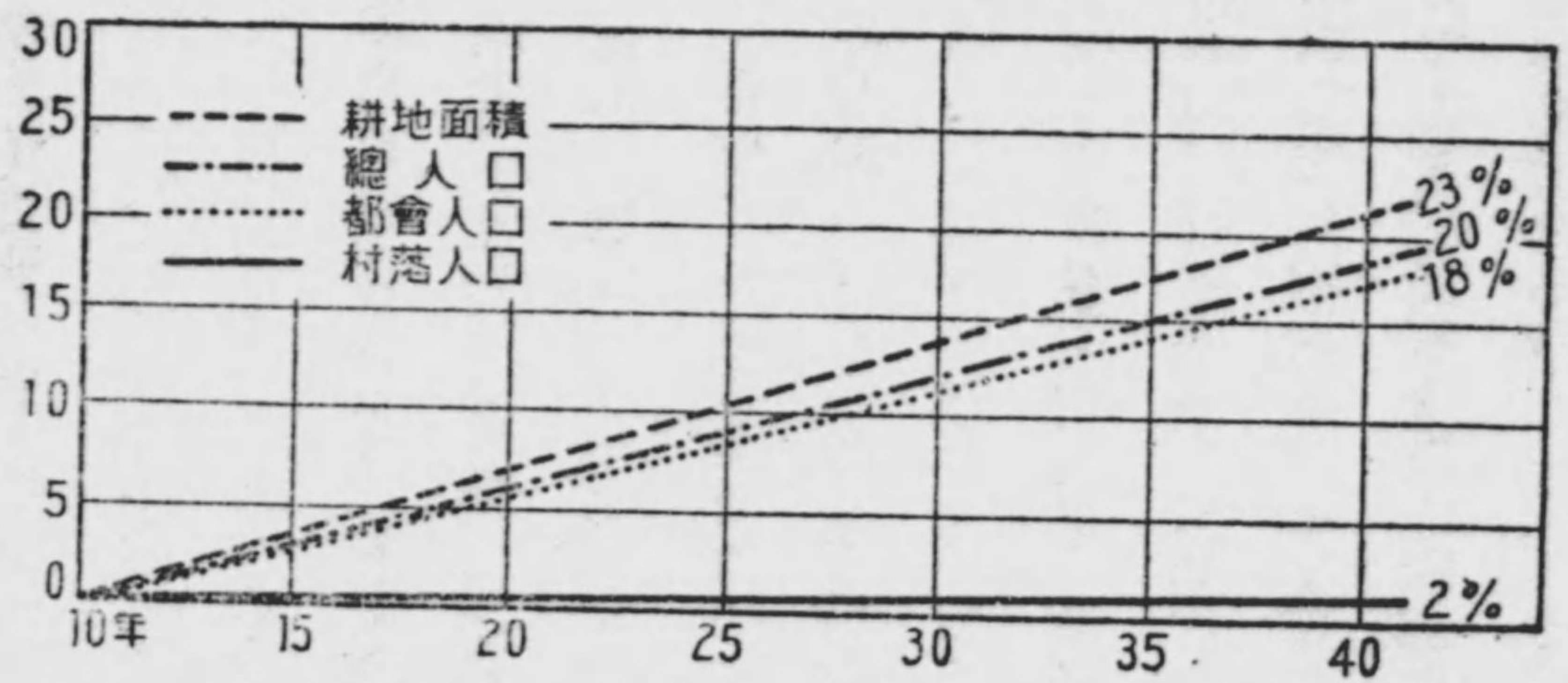
かゝる生産力増大の結果、縣外輸出米を増加しつゝある縣として、肥後米、石川縣米、越中米、福井縣米、越後米、宮城縣米の名は一般に知られ、又、都市近郊の野菜作、山岳、山麓地帯の蠶飼育、茶樹栽培、等それぞれ專業化の傾向を漸次に高められつゝあつた。そして、鐵道の發達に依り輸送力の大量と速度を増したるとを併せ考へれば、適地適産を行ひ專業化が實に生産力發展なることを首肯し得られる。

肥料 農業の専門化が自己の耕地に適する作物を撰び行はれたることは、又斯くすることが最も經濟的に利益たるに基く。專業の利益を増進する爲めに、從來自己生産にかゝる雜務が抛棄せられるに至るべきに就ては前述した。肥料に於ても、自給肥よりも肥効率の多いものを購入し、充用することがより利益である。勿論、價格と餘剩勞力の關係もあり、專業に依る利益に對比して考へられねばならぬものであつて、農家經濟の點からは論議せられ検討すべき一面もあるが、

農業生産力の問題としては總括的に、肥料の投下は生産力を増大せしめ、生産物より受ける利益も之に伴ふものと考へられる。當時の肥料種別とか生産類に就て確たる統計は無い。新しく農業に採り入れられつゝあつたものとしては、「舊來使用せる綠肥、推肥、油粕、メ粕、石灰、人糞の外に、礦物質（過磷酸石灰、硫酸安母尼亞、硝石、各種人造肥料）、動物質（メ粕、鯀粕、干鰯、胴鰯、骨粉）、植物質（大豆粕、菜種粕、棉實粕、荏油粕、胡麻油粕）の各種人工的肥料の消費額は逐年増加を示せり」（前出「鐵道の……影響」中卷六一九頁）と言はれる程度に施用せられたもので、肥料の生産力に及ぼす影響は漸次重要となりつゝある如くである。

人口の増加 農業に對して勞働力支出量を増大せしむる要因は、人口の増加、農家の純農業外雜務勞働の喪失等に因るものである。農家に於ける雜務は從來農業に必要とした農具、肥料、生活用品の生産等であつて、農業專業化とともに漸次かゝる勞働は失はれ、それ等に支出せられてゐた勞働力は純農業に振り向けられる。かくの如く農業の純化過程に於て、人口は絶對的な増加以外に相對的な増加にあるを忘れてはならない。而してかゝる相對的な増加人口を數字に現はすは困難であり、農家各戸の内部に發生し、農業の純化に併行して増加しつゝあつたものと諒解せられるべきである。

第二十三表 農村及都市人口並耕地面積増加指數



(備考) 土地及總人口増加指數は「農林省累年統計表」の圖表、村落及都會人口數は「本邦鐵道の社會及經濟に及ぼせる影響」附圖、村落乃至都會の人口百中の割合に據れり。これを總人口増加率を以て比較換算したもの。

農業人口の増加及耕地面積の増加が如何なる程度であつたか、殆んど推定に近いものではあるが第二十四表に之を示す。

本圖表に依れば、農民(村落)の増加人口に對し、耕作面積約二割餘を増した。此の増加地積の大部分が畑地(それが全部畑地であつたといふ意味でなく、増加せる耕地の全體的な割合に於て)であらうことに就ては土地集積の項に於て述べた。即ち、地積の増加に依り、一定の土地面積上に收容し得る農業人口量を二割増加することとなつた。言ひ換へれば、農業人口は相對的に遞減し、農民は一人一人の上に二割だけ從來より餘計に働く事が出来るようになったのである。農村人口と農地との關係は以上の如き状態であつて、これを農家

第二十四表

耕地面積農家戸數累年表

(單位千町、戸)

年次	耕地面積		總戸數	
	農業	兼業	農業	兼業
明治三六年	五、二六六	三〇・三七	五、三三八	六九・六三
三九年	五、三三七	二八・九八	五、三七八	七一・〇三
四二年	五、六一七	三一・五七	五、四〇七	六八・四三

一戸當り耕地面積に就て見ても略々同様の傾向である。上表に依れば一戸當り三六年の九段八畝から四十二年の一町四畝への上昇が見られる。

以上の如く、農業生産力の増大を條件付ける可きものとしての、人口問題の意義は尠少である。

第三節 農業經營及農家經濟

農業經營の現勢に就ては、以上に大略述べた。然し乍ら、前項は戦前に於ける農業經營の變化の最も著大であつた土地集積、商品生産の増加、生産力の増大等を中心に觀察したものであつた。以下農家經濟に就てこれを見よう。

一 農業經營

左表は齋藤萬吉著「農村の開発」所掲の家計調査に依るものである。

第二章 戦前に於ける農業の現勢

第二十五表 家計調査

大地主(調査八ヶ所平均)

家族七人・所有地、田畑二十町及山林十四町

(単位圓)

年次	種別		種別		種別		種別		種別		種別				
	田畑	小作料	山林	貸金	其他	計	食料	衣類	住居	負擔	教育	交際			
二十三年	一、二七	一七六	五六	三六	六五	一、七五〇	二三四	八三	四〇	四三九	一七〇	九六	四〇	一、四六	一、三三七
三十二年	一、八二六	二七四	九七	二六	九六	二、五五三	三六八	一五〇	九三	六九三	二八〇	一四八	六八	二、五〇	二、〇四八
四十一年	二、四四七	三五三	一三三	六三	一三三	三、六五七	五〇五	一八四	一三九	一、一二	三三九	三三三	九二	三三〇	二、九二二

(備考) 大地主とは、専ら小作米及貸金、公債、證券の利子を以て生計を営むもの意。

自作農(調査十八ヶ所平均)

家族六、七人・所有地、田畑一六反及山林若干

年次	種別		種別		種別		種別		種別		種別			
	田畑	園藝、飼畜	肥料	雜	計	食料	肥料	負擔	衣類	住居	教育	薪炭		
二十三年	一九五	三三	二九	一六	二七三	一〇〇	三九	一九	一八	七	五	五	四	二四六
三十二年	二九八	五八	四〇	二六	四二二	一五三	六三	三二	三七	一〇	八	八	七	三九三
四十一年	四〇八	七六	五一	三二	五六七	二〇四	八六	五六	三六	一三	一三	一六	一〇	五三八

小作農(調査十五ヶ所平均)

家族六人・小作地田畑一反

年次	種別		種別		種別		種別		種別		種別		
	田畑	飼畜、園藝	肥料	雜	計	食料	小作料	肥料	衣類	薪炭	負擔	其他	
二十三年	一四三	一三	二六	三三	二〇三	七三	六三	三三	九	三	一	一八	二〇〇
二十二年	三二	一八	三三	三七	二九九	一〇四	九五	四七	一四	四	二	二八	二九四
四十一年	二八二	三三	四五	四五	三九四	一四三	一一六	六七	三二	五	四	四〇	三三五

(備考) 齊藤萬吉著「農村の開発」に據る。

農家々族平均六人餘、農業用地平均一町二、三反で、現今に比較すれば單位當收容人口の密度は粗く。

農業所得は自作・小作の耕作面積の相違に比例して格段に異なる。全収入額に對する各収入項目の割合は、二十三——四十一年まで殆ど同率を以て推移してゐるが、自作農に於ては園藝・飼畜・特用作物の収入が逐次的に増加し、小作農に於ては雜收入(小作農の雜收入は唯一つ賃労働報酬あるのみ)が増加しつつある。而して兩者共に自給肥料の収入割合が減少してゐる。

即ち、前章に説述した富裕自作農の商品化農作物の増加、農民的には自給的家族労働の喪失の

事實を茲に見出すことが出来る。而して、小作農に於て労働報酬の増加しつゝあることも亦之が證左を爲すものであると共に、家計困難の一面を示す。

農家經濟として見るに、自作農は年約三十圓前後を剩し得るに對し、小作農は收支不償の如きすらあるを示し、。肥料・諸負擔の全支出額に對する割合は、自作に於て二五・二%——二六・四%へ、小作に於て四八・五%——四七・三%へと推移し、自作の困難は小作農よりも増加するにもかゝらず、小作農に於ては支出超過を示してゐる。此れらのことは農業全般に對する負擔の壓力、物價較差に因るものあるを觀取せねばならない。

小作に於て、小作料負擔が全支出割合から見て比較的減少したる如く見ゆるのは、肥料・衣類支出の急増に依るものであり、農業經營の困難さは大地主の小作料収入が全収入との割合に於て漸減し、貸金・其他の利子収入の激増しつゝあるに對照すれば自明であらう。

農業經營の現勢に就ては、大略以上に述べた如くであるが、これを要約的に示せば、

(一) 農民の窮迫から土地賣買が増加し、それらの土地集積にも拘らず耕作面積は細分化せられるが如き現象を高めつゝあつたこと。(イ) 地主的土地所有が單に小作料収入のみが目的なるため、土地改良を行はず、逆に土地の荒廢を招致する惧れあり、それを「耕地整理法」を以て農民

の負擔に於て行はしめんとした。(ロ) 農民は零細土地を基礎として、現金収入を増す爲めに農産物の販賣を必要とし、物品の購入をも増加して、資本との結合を深めつゝあり。(ハ) 自作農に於ては、地租負擔の加重に堪へずして土地を喪失するか、比較的富有層のものは商品化生産目的の畑作農業に少しでも多くの労働を振り向けんとした。(ニ) 小作農民は土地集積の増加に伴つて生起したるもので、多くは地主の慾望に依り、稻作労働に従事せしめられた。そして、商品經濟の發展と共に著しく家計困難を増し、労働報酬に生活費の依存度を高めつゝあつた。(一) 作物に於ては、都市工業の發達に伴ふ食用農産物、果實、蔬菜の増産が見られ、又その一部或は生糸の如きは低廉な労働力を基礎に海外輸出が増進せられつゝある、(三) 生産力に於ては「適地適産」に依る收量増大が顯著なものであつた。

二 農家經濟

以上の如き農業經營の狀態に於て、農家經濟は純農業收入のみを以て維持し得るものではない。爲めに、家計補充の必要から、自作の園藝・飼畜・特用作物の如き所謂窮迫商品生産を増し小作の労働報酬が次第に重要収入となりつゝあるを見た。之をエッケルト博士の計算なるものに依るに「予は多年蒐集せる統計表に依り、農夫及其家族自身の労働を假に賃錢を拂ふものとして

費用を算出するに、米、大小麥、粟其他の植物は之を耕作するに費用却つて收穫より大なる故に大に損失あることを發見せり」(同博士「日本振興策」(2)五三六頁)と。しかも、地租税率は従前の三分より二分五厘に減額された二十年代の農業である。エッケルトは、税率はかくの如くであるが、地方税を考慮に入れざるも、此の二分五厘は毎歳收穫の百分の三十乃至四十に該當するものと言ふ。故に地方附加税

第二十六表 農家収入割合

科目	自作		小作	
	二三年	三二年	二三年	三二年
農業収入	七二・四	七〇・六	七〇・四	七〇・五
兼業収入	一一・二	一三・七	五・九	六・〇
雑収入	五・九	六・三	一〇・八	一三・四
肥料収入	一〇・六	九・五	二・八	二・〇
貸金利息収入	—	—	—	—
計	100・0	100・0	100・0	100・0

(備考) (第二十六表) により作成。

を合算すれば五割乃至六割は地租として徴收せられるものとなる。
即ち、土地収入がかくの如き状態である限り、近來の農業純化の傾向は、農家の窮迫をより、深化せしめつゝあるものと見ねばならぬ。第二十六表に依り、収入目的の變化を見れば次の如くである。
自作、小作共に、猶農業収入が全収入の七〇%餘を占めてゐるとは言へ、肥料収入と

第二十七表 農家支出割合

科目	自作		小作	
	二三年	三二年	二三年	三二年
小作料	—	—	三二・五	三三・三
肥料料	一五・九	一六・〇	一六・五	一六・〇
食料	四〇・七	三九・〇	三六・五	三五・四
住居類	二・八	二・五	—	—
衣類	七・三	九・四	四・五	四・八
薪炭	二・〇	二・〇	一・五	一・三
教育	二・〇	二・〇	—	—
雇人	一・六	一・八	—	—
負擔	七・七	七・九	〇・五	〇・七
其他	二〇・〇	一九・三	九・〇	九・五
計	100・0	100・0	100・0	100・0

(備考) 「前表」に同じ。

共に減退しつゝあるが、兼業、雑収入は逐次的増加を示してゐる。
要之、農家収入のかゝる變化は、地租負擔の苛重に依る家計困難の然らしむるもので、肥料等自給的雑務労働が購入肥料に取り替りつゝあること等とともに、自作農に於ては兼業収入、小作に於ては労働報酬が家計補充の重要収入となりつゝあることを示すものである。
家計支出に就ては上表の如くなる。
即ち、自作農に於ても小作農に於ても、絶對的な必要費は切下げられつゝある傾向を示すが、特に小作農に於ては肥料の如き再生産資料をも減じてゐる。自作農の衣類

費が増加（といつても勿論贅澤費でなく、引下げ得ない爲めであらう）するに反し、小作農に於ては、小作料負擔の増加に依り窮乏化する生計を維持するには、食糧費の削減より他無いものなるを告示してゐる。

第三章 日露戦争と農業政策

戦時農業政策と云ふも、戦前の農業が、その國防國家的經濟編成にもかゝはらず、何ら戦時目的に準備されてゐなかつた如く、戦時に於ても、極めて單純な、しかも罰則付きの増産奨励策を、農民の勞働力強化を樞軸として、強行せしめんとしたことのみ見られるに過ぎない。事前に豫想せられたにかゝはらず、肥料の缺乏に對しては、ただ推厩肥の増作を勸奨するのみであつて、肥料價格の低下を圖る如きは行はれず、輸送の利便を考究する如きことも無かつた。

第一節 農業政策

一 議會に於ける農業對策

議會に於ける地主勢力は、戦時生産力の減退を防止する爲めに、國帑を以てする農業技術員の設置を要望し、彼等に監督權を附與せしめて土地改良を強行せんとした。

左の資料中、「國本培養に關す建議案」の如きは最も注目せらるべきである。

第廿一帝國議會に於ける農業法案

▲耕地整理法中改正法律案 (政府提出)(兩院通過)

法律第三十一號 (二月二十三日公布)

耕地整理法中左の通改正す

第一條 本法ニ於テ耕地整理ト稱スルハ耕地ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ其ノ所有者共同シテ土地ノ交換若クハ分合區劃形狀ノ變更、道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等ノ變更廢置及之ニ伴フ灌溉排水ニ關スル設備並工事ヲ行フヲ謂フ。第三十條中「命ズルコトヲ得」ヲ「命ジ又ハ整理施行發起ノ認可ヲ取消スコトヲ得」ニ改ム。(以下略)

▲地租條例中改正法律案 (政府提出)(兩院通過)

法律第三十三號 (二月二十八日公布)

▲蠶病豫防法律案 (政府提出)(兩院通過)

法律第二十二號 (二月十五日公布)

蠶病豫防法(抄)

▲農會法改正法律案 (衆院通過、貴院未決)

(從前ノ農會法中、第六條ニ設立ノ強制、第七條ニ絶對加入、第十條ニ市町村ノ農會補助ヲ公認、第十條ニ上級農會ノ指揮權ヲ與ヘル、等ヲ加ヘテ強化セントシタルモノ)

▲災害地租免除ニ關スル法律案(衆院通過)

▲畜牛結核豫防法中改正法律案(同)

▲土地收用法中改正法律案 (同)

▲馬匹改良ニ關スル建議案 (衆院通過)

▲國本培養ニ關スル建議案 (同 成立)

國本培養ニ關スル建議

今ヤ我が邦ハ振古未會有ノ大事變ニ際會シ、國費頗ル多端ナルニ拘ラズ、國民ノ意氣益々旺盛ニシテ

毫モ疲憊ノ色ナシト雖、戰局ノ前途遠遠ニシテ、從テ、國民ノ財力ニ俟ツトコロノモノ愈々多大ナルベキハ勿論、國家交戦ノ目的ヲ達シ平和ヲ克服スルニ至ラバ、其ノ結果施テ經濟上ニ及ボシ、對外競争ノ激甚ヲ致スハ亦自然ノ趨勢タルヲ疑ハザルナリ、乃チ知ル、國家ハ今ニ於テ大ニ産業ノ振興ニ力メ、之ガ施設經濟ニ對シ積極的方針ヲ執リ、以テ國力ノ培養ヲ爲サザルベカラザルノ要極メテ緊急ナルヲ。

夫レ、帝國ニ於ケル農工商水産等凡テ一般産業ノ發達ハ、近時少シク見ルベキモノアルガ如シト雖、而モ改良進歩ノ餘地頗ル多大ニシテ、之ヲ保護獎勵スルニ於テ單ニ四五ノ事項ヲ限定シテ之ヲ實行スルモ、尙且年々數億圓ノ巨富ヲ開發スルコトヲ得ルモノアリ、次ニ掲グル所ノ事項ノ如キハ最緊急ノ實施ヲ要スルモノノ一例ニシテ國家ニシテ更ニ進ム

テ方針ヲ定メ計畫ヲ樹テ、全力ヲ擧ゲテ之ガ勵行ヲ圖ルニ於テハ、前途益々多大ナラトスル國費ノ需用モ綽々之ヲ充足シ得ルノミナラズ、將來ニ於ケル國力培養策トシテ速ニ産業ノ保護獎勵ニ關スル方法

第三章 日露戦争時農業政策

- 一、農商務省ニ農務監督官ヲ置キ地方農事行政ノ監督ヲ行ハシムルコト。
- 二、道府縣ニ地方農務監督官ヲ置クコト。
- 三、全國各郡(北海道ニ於テハ支廳)ニ郡技術員ヲ置キ其ノ經費ノ一部ヲ補助スルコト。
- 四、地方廳ニ技術員ヲ置キ耕地整理及排水事業ノ調査設計ヲ行ハシメ其ノ費用ヲ補助スルコト。
- 五、地方農事試驗場ヲシテ原種子用米麥栽培ヲ行ヒ收穀ヲ農會ニ交付セシムル爲其ノ費用ヲ補助スルコト。
- 六、農會ヲシテ原種子ヲ精農家ニ委託栽培セシメ其ノ收穀ヲ農業者ニ配布スル爲栽培費及栽培監督費ヲ補助スルコト。
- 七、農事改良ニ必要ナル勞力ヲ供給スル爲牛馬耕普及ヲ目的トナス施設ノ補助ヲ爲スコト。

第一篇 日露戦争と農業政策

- 八、蠶兒飼育上ノ改良普及ノ模範稚蠶共同飼育所ヲ設置セシメ其ノ費用ヲ補助スルコト。
 - 九、生繭ノ完全ナル殺蛹乾燥ヲ行ハシムル爲共同殺蛹乾燥所ヲ設置セシメ繭生産者ニ其ノ費用ヲ補助スルコト。
 - 十、各府縣ニ於テ優良ナル桑苗ヲ養成配布セシムル爲苗圃ヲ設置セシメ其費用ヲ補助スルコト。
 - 十一、優良ナル種牝牡牛ノ維持金ヲ補助シ及種牝牛ノ補充ヲ獎勵スルコト。
 - 十二、各府縣ニ於テ優良ナル樹苗ヲ養成配布セシムル爲苗圃ヲ設置セシメ其費用ヲ補助スルコト。
 - 十三、蠶絲業調査所ヲ置クコト。
 - 十四、本邦商品共同販賣所ヲ設置スルコト。
 - 十五、工業獎勵ノ方法ヲ設ケルコト。
 - 十六、工業試験所ヲ増置スルコト。
- (備考) 『中央農事報』第五十八號——六十號ニ據ル。(括弧内ハ筆者。)

非常特別税率表

六六

一、地 租

各府縣(沖繩縣とも)に在ては

市街宅地	地價百分の五・五	地價百分の八
郡村宅地	同 百分の三	同 百分の六
其の他の土地	同 百分の二	同 百分の四・五

(註) 北海道は各「地」とも定率地價百分の一、増率は同じ。

二、營業稅

營業稅法に依る稅額を一箇と定むるときは左の如き割合となるものとす。

增徵率	計
十分の七	一箇十分の七

三、所得稅

所得稅法に依る稅額を一箇と定むるときは左の如き割合となるものとす

增徵率	計
第一種所得稅	十分の七
第三種所得稅	十分の七
	一箇十分の七

四、酒 稅

酒稅法に依る酒類

增徵率	計
第一種	一石五十錢 一石十五圓五十錢
第二種	一石五十錢 一石十六圓五十錢
麥 酒	一石五十錢 一石七圓五十錢
酒精及酒精含有飲料	酒精分一度毎に 酒精分一度毎に
	二錢五厘 七十七錢五厘
沖繩縣酒類出港稅	酒精分一度毎に 酒精分一度毎に
	二錢五厘 七十七錢五厘
稅則第一條第一項に依り課稅すべき酒類	
第一種	一石五十錢 一石十五圓五十錢
第二種	一石五十錢 一石十六圓五十錢
稅則第一條第二項に依り課稅すべき酒類	
酒精分一度毎に 酒精分一度毎に	
二錢四厘 七十七錢五厘	

第一種	百斤一圓	百斤二圓
第二種	同 一圓四十錢	同 三圓
第三種	同 三圓八十錢	同 六圓
第四種	同 四圓二十錢	同 七圓

六、醬油稅

販賣用	增徵率	計
醬 油	一石五十錢	一石二圓五十錢
自家用	一石五十錢	一石二圓五十錢

七、登錄稅 (抄)

八、取引所稅 (同)

九、狩獵稅 (同)

十、鑛業稅 (同)

十一、輸入稅

糖菓類

增徵率	計	
甲 菓	從價一割	從價五割
子	從價一割	從價五割
	六七	

五、砂糖消費稅

第三章 日露戦争時農業政策

第一篇 日露戦争と農業政策

(三) 麥黑穂の豫防

年次	麥作總反別	黑穂拔取實行反別	實行歩合
三七年	一、四六三、二六一 ^町 、三九〇四	四三七、八七七、三〇一〇 ^町	二九・九四%
三六年	一、一九六、九九一、二六二一	五八〇、四五五、四七三三	四八・四九%

(備考) 右二種目(一)(二)に於て前年迄實行戸数が三七、三八兩年度と比較し相違するものあるは調査府縣中回答なきものある爲めなり。

(四) 短冊形苗代

實行反別	總反別に對する實行歩合	前年迄實行反別
八一、一四三 ^町	八六・三元%	六四・三〇三

(五) 共同苗代(集合苗代を含む)

共同苗代ヶ所	同上反別の總反別に對する歩合	前年迄設置箇所
八〇、四九七	—	六四、九八四

(六) 通し苗代の廢止

廢止したる苗代	殘存反別
五一、三二〇	一七、一五〇

(七) 稻苗の正條植

實行反別	總反別に對する實行歩合	前年迄に實行反別
八七、一二 ^町	三四・三%	五四六、三三 ^町

(八) 綠肥の栽培

年次	栽培反別	一反歩平均收量	前年度栽培反別
三七年	二七七、八七三 ^町	* 100—1,100 ^貫	二二四、〇八 ^町

*印は筆者のもので、調査の中には最高七、五〇〇貫最低一五貫等あり、よつて大體の平均收穫高を示す。

(九) 稚蠶共同飼育

共同飼育場箇所	共同飼育蠶量	共同者總數	前年共同飼育場箇所	同上共同飼育蠶量	同上共同者總數
五、一一三	三一九、〇一六 ^匁	五〇、四七九	三、一〇〇	一九三、八五四 ^匁	三三、五三九

(一〇) 改良牧草の栽培

本年栽培反別	前年栽培反別
一、三五九・三三三 ^町	一、〇九八・八五二五 ^町

(備考) 農務局編「戦時に於ける農事獎勵施設及成績」。

三 要 約

以上の如くであつて、農業生産力の維持對策としては、銃後の農民の勞働を強化し、又多少

の耕地擴張を爲さしめることに依つて、勞働力の減退を補充せんとしたのである。而して、直接農業政策ならざるも、非常特別税法の影響の大なるを看過することは出来ない。戦前外國米の輸入は逐年増加する傾向にあつた。それだけに國內米價を制壓せられた點尠くなかつたにかゝはらず、地租の増課せられることは、農民をして米穀生産を抛棄せしめねばならぬものである。當時識者の間にも此の如き非難は喧騒させられたところである。即ち、外米輸入の弊害は年々約一億の正貨を流出するに止まらず、低價なるが故に、都市人口のみならず山間僻地に迄浸潤して、より滋養に富める麥、粟、黍等をも驅逐し國民營養上にも重大結果を及ぼす可し、と言へる如くであつた。我々回顧する者亦此の感無しとせず。何故にかくも農業重壓政策を擇ぶや、と言ひ度い。が、重農主義の感傷を排して推論すれば、工業勞働の低賃銀こそ唯一の國家伸暢策であり、日本資本主義の發展を基礎付けるものであつたことに歸着する。

第二節 農民の戦時生産對策

戦争と農業の問題は、食糧生産擔當者としての農業の問題である。さうして、戦争に因り減退する生産力を如何にして補充するかの問題である。

農村人口が如何なる程度に減少したか、左表に就て見るに、

長野縣下農村人口及馬匹數及徵收馬數 (明治三十九年一月調三十二ヶ村平均)

人口		馬	
總戸數	五九九	三十六年末現在高	六六
農家戸數	五〇一	三十八年末現在高	六五
田畑町歩	三五四		
桑園町歩	一一二		
總人口數	一、六一六	現役兵員	一三
男	一、五八二	召集軍人數	五九
女	一、六二二	内 譯	
農家人口數	二、九七五	一、三十七年中出征者	四五
男	二、九七五	一、三十八年中出征者	一四
女	九三三	戦時中徵發馬數	三
平時勞働に従事し得べき人口數	九三三		
男	九三三		
女	九三三		
内 譯			
一、十六—二十一歳	一、五五九		
男	一、五五九		
女	一、五五九		
二、二十一—四十歳	四六八		
男	四六八		
女	四六八		
三、四十一—六十歳	三二六		
男	三二六		
女	三二六		

〔中央農事報〕明治三十九年四月號
〔齋藤萬吉「戦時に於ける農業勞働者の供給」〕

右の調査に依れば、従軍兵員數は農業に従事する人口三・四%、男子の七・五%餘に該當するも

のなるを示す。然るに、日露戦時に於ては都市の工業も著しく打撃を受け、特に機業地の如きは國民の自戒に基く、奢侈節儉の行はれたるに依つて事業休止したるもの尠くなかつた。従つて此れらよりの歸農人口も可成りあるものと見ねばならない。従つて、農村人口及馬匹の減少に因る生産力の減退は、一般に騒がれる程度に深刻なものでなかつたかに思惟される。即ち、當時の農務局長の言に依れば次の如くである。

『農業人口が近時漸く都會の吸収するところとなるは蔽ふべからざるの事實なりと雖も、從來豊富に過ぎたる農業努力は之が爲めに影響を蒙りたること多からず、或は寧ろ努力の効率を増さしむる效果を得たるが如し、……刻下に迫れる突如たる變態に對しては、特に之に應ずるの用意なかるべからず、即ち此際に於ては農業に従事するものは、從來多きに失したる休日をして農耕に従ひ、相戒めて遊逸に耽る勿らしめ、更に老幼婦女に至りても苟も鋤を取り鋤を手にするに堪ゆるものは、皆其の力に應じて耕耘に従はしめ零細の努力を集めて之を有効に利用する方法も執らば壯丁の召集に原因する人力の缺失の如き忽にして之を補ふて餘あるべし。』(『中央農事報』明治三十七年二月號月田藤三郎氏「戦時農業努力問題」)

一 労働力減少に對する對策

農村から失はれる労働力は、數量に於て多からずとするも、出征兵員は各農家に於ける主要勞力者であり、出征者家族の労働強化は不可避である。之を近隣の相互扶助無くしては或は農産物全體の數量としては減收を招來せねばならない。是等の對策が如何になされたかを見るに、

- (イ)、軍人家族は一層農業に勤勉し、平素坐食せし老人も、晝間裁縫機織を爲し來りたる婦女子も日中は農事に勵み、家族少きものは、隣佑親戚又は朋友が助力を與へ、(ロ)、數ヶ町村中馬耕隊を組織し、出征軍人家族遺族の耕地を無償にて犁起し、以て耕作の一端を補ひ……以上、茨城縣事例(同縣廳「茨城縣戦時狀況一斑」)
- (ハ)、町村毎に規約を設け、平常より一割以上の勤務をなさしめ、徵募者ある家の作業は其大字又は部落に於て努力の補助を爲さしむ、(ニ)、徵發馬匹の賠償金は他に費消せしめざる様村又は部落に於て適當の保管方法を講じ可成早く耕馬を購入補充せしめ耕作に畜力、器械を利用せしむること、牛馬の購買は必ず共同せしめ縣村農會之が斡旋をなし博勞の奸策に罹らざる様注意すること、(ホ)、小學兒童は教師の指揮の下に奮ふて害蟲驅除、麥奴拔取に従ふ……(福島縣訓示)

二 肥料對策

肥料の輸入杜絶と、それに因る暴騰とは、丁度三六年の豐作の翌年に當り、地力の消耗したる後であるから施肥の必要を増さねでならなかつただけに、一層懸念された。

肥料の不足及價格の騰貴は亦實に影響の顯著なるものなり……大豆粕は牛莊より輸入杜絶し糠粕は北海に於ける鯨の不漁の爲め搾粕製造よりも食料製造を有利と……し、過燐酸肥料も原料硫酸を軍用火藥製造に、其他各種肥料も是等重なる肥料の價格との關係並に海運の不便と危險の爲め運賃及保険料の引上により價格騰貴するに至れり……農家は相應の效力ありて而かも價格の比較的低廉なるものを用ゆるを念とし、米糠及配合肥料等を多く使用し、且推肥の製造綠肥の栽培に一層力を致し以て之が補充に勉めたり。(『茨城縣戦時狀況一斑』上卷三頁)



三 耕地整理及農産改良

これ等の二つは、政府及全國農事會が唯一の増産目的とした對策であつた。

耕地整理法に依る灌漑排水の如き土地改良を爲すことと、區劃整理及開墾に依り地積の増加を圖ることは、耕作農民の自然に任せられて遂行を期待することは出来ない。小作農は言ふ迄も無く、自作農に於ても土地改良の利益を將來に實現するよりも、今日の小利に就かねばならぬ家計状態なるが故である。まして戦時の勞力不足に遭遇し、勞働強化の折柄であれば、その成績の上らざるは當然である。

第二十九表 耕地整理の奨励 (茨城縣)

年次	耕地整理費豫算	縣費補助費豫算	一反歩當
三五年	一、八〇〇	一、八〇〇	三圓
三六年	二、五〇〇	一、八〇〇	三圓
三七年	一、一七〇	一、八〇〇	三圓
三八年	一、四九〇	一、八、〇〇〇	二〇

縣戦時狀況「一班」により助成奨励策の「一班」を親へば次表の如くである。

農産改良の成績に就ては、先に示した如く前年よりも比較的に行行されたが、「監督技術員は夜間一人歩きは出来ぬ」と言つた様な挿話付きの強要政策で、展々彼等の毆打事件、農民の拘引事件等醜話を曝して行はれたものである。耕地整理の施行に就ては府縣に依り異なるが、「茨城

第三十表 耕地整理面積累年表

年次	總面積
明治三五年	五、三九四町
三六年	六、二九五
三七年	八、二四八
三八年	一〇、八二〇
三九年	三三、三六三
四〇年	二九、三七七
四一年	二六、九三五

従前反當三圓の補助額は、三十八年に至り一躍二十圓に増額せられた。これ等の補助金は耕地整理法に基き、地目の變換を爲したる者、或は、畦畔、溝渠の變更廢置を行ふ者に交付せられるもので、土地所有者の收得するものなるは言ふ迄も無い。耕地整理實施面積を示せば上表の如し。

第三節 日露戦争と農業問題

一 農業經營に與へたる影響

第三十一表 水戸管内土地賣買件數及金額

年次	件數	金額
三五年	四一、九九〇件	四、四三七、二九圓
三六年	四四、一〇〇件	四、八三三、六二圓
三七年	四八、三三三件	四、八三三、六二圓

a 土地問題

農家は三十四年の凶作に依つて一般に尠からぬ負債を増加した。そして三十五年の豊作を以て一息呼吸を吹返した直後、非常特別税の施行となり、地租を加重化せられ

たもので、三十七年に於ける土地賣買件数の増加は相當顯著たるものありと思惟せられる。右表は、水戸管内土地賣買登記（前出「茨城縣戦時状況一斑」）により作成したものであるが、件数の増加に比し、金額に於て稍々零細したることが示されてゐる。即ち、三六年に於て一件當り百圓餘であつたものが、三七年には百圓未満に低下してをり、小農に於てより、經營困難なる結果と見ねばならない。而して農民が如何に零細な借金を爲しつゝあつたか、そして、かゝる土地低當流れの行はれる現状に於て、土地價格が如何なる状態であつたかを示せば、上表の如くである。

第三十二表 質屋の貸金状況 (三十七年度)

年内貸出口数 同 金額	五二、九九口 五四、一六圓	一口平均 九五錢
受戻口数 同 金額	三七三、二八口 三五三、四八圓	九四錢
流水口数 同 金額	五六、九五口 三九、七九圓	七〇錢
年末現在店数 同 口数 同 金額	八六八戸 三三八、七五口 一九六、二四圓	六錢

(備考) (「茨城縣戦時状況一斑」上卷六〇—六一頁)により作成。

土地問題として、尙ほ地積の増加が相當に行はれたことに就ても見ねばならない、が、前段に簡単に觸れたからこゝでは省略する。

第三十三表 土地價格及小作料

(齊藤萬吉氏調、福島、秋田、石川、長野、愛知、静岡、京都、大阪、岡山、熊本、十縣平均)

田畑一反歩市價(圓以下切捨)

明治三十年頃 〃 三十七年	田 一五二 一四五	% 四四五 四三八	畑 八六 八四	% 三九二 三八四	平均 二八 二五	% 四一八 四〇六
------------------	-----------------	-----------------	---------------	-----------------	----------------	-----------------

同 小作料

明治三十年 〃 三十七年	田 一三、五三九 一三、四八九	% 一六三 一七四	畑 七、〇九三 六、九八五	% 一四八 一四五
-----------------	-----------------------	-----------------	---------------------	-----------------

山林地及原野市價(單位一町步)

明治三十年 〃 三十七年	山林地 一五・三三六 一三五・八三五	% 二九〇 三四三	原野 一〇五・二二三 一一〇・八三〇	% 四一六 四七八
-----------------	--------------------------	-----------------	--------------------------	-----------------

b 農業經營費問題

先づ、最も打撃の大なるものは肥料の騰貴であつた。左表に就て見れば、牛莊大豆粕の如き、一月に對して三月には約三割の暴騰を示してゐる。肥料購入の困難は、必ずしも輸入杜絶のみに因るものではない。過磷酸肥料の原料である硫酸が火藥材料に轉化し、一般的な物價騰貴に依つて練メ粕は乾練として食膳に供せられる分量の方が多くなつた如く、農業經營の於て費用價格の増嵩したるは、農産物價格の相對的低落、所謂缺狀較差の擴大に依る。

第三十四表 肥料相場表

年次	鍊粕		牛莊大豆粕		赤糖		年次	鍊粕		牛莊大豆		赤糖	
	高	低	高	低	高	低		高	低	高	低	高	低
二十六年	四・一五〇	四・四五〇	一・二五〇	一・三〇〇	〇・六五〇	〇・七〇〇	三十七年一月	最高三月 二・二五〇	最低二月 〇・八五五	最高五月 〇・八五五	最高九月 〇・四八〇	最低七月 〇・七八五	最低三月 〇・五七〇
三十一年	三・一〇〇	三・五〇〇	〇・八七〇	〇・九二〇	〇・四七五	〇・五七五	三十七年一月	二・六〇〇	〇・八四〇	〇・八四〇	〇・五四五	二・二〇〇	〇・五七〇
三十四年	二・七〇〇	三・一〇〇	〇・七四〇	〇・七九〇	〇・五二五	〇・六二五	二月	二・五〇〇	〇・六八五	〇・六八五	〇・五〇五	二・四〇〇	〇・五〇五
三十五年八月	三・二〇〇	三・六〇〇	〇・九四五	〇・一〇〇〇	〇・五四〇	〇・六四〇	三月	二・四〇〇	〇・六五〇	〇・六五〇	〇・五〇五	二・三〇〇	〇・五〇五

(備考) 一圓に對する相場を示す。(『中央農事報』第五十二號四八—四九頁により作成)

c. 米價の低落

即ち、米價に就て見れば次表の如くである。

増加率を考慮に入れずとして、米價の一三%低落に對し、肥料は二一%を昂騰、嗜好品に於ては實に三二%の暴騰である。此の缺狀較差の故に地主の小作料収入が激減し、彼等が「貸金其他の利子」収入依存へ急轉換しつゝあるは前章(第二十六表)に示した。加之、地租負擔の加重を

第三十五表 米穀類其他物價指數 (明治三三年)

年次	米	米を含む其他の金		肥料	原料	燃料
		平均	七品料及嗜好			
明治三十六年	一一三	一一〇	一一〇	一〇〇	九八	九三
三十七年	一一三	一一三	一一一	一一六	一〇三	九四
三十八年	一〇九	一四二	一三三	一一三	一一三	一〇五
三十九年	一三四	一三四	一三四	一一八	一二七	一一三
四十年	一三九	一三八	一四四	一二五	一二六	一二二

(備考) 「明治大正農村經濟の變遷」による。

果す困難を一身に引き受けねばならない。中小自作農の土地抛棄の止むを得ざるを知るに充分である。

二 農業生産の問題

— 土地改良と

— 勞働強化 —

戦前の農業生産力増大に撰種、適地適産の與る力が

最も大であり、亦、農家の專業化が或る程度に一般化するや、そこに限度のある推進力なること及びこの限度は既に戦前に峠を過ぎる如くであることに就ては、前章に説述した。

それでは、農業人口の減少、肥料の減少せる戦時下に於ての生産力は如何であつたか、これを見るに左表の如く、三十七年の増収に次で、三十八年、三十九年の減収が目立つ。三十六年の豊作よりも遙かに増収し得たる三十七年の成績は、二毛作の増加と勞働強化によつて齎されたるものであ

第三十六表 米作付面積及收穫高累年

年次	耕地面積 千町歩	米作付面積 千町歩	米收穫高 萬石	反當米收穫高 石
明治三十六年	五、二六六 (100.0)	二、八六四 (100.0)	四、六七三 (100.0)	一、六三三
三十七年	五、二九四 (100.5)	二、八八〇 (100.5)	五、一四三 (110.0)	一、七八五
三十八年	五、三三〇 (101.0)	二、八八一 (100.6)	三、八二七	一、三三五
三十九年	五、三三七 (101.4)	二、八九八 (101.2)	四、六三〇	一、五九七
四十年	五、四三六 (103.2)	二、九〇六 (101.5)	四、九〇五	一、六八八

(備考) 「農林省累年統計表」による。

ら見ても機械の使用は不可能とすれば、先づ灌漑、排水及び投下肥料(行はれた事實は、肥料に變り(汗)の増加が最も力あらしめるものと見られなければならない。こゝに、土地改良が戦争を契機として、農民に強要せしめられたる要因と看做されねばならない。

る。かくの如くにして地力の消耗が三八、九年の凶作を齎す原因であつた。即ち、二十年代迄は耕地の増加に比し、遙かに收穫高を増進してゐた米及一般農作物は、三十年代には作付面積の増加に比例して收穫高を増し、それに土地改良、施肥料の増加が追加的に收穫を増進せしめつゝあつたものと思はれる。従つて日露戦時下に於て問題となる農業生産力の維持乃至發展は、農家の家計収入から見ても、又零細土地經營か

結 言

日露戦前に於ける農業政策の所在が、地租改正を基軸とする國防國家的財政の確立にあつたこと、そして、近代的生産技術を採用する官營模範工場の確立から、それらを民營化し保護育成する、或は最初から民營企業として哺育的に助長發達せしめられたる諸企業等への保助資金化せられたるものであつて、かゝる資本主義的工業の生産要具及資料は多く輸入に俟たねばならず、又、それら工業生産物の再輸出が低位な生産技術の故に海外列強國の生産物との競争に堪へざるを救護する爲めに、低賃銀労働を確保(米價の騰貴抑壓を基底とする)せしめ、資本の利益を保證する助成金の増加とに依り、農業の負擔は累年加重化しつゝあつた。しかも尙ほ其れ等の再輸出にも拘はらず、多額の爲替尻を決済する爲めに輸出農産物の奨励せられたることは、地租金納制による現金収入の必要増加と相俟つて農業の商品生産を促進し擴張せしめる要因となり、かくの如き農業の新經濟組織化に依り、工業生産物の購入と農産物販賣を農業經營の内部に於て循環的に擴大再生産化せられつゝ益々農家經濟を困窮に導くに至つた。

而して、漸増しつゝある土地集積を繞つて、地主對小作關係は、土地が全く資本化せられたる

に拘はらず、經營と所有を完全に分離し、地主は一定の小作料を負担せしめる以外生産手段の利益は小作人の自由に放任せられた。

小作人の此の恵まれたる利益こそは、天候の危険に曝され、收穫物が豊作であれば價格の低落に恵まれる可き必然性の故に、唯一の自己資本たる勞働を大量投下することに依つて、經營上の危険を補はねばならないものであつた。従つて土地改良の如き、亦、肥料を施用する如きことは生産手段たる土地所有の利益を追加するものでしかなかく、貸借契約の年限が短かければ短いだけに一層、又永小作關係に於ても、元來零細耕作に分割經營せられる實情に於ては特に灌漑、排水の如き永久性ある土地所有の利益を圖らうとはせぬ。

斯如、地租負擔の重壓に依つて、工業の發達しつゝあるに反し、農業が生産手段の基本たる土地生産力を衰微せしめられつゝあることを、最も痛感するものは土地所有である。地主は、先づ、一般物價に比較して常に米價の騰貴が遅れ勝ちに追従しつゝあることの不満、土地の荒廢傾向が地租の重壓に在る不満、此の二つの不満を解決することを當面の急務としてゐる。

彼等は地主團體たる全國農事會の前身を爲す農談會(談話會)が、農業の技術改良を研究目標に結成せらるゝや、更に之を政治團體化し、自己の要求貫徹に猛進を開始した。全般的な農業經營

を目標とする農業政策は、實に此の地主運動に始るのである。地主等の意見と見られるべきものを挙げれば「我に輸出すべき品乏しきも、歐米より輸入する物價は激増し來り、社會の進化は滔々として、生活程度は徒らに向上し、有志家は不生産的の政論に驅られて狂奔するに至り、會て實業以外に餘念なき純良の農民も、此渦中の人となり、虚榮と奇利を事とする。恒産なき人多く生じ、父祖が戴星踏月の勞に成れる田園が荒蕪するも顧みず、米價下落して産業振はず、地券は富豪の手に集り、農界の壯丁は都市に走らんとし、逐年實業界は衰頹を極むるに至りたり。茲に於て政府は再び實業の刷新を促し、産業の改善除弊を勸奨するの方針を執れり」(「全國農事會史」四頁)と。短章の中に當時の狀況をよく表現(地主的に)してゐる。と、ともに彼等の思想をも觀取し得られる。

全國農事會の政治團體化を契機として、農業政策が動き始めたけれども、彼等と雖も、國家の國防化經濟の必要を拒否する理由なく、地租財源を低減することは出来なかつた。そのみでなく、日清戦後更らに膨脹する豫算の財源として、尙ほ地租の増課せられんとするや彼等はこれを大衆負擔に轉化せしめた。

耕地整理法の獲得も又地主勢力の反映であつた。そして、土地の荒廢を防遏せん爲めには、

農民の賦役勞働に依る水利の改善を圖るに如かずとなし、法の權力に依り強行せんとした。又、技術改良に依る増産計畫に就ても同様である。米價の優先的騰貴政策は工業資本家の力に壓倒され、完全に敗北を續けた。

即ち、日露戦争に於ける農業政策は、この戦前に於ける地主的農業政策の擴大再出に他ならない。地主の不滿は下剋政策となつて現はれ、著しく農民の過勞を生起せしめた。

至明治四十年 農業政策年表

二元	年	當分米穀輸出禁止。 棉花輸入開始、國內綿業衰退。 蠶絲蠶種購入に金札通用を嚴令。 諸藩米穀輸出解禁。	六	年	地租改正條例及施行規則を制定し評定せられたる地價額の百分の三を地租とす。 米納を廢止し金納とせしむ。 金札引換公債發行。 村縣に令して農民をして土質に適する種蠶をなさしめ、且つ漸次外國の植物を試植せんとするものに勸農局より種苗を分與すべきことを通達。
四	年	廢藩置縣を布令。 大藏省令を以て耕地利用に關する制限撤廢。田畑勝手作となる。 農事試驗場を二ヶ所に設置し、海外農具を購入して栽培技術を研究す。 大藏省餘米を内外人に發賣するを許す 地券下附規則を制定。	七	年	内務省に勸業寮を置く。(九年十一月勸農局に改む) 東京に米穀問屋市場設立 土地分割の制限(寶曆九年以來の禁令)を解く。(耕地零細化の基礎)
五	年	土地自由賣買を許可。地所永代賣買解禁 官營製絲(佛式)工場を二ヶ所に設く 米、豆及雜穀にて油製造差許。 徵兵制度定まる。 生絲收稅廢止。 横濱——東京間鐵道開通。 國立銀行條令公布	八	年	米國より蔬菜、果實種苗を輸入す。同九月種木、十年四月種子輸入
			九	年	正貨兌換を通貨兌換に改む。銀行條令改正
			十	年	政府は蠶絲商救済資金二十萬圓、洋銀三十萬弗を貸與す。 勸農局を農務局と改稱。 駒場農學校成立。 紙幣インフレーション開始
			十一	年	
			十三	年	農務局獨立し、農商務省となる。

農業政策年表

- 十四年 士族授産、一般殖産資金貸與規則を定む。
横濱正金銀行設立。
大日本農會創立。
爪哇米の種子を各地方に頒布し試作せしむ。國金開設詔勅。
- 十五年 日銀條令公布
軍備擴張
- 十七年 地租條令。(太政官布告第七號)
- 十八年 蠶絲業組合準則相定
兌換券發行
- 二十年 茶業組合規則發布。(農商務省令第四號)
郡、市町村制々定。
- 二十一年 農事試驗場官制。
- 二十二年 憲法發布。
議會誕生。
- 二十三年 産業界不振(資本主義恐慌と見らるべきもの)
- 二十五年 銀價下落開始
軍器海外受託。鐵道敷設法發布。
- 二十六年 碓氷峠鐵道開通
- 二十七年 日清戦争開始。棉絲輸出稅廢止。
害蟲驅除豫防法發布。
- 二十九年 八幡製鐵所官制
- 三十年 日本勸業銀行法・農工銀行法發布
輸入棉花關稅免除。
蠶絲業躍進的發達の緒に就く。
國定關稅定率判定(最初の自主的關稅率)。
支那よりの賠償金三億餘萬を在倫敦のまま金本位制々定
鐵道開通(奥羽線、東海道線、九州北部、關東等)
- 三十二年 耕地整理法發布。輸出稅廢止
府縣農事試驗場國庫補助法制定。
農會法發布。
- 三十三年 重要物産同業組合法、産業組合法發布。
紡績業夜業休止。(最初の繰短)
- 三十四年 馬匹去勢法、畜牛結核豫病法、發令。
銀行恐慌
- 三十六年 農産の改良増産に關する試驗研究實施の件、諭達。
- 三十七年 煙草專賣法。日露開戰。
- 三十八年 外債十億萬圓募集
兌換券發行高限度(一億二千萬圓)を五十%超過
- 三十九年 關稅定率法改正。鐵道國有實施
- 四十年 桑園増殖獎勵費交付規則。農業恐慌開始。

第二篇

歐洲大戰時に於ける 農業並に農業政策

河野道彦

目次

緒言……………九一

序章 一般經濟狀勢……………九二

第一章 農家經濟……………一〇三

——流通過程を中心とする影響——

第二章 農業經營……………一三六

——生産過程を中心とする影響——

第三章 政府の農業政策と農民自身の對策……………一五三

結論……………一五三

自大正三年 農村施設及重要農村關係事項年表……………一五五

至同十四年……………一五五

緒言

一、大正時代の前半に於ける日本資本主義の飛躍的發展は、云ふ迄もなく歐洲戰爭の影響に因るものである。然し歐洲戰爭のかの世界的意義に就いてはもはや觸れず、問題を専ら日本國內の問題に限る事とする。

二、歐洲戰爭の時代と此れに續く數年間——即ち略々大正時代の全期間に相當する——に於ける日本農業上の諸現象並に本質的な動向は、何れも此の時代に於ける日本資本主義の發展に關聯する。従つて此の一般的經濟情勢の検討が此の時代の農業問題分析の不可缺の前提條件である。本篇序章がそれに當てられて居るが、もとよりその詳細な検討は本書の目的とする所でもないので、最小限必要な程度に止められて居る。

三、歐洲戰爭による日本經濟の飛躍的發展の内容は量的發展と同時に質的發展を意味するものであるが、他面それは日本資本主義の市場の擴大を意味する。嵐の様に發展した此の市場の擴大が、尙多分に非商品經濟的性質を持ち越して居た日本農業にどの様な影響を與へたか。此れが第一章以下に於ける問題取扱ひの基本的な觀點である。此の觀點から、商品經濟はどんなに我が農

村に滲透して行つたか、日本の農村に特有の社會的經濟的條件は之に對して如何に抵抗したか、そしてその結果どの様な新しい問題が発生し成長したか、等の問題が採り上げられて居る。

四、此等すべての問題に對して政府並に農民自身の對置した諸對策の検討、これが第三章の内容である。

序章 一般經濟狀勢

第一節 工業生産

工賃加工料、修繕料を除く工業總生産高は、大正三年の一億三千萬圓から大正八年には六億五千萬圓へと約五倍に増大した。その中で特に躍進の著しいのは、紡織、金屬、機械、化學等の諸

第一表 工業生産高累年比較 (單位百萬圓)

大正三年	八年	九年	一〇年	大正一一年	一二年	一三年	一四年
總計	一、三三六	六、五五六	五、八六九	五、三三六	五、三三四	六、三八七	六、七八一
紡織	六三〇	三、二九六	二、四六五	二、三三七	二、四八一	二、九二五	三、二二五
金屬	四八	三三八	三三一	二五〇	二五三	三七九	四三二
機械	一一一	七二六	八八八	五六八	五四五	四四七	四五九
化學	一七五	七七七	七二六	五〇九	二五三	三七九	七五七

(備考) 朝日新聞社「日本經濟統計總觀」より引用。以後「總觀」とあるは本書を指す。

工業部門であつた。即ち第一表に示す通りである。

右の様な工業生産、特に重工業の發展は、勿論明治後半期からの日本資本主義の發展の繼續として見る事が出来るのであるが、直接の而も主要な要因は歐洲戦争の影響であつた。歐洲に於ける物資の龐大な消費と生産力の破壊が、日本に於ける斯様な發展の條件であつたのである。例へば歐洲、日本の夫々に於ける石炭、鋼鐵、銑鐵の生産指數を比較すれば第二表の通りのである。

第二表 重工業の發展比較

		大正二年		八年	
銑鐵	歐洲	100	100	100	100
	日本	100	100	100	100
鋼鐵	歐洲	100	100	100	100
	日本	100	100	100	100
石炭	歐洲	100	100	100	100
	日本	100	100	100	100

第二節 工場労働者

商工省の工場統計表によると、職工五人以上を使用する工場の數は大正三年の三一、七一七から大正九年には四五、八〇六に増加して居り、職工數は同じく九四八千人から一、五五千人に増加して居る。労働者數の割合に工場數の増加が伴つて居ないのは大工場の増加を示すものである。工場規模別に見た工場數及労働者數の此の期間に於ける變化を見ると第三表に示す通りである。

第三表 大工場と小工場の比較

大正三年	大正九年	工場數		労働者數	
		三十人未満の工場	五百人以上の工場	三十人未満の工場	五百人以上の工場
八三・六%	八三・〇%	〇・七%	〇・八%	二九・四%	二六・五%
一四・七%	一四・八%	二五・七%	三三・五%	二五・七%	三三・五%

即ち全體の〇・八%に過ぎない工場に、全體の三一・五%の労働者が集中されて居る。大工場の比重の増大である。

大工場への労働者の集中は此の様に明白であるが、統計に明白でなくて更に重要な意義を有つのは、五人以下の極小工場に散在する労働者の存在である。正確な事は云へないが、十萬や二十萬の労働者はそこに居る筈である。特に農村の子弟がさうした工場に居る事を忘れずにおかう。

次に労働者の右に見る様な増加はどこから來たか。協調會の調査によれば、大多數は農村出身者であり、而もその中には戸主を多く含んで居ると云ふ。(大正十三年三月、協調會農村課、「農業對商工業の關係」参照)

尙此の時代の労働賃銀の昂騰も忘れてならない現象である。

第四表 計畫資本高 (單位千圓)

年	新設	擴張	計
大正一年	三三三、四八五	一八七、六二四	五二一、一〇九
二年	一八三、三九〇	一九六、九八三	三八〇、三七三
三年	二一七、一八	一三三、六八〇	三五〇、七九七
四年	九五、七五三	一九六、八三一	二九二、五八四
五年	二七二、一六五	三九五、六三三	六五七、七九七
六年	八六六、六八〇	六九五、八五〇	一、五六二、五三〇
七年	一、六五五、二四〇	一、〇二一、六六一	二、六七六、九〇一
八年	二、六八〇、五三三	一、三八三、九五三	四、〇六八、四七五
九年	三、〇四八、〇九七	二、〇六五、五三三	五、一一三、六三〇
一〇年	一、四一一、一〇五	八二五、〇九〇	二、二三六、一九五
一一年	九五三、四五五	五三四、二四五	一、四九一、七〇〇
一二年	七六〇、二八三	七二一、九六三	一、四八二、二四五
一三年	三七二、八八六	六三〇、九〇四	一、〇〇三、七九〇
一四年	五九六、六七四	七三三、五八四	一、三三〇、二五八

第三節 資本金

各種事業を包含する會社の總數は大正三年に一六、八五八社であつたのが八年には二六、二八〇社に、十四年には、三四、三四五社に増加した。その拂込資本金又は出資額は同じ期間に二、〇六九百萬圓、五、九七五百萬圓、一一、一五七百萬圓となつて居り、如何に此の時代に猛烈な資本の蓄積が行はれたかを示して居る。尙此の時代に於ける計畫資本高は第四表の通りである。(「總觀」より引用)

此の會社並資本金の増加を會社の資本金別に見ると、先に工場に就いて見た時と同

様に、大會社の著しい比重の増大が見られる。即ち五百萬圓以上の會社數は大正元年に六二社に過ぎなかつたものが八年には三六八社と約六倍近い増加を示して居る。(此の期間に於ける總會社數の増加率は約五割六分に過ぎなかつた。)それでも社數にして見れば總會社數の僅か一・四%を占めるに過ぎないのであるが、資本金に於いては總資本の五三・六%を占めて居る。此の傾向は八年以後も繼續して發展して居る。一會社當りの平均資本金額も、従つて第五表に見る通り飛躍的な發展を示して居るのであるが、此等の數字から我々は所謂資本の集中並集積の傾向を明瞭に看取する事が出来る。

第五表 一會社當資本金額

年	千圓
大正三年	一一三
五年	一三五
七年	二〇四
九年	二七五
一一年	二九八
一三年	三二三

第四節 金融及商品流通

全國銀行の預金、貸付及郵便貯金の増加状態は第六表の通りである。(「總觀」より引用)

第六表に注意される點は五年以後の急速な増加と、貸出が常に預金を超過して居る事である。(七年は例外)これは最近の金融状態と全く正反對の現象であり、その主な原因は事業の盛況に

あつたと思はれるのであるが、當時の經濟情勢の特徴を窺ふに足らう。

第六表 銀行預金、貸出及郵便貯金

大正元年	三年	五年	七年	九年	一一年	一三年
百萬元 二、〇三四	百萬元 二、五三五	百萬元 二、〇三三	百萬元 三、八四一	百萬元 七、四六四	百萬元 一、一三八	百萬元 一、三三二
百萬元 二、〇三四	百萬元 二、五三五	百萬元 二、〇三三	百萬元 三、八四一	百萬元 七、四六四	百萬元 一、一三八	百萬元 一、三三二
百萬元 二、〇三四	百萬元 二、五三五	百萬元 二、〇三三	百萬元 三、八四一	百萬元 七、四六四	百萬元 一、一三八	百萬元 一、三三二

次に通貨に就いて見よう。兌換券發行高は元年の四四九百萬圓から八年には一、五五五百萬圓に累増し、通貨流通高も之に應じて六〇三百萬圓から一、八八四百萬圓に膨脹した。一方正貨現在高も此の期間に三五〇百萬圓から二、〇四五百萬圓へと空前の激増を示して居る。手形交換高は商品流通の繁閑を示す重要な指標であるが、その全國交換高を見ると、元年から八年迄の間に枚數は約

二倍半、金額は約八倍となつて居り、一枚當り平均額も三倍強に増大して居る。(詳細は第七表)

貿易の躍進並に貿易尻の好轉は此の時代の經濟躍進の一大支柱をなしたものであるが、全國貿易額は輸出入合計で元年に一、二五九百萬圓であつたものが六年には二、八〇五百萬圓となり八年には實に四、六二一百萬圓に達した。此の間大正四年から七年までの四年間は輸出超過であり、特に六年のそれは五九五百萬圓と云ふ巨額を記録して居る。更に製造工業の發展を反映して輸出

第七表 全國手形交換高

大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年	一二年	一三年	一四年
千枚 九、九九三	千枚 一〇、八一五	千枚 一〇、九九三	千枚 一一、一九二	千枚 一三、五二五	千枚 一六、〇四七	千枚 二〇、三三四	千枚 二五、〇二七	千枚 二六、一〇六	千枚 二八、二〇三	千枚 三〇、五六四	千枚 二九、一八二	千枚 三二、八三〇	千枚 三四、六二三
千圓 九、七二二、六六四	千圓 一〇、四〇一、二〇五	千圓 一〇、二六九、七七一	千圓 一一、六二五、七二〇	千圓 一〇、三三四、七五〇	千圓 三一、七八九、四七四	千圓 五三、四一四、九九四	千圓 七七、一〇九、七〇三	千圓 七四、〇六八、七四五	千圓 六八、三三三、七四六	千圓 七一、八一三、〇〇六	千圓 六八、一八五、八七七	千圓 七四、一〇四、九一五	千圓 八三、五一、五五六
圓 九七三	圓 九五九	圓 九三四	圓 一、〇三九	圓 一、四九六	圓 一、九八一	圓 二、六二二	圓 三、〇八二	圓 二、八三七	圓 二、四一九	圓 二、三四八	圓 二、三四二	圓 二、三三八	圓 二、四二三

品の内譯にも相當大きな變化を見せて居るが、例へば全製品の總輸出額中に占める割合は元年の二九・五六%から九年には四九・四二%へと増加した。此に對し食料品、原料品原料用製品の割合が減じたのである。尙物價の昂騰に就いては第十二表を参照され度い。

第五節 國家財政

大正元年に六八七百萬圓に過ぎなかつた一般會計國庫歳入は、六年には一、〇八五百萬圓、八年には一、八〇九百萬圓と逐年膨脹を続け、九年には遂に二十億圓を突破した。歳出は同じく五九四百萬圓から九年には一、三六〇百萬圓となつた。一般會計の膨脹に伴つ

(備考) 朝日新聞社編「日本經濟統計總觀」に依る。

第八表 國稅收入と地租其の他 (單位千圓)

年	租稅	地租	所得稅	營業稅	消費稅
大正元年	三六〇、九七〇	七五、三六五	三八、九三三	二六、〇〇三	二〇、一七七
二年	三六九、四八〇	七四、六三六	三五、五九一	二七、三九三	一九、九九四
三年	三四三、七〇八	七四、九二六	三七、一五七	二八、五九四	一六、九四七
四年	三二二、七四五	七三、六〇三	三七、五六七	二一、四五五	一五、五二五
五年	三四八、六七三	七三、二七四	五六、二八四	二二、八三四	一六、七六一
六年	四三〇、六〇四	七三、四七九	九四、六四九	二六、三九五	一九、一五五
七年	五一九、二九三	七三、五三七	一三三、八一七	三四、三七五	二三、三〇七
八年	六七二、三八六	七三、七五四	一九三、一四八	四四、〇七五	三六、五〇〇
九年	六九六、二五七	七三、九四五	一九〇、三四四	六二、〇九二	四一、三三三
一〇年	七八五、八五三	七四、一三一	二〇〇、九三九	六八、四五四	四一、三三三
一一年	八九六、四〇四	七四、三三六	二二九、一三三	七七、一三三	六一、七三三
一二年	七八七、二〇三	七三、一三四	一六三、八四六	五五、八三八	六一、一九〇
一三年	八八七、二三八	七一、九七〇	二〇九、九九三	六一、九四四	六三、八三七
一四年	八九四、八〇九	七四、六四四	二三四、九七三	六五、七五一	五六、〇九三

(備考) 朝日新聞社編「日本經濟統計總觀」に依る。

第九表 同上國稅收入中占める比率

年	地租	所得稅	營業稅	消費稅
大正元年	二〇・九	一〇・八	七・三	五・六
二年	二〇・三	九・六	七・四	五・四
三年	二二・八	一〇・八	八・三	四・九
四年	二二・五	一三・〇	六・九	五・〇
五年	二一・〇	一四・七	六・五	八・四
六年	一七・一	三三・〇	六・一	四・四
七年	一四・三	三三・七	六・六	四・五
八年	一一・〇	二八・七	六・六	四・四
九年	一〇・六	二七・四	八・九	六・〇
一〇年	一〇・六	二九・三	九・九	八・九
一一年	九・三	二九・四	九・六	七・七
一二年	九・三	二〇・八	七・一	七・九
一三年	九・四	二七・四	八・一	八・三
一四年	八・三	二六・一	七・三	六・一

(備考) 東洋經濟新報社「明治大正財政詳覽」による。

て特別會計の方も、略同じ割合で増大して居る。國家財政の規模は此の十年位の間約三倍加されたのである。尙此處で注目される點は、財政が引き續き黒字——而も相當の餘裕を以て——である事と租稅收入の内譯に於いて資本主義的經濟發展の反映が見られる事である。即ち租稅收入中の地租收入の比率が著減し、反對に、所得稅、營業稅、消費稅等の比率が増大して居る。(詳細は第八表、第九表)

第一章 農家經濟

——流通過程を中心とする影響——

本邦農業に對する歐洲戰爭の影響は、工業に對する影響が直接的であつたのに比し、概して間接的であつた。即ち農業に於いて見られた變化は、戰爭によつて巻き起された日本資本主義の市場擴大の運動に隨伴して生じたものである。そして、農業にとつて云はゞ外部的な事情の變化であつた所の此の市場擴大の運動が、農業に滲透して行くその媒介となつたものは流通過程であつた。従つて歐洲戰爭時代の農業に關する考察の順序も、農業に於ける流通過程の諸變化が、生産過程の検討に先立つて採り上げられなければならない。

此の意味で、本章は歐洲戰爭が直接間接日本農業に與へた影響の中、主として流通過程に於ける影響を對象とするものである。

第一節 價格運動の發展

流通過程の諸現象の中で最も總括的な意義を有つものは價格運動である。歐洲戰爭當時並にそれに續く數年間に於ける注目すべき農業上の諸問題も、主として農産物價格の騰落によつて導かれた。

主要農産物の價格騰貴が始まつたのは大體に於いて大正六年からであつた。今二大農産物たる米と繭に就いて見れば第十表及第十一表の通りである。〔總觀〕より引用)

四十圓、五十圓と云ふ米價、或は十圓を突破する繭價と云ふものが農民にとつてどんなに素晴らしいものであつたかは、その値上りから來る貨幣收入の増加を計算した丈で充分であらう。而も此の價格騰貴は米、繭の二者に限られた譯ではなく、雜穀、蔬菜、果實等の全體に及んだ事を考へなければならぬ。一荷の野菜をかつぎ出す事によつて、これ迄は養蠶期或は收穫期でなければ絶対に目に見る事の出來なかつた金額が現金で手に入ると云ふ事實、加ふるに一度騰り出した米、繭の値段は次々と更に昂騰を續けて行くと云ふ事實、これが農家經濟に動搖を與へぬ筈はない。

然し、斯うした農産物價格の値上りと云ふ事から、直ちに農村全體の好況を無雜作に結論する事は出來ない。それは何故だらうか。その理由の第一は、大多數の農家が餘りに貧弱な經營しか

第十表 深川正米平均相場 (單位圓)

年	最高	最低	平均
大正三年	一九、三三	一二、二〇	一六、一三
四年	一四、四三	一一、三二	一三、〇七
五年	一六、一〇	一二、七二	一三、七六
六年	三三、九三	一五、八一	一九、八四
七年	四四、四二	一六、五三	三一、九二
八年	五三、八〇	三七、一六	四五、九九
九年	五四、六三	二六、三二	四四、六三
一〇年	三九、六四	二五、五三	三〇、七九
一一年	四〇、六四	二七、三三	三五、一四
一二年	三五、二八	二七、七八	三三、七六
一三年	四一、九九	三五、九八	三八、五八
一四年	四五、二二	三七、四五	四一、六八

第十一表 蕪一貫匁當價格

年	春蠶指數	夏秋蠶指數	指數
大正三年	五、一三	一〇〇・〇	三、五八
四年	三、七〇	七三・一	三、六八
五年	五、三九	一〇五・一	五、三三
六年	七、一九	一四〇・二	七、四七
七年	八、四七	一六五・一	八、三三
八年	一一、九三	二二二・六	一一、二二
九年	七、五九	一四八・〇	五、二二
一〇年	七、五三	一四六・八	六、四三
一一年	一〇、九六	二二二・六	九、五六
一二年	一一、四〇	三三三・二	九、一一
一三年	七、三七	一四三・七	九、三三
一四年	一一、二五	二二九・三	一〇、〇七

持合して居なかつたと云ふ事であり、理由の第二は所謂銹狀格差の存在である。

先づ第一の理由から説明しよう。誰でも知つて居る通り我が國の耕地面積は一戸當り一町歩を僅かに越える程度であり、農家の七割は一町未滿の耕地しか耕作して居ない。大正六年の統計によれば一戸當り平均耕地面積は一町〇八四であつたし、又五反以下の農家戸數が農家總戸數の三割六分一厘、五反以上一町以下のそれが三割三分三厘、兩者合して六割九分四厘であつた。斯かる小經營の農家では幾ら努力して見ても販賣し得る農産物の量は知れて居る。それ丈ではない。同じ大正六年の統計によると、總耕地面積の四割六分二厘は小作地であり、又總農家戸數の二割七分八厘は小作農であつた。自作兼小作農を入れると六割八分四厘に達する。此等の小作地に於いては五割以上の小作料がその收穫から削られなければならない。とすると、大多數の農民は見す／＼千載一遇の好機に際會し乍ら販賣すべき何も持たず、拱手傍觀して居なければならなかつたと見なければならぬ。そして只僅かに一部の恵まれた富める農民、或は小作米の山を倉庫に築いた地主、と云つた人達が十二分に農産物値上りの恩澤に浴したと云つてよからう。此の大多數の農民にとつて氣の毒な事情は、前にも云つた通りその經營が過小であり、貧弱であることと小作料が高いと云ふことに原因して居るのであるが、更に進んで云へば、日本の農業經營は

第十二表 東京卸賣物價指數

年	總平均	穀物	其他食料品	織物及同原料品	金屬	雜品
大正二年	九九・五	九七・三	一〇〇・四	九九・四	九六・五	一〇四・〇
三年	九四・一	八三・八	九六・三	九四・七	九五・四	一〇〇・四
四年	一〇五・六	七七・三	八七・六	九四・四	一六五・一	一〇四・二
五年	一三五・〇	八〇・三	一〇三・五	一二五・〇	二三〇・九	一三六・七
六年	一六八・〇	一九・一	一四・〇	一七三・七	二四七・四	一七六・二
七年	二二五・五	一八四・四	一七四・九	二三五・四	二五六・〇	二二七・一
八年	二三八・四	二六・四	二二五・〇	三〇九・一	一八四・九	二五六・九
九年	二五六・四	二〇四・〇	二四八・一	三三三・〇	一九一・〇	三二六・二
一〇年	一九九・四	一四七・六	二四〇・三	三三三・二	一三〇・五	二六五・三
一一年	一九七・九	一四八・六	二五六・〇	三二〇・七	一三〇・六	二四三・七
一二年	一九八・六	一五三・三	二四一・五	三二四・七	一三三・四	二二七・七
一三年	二二一・八	一八三・六	二五三・七	三三三・四	一四八・三	二四一・九
一四年	二二五・七	一九八・六	二四一・五	三二九・九	一七〇・三	二三八・三

(備考) 東洋經濟新報社調、大正二年一月を一〇〇とす。

生産物の販賣による利益を目的とする經營でないことにその原因が求められなければならぬ。つまり、日本の農民の經營して居る農業は商業的農業の資格を缺いて居るのである。従つて一度その生産物を商品化すべき情勢に當面した場合、その弱點がはつきりして來る譯である。(此の點に就いては、更に次章に於いても觸れる)

次に第二の理由として考へられるは缺狀格差の問題であ

るが、先づ統計に就いて見ると第十二表の通りである。

第十二表の示す所は餘りにも明瞭ではないか。穀物價格は成る程騰貴して居る。然しそれが漸く遅れ走せ乍ら騰勢を辿り始めた時、他の商品は遙かの高位に跳り上つて居たのである。大正八年穀價が最高位に達した時に於いても總平均より一二ポイント(！)下廻つて居たし、織物に對しても八二・七ポイントの開きを見せて居た。それにも拘らず戦後恐慌の勃發により、金屬品を先頭に一齊に下落を開始した時には、何と云ふ事か、穀價が眞先きにお辭儀を始めて居る。然し缺狀格差の問題は、單に此の統計から窺はれる農産物の歩の悪さ丈に止まるものではない。値段に釣られて食ふ物までも賣つた農民は、今度は逆にその金で高い商品を買ひ込まなければならなかつた。「買ひ込まねばならなかつた」と云ふのは、例へば肥料の様な生産に必要なもの、又は生活必需品の購入を指す丈ではなく、現金を持つ事によつて、なければ買はなくてもすむもの迄も無理に買ひ込んだ事をも指すものである。此の事を「買ひ込まねばならなかつた」と云ふのは云ひ過ぎの様に聞えるが實はさうではない。貨幣の後を追つて商人と商品は農村に入り込んで行き便利な商品の誘惑が農民をしてその財布の口を開けさせずにはおかなかつたのである。此れは商品經濟の一つの魔術とも云ふべきものであらう。

第二節 商品經濟の進行

農産物の値上りが農民の販賣額を増加せしめたであらう事は説明を要しない。地主や富める農民は勿論の事、貧農でさへもその貧弱な農産物を出来る限り販賣に向けたであらうし、中には前にも述べた様に、食ふものさへも販賣した者も少くなかつたらう。かうして農民の貨幣収入は未曾有の大きさに達した事と思はれる。普通にこれは農村の戦時好況と呼ばれて居る所のものである。前にも指摘した様に、たとへそれが貧農と地主、富農（富める農民と云ふ意味で）との間で天地霄壤の差を持つて居たにしても、又缺状格差によつてそれが後から／＼堀り崩されるものであつたにしても、貨幣収入の増大を好況と呼ぶならば、確にこれは好況と呼ばれる資格を持つて居た。農産物販賣高の増加、換言すれば農産物の商品化の進展がどの程度に達したか、具體的に之を示す資料はないが、二、三の統計によつて之を窺ふ事にする。尙産業組合による販賣購買額の増加は第四十二表に。

農産物輸出の増加は、アメリカの好況による生糸の増加に因る事勿論であるが、其の他の農産物輸出の増加は、日本の海外市場の開拓、擴大に伴ふものである。又米消費量の増加は工業の發

第十三表 全國米穀取引所賣買高

大正元年	一二四、八八三
二年	七九、七五〇
三年	一二九、九九一
四年	二五三、一五六
五年	三三九、二〇八
六年	三六六、一六〇
七年	三三〇、五三〇
八年	二四〇、四六八
九年	三四九、七七一
一〇年	三二六、〇〇四
一一年	三六八、〇四九
一二年	三四八、四二一
一三年	二九四、七一一
一四年	二二七、〇〇九

(備考) 朝日新聞社「日本經濟統計總觀」より引用。

第十四表 歐洲開戦後輸出増加したる農産物並其製品 (大藏省調)

大豆		小麥粉		菜種油		蠶絲	
大正二年	八、六〇九	大正二年	六四	大正二年	八、八二八	大正二年	二〇、三三九
三年	二四、九三三	三年	二、七三〇	三年	九、八五四	三年	一七、一四九
四年	三七、二五五	四年	二四、六八五	四年	一九、五三三	四年	一七、八二四
五年	五六、八五一	五年	三二、五四四	五年	三三、一〇三	五年	二一、七四二
大正二年	五六一	大正二年	三	大正二年	八、八二八	大正二年	一八五、九一七
三年	一、四三三	三年	一〇七	三年	九、八五四	三年	一六一、七九七
四年	三、二七六	四年	一、九一九	四年	二、八九六	四年	一五、〇三二
五年	七、八七三	五年	二、二六六	五年	三、七六五	五年	二六七、〇三七
大正二年	一、〇四三	大正二年	一、〇四三	大正二年	一、〇四三	大正二年	一、〇四三
三年	五八四	三年	五八四	三年	五八四	三年	五八四
四年	一八四	四年	一八四	四年	一八四	四年	一八四
五年	八六一	五年	八六一	五年	八六一	五年	八六一

(備考) 大日本農會報。大正六年八月號所載。

展によつて齎された都市市場の擴大に基づくものと思はれる。

第十五表 農業關係品輸出額

年	輸出額 千圓	全輸出額に 對する比率
大正二年	二七六、三三三	四三・七
三年	三三九、三〇六	四〇・五
四年	三五一、四〇〇	三五・五
五年	三八九、七五七	三四・六
六年	六〇三、〇五三	三七・六
七年	六七八、九五四	三四・六
八年	八二七、六七二	三九・四
九年	五六三、八八九	二八・九
一〇年	五一、三九六	四〇・八
一一年	七六六、八二五	四八・一
一二年	六五九、六七六	四五・六
一三年	八三四、二五五	四六・三
一四年	一、〇七八、六四四	四六・三

第十六表 米一人當消費額

年	一人當 斤	指數
大正元年	一、〇六八	一〇〇・〇
二年	一、〇五七	一〇三・〇
三年	〇、九八一	九四・五
四年	一、一二一	一〇八・五
五年	一、〇八三	一〇七・二
六年	一、二二六	一一三・七
七年	一、一四三	一一〇・五
八年	一、二三四	一一四・三
九年	一、二一八	一一一・七
一〇年	一、一五三	一一〇・七
一一年	一、二〇〇	一一一・七
一二年	一、一五三	一一〇・八
一三年	一、一三三	一一〇・一
一四年	一、一三八	一一〇・四

(備考)「本邦農業要覽」より引用。

さて、以上の如く農産物の市場が擴大され、農産物の商品化が促進されて農家の貨幣収入が増大した事は確であるが、此の事は又同時に工業生産品の市場が擴大された事を意味する。即ち農村の購買力が増加した丈工業生産品の市場が擴大した譯である。農民が貨幣収入の増大に應じて益々多くの商品を買ふ様になると云ふ事は、缺狀格差に就い

て述べた際にも觸れた所であるが、斯うして農民は、わらじの代りに地下足袋を、ぞうりの代りにゴム靴を履く様になり、野良の往きかへりに自轉車が利用され、金肥の使用量が増し、脱穀、精米に發動機が利用される様になつた。現金収入と支出の割合が農家經濟の中で次第に大きくなるにつれ、目につつて農家經濟の上に種々の變化が現れて來たのは當然である。それが更に農業經營の上に及ぼして行つた影響に就いては次章に譲る。

第三節 土地賣買の増加と株式投資

農家の収入の増大、殊に米價の値上りによる小作料収入の實質的増嵩は直ちに土地價格の値上りを來した。これは地代が現物小作料の形を取つて居り、米價騰貴によつて最大の利益を此の小作料取得者が享受する、と云ふ我國の農業機構の下に於いては當然の事である。田畑賣買價格の變動を示すと第十七表の通りである。

農業から生ずる利益——利益とまでは行かなくとも収入——が經營の改善擴大に投ぜられないで、土地價格の負擔に吸収されて了ふと云ふ點は、多くの識者によつて指摘されて居る日本農業の最大の缺陷である。第十七表は此の農業の正當な擴大再生産或は改善を妨げる所の地價の負擔

第十七表 田畑賣買價格の變動

年	田(普通)	畑(普通)	指數(田)	指數(畑)
大正二年	三〇七	一六五	100.0	100.0
三年	二八〇	一四五	九一・二	八七・九
四年	二五七	一三八	八三・七	八三・六
五年	二七三	一五一	八八・六	九一・五
六年	三三八	一八五	一〇六・八	一一一・一
七年	四四一	二五二	一四三・六	一五三・一
八年	七〇六	四一八	二二九・九	二五三・三
九年	五九四	三三九	一九三・五	一九九・四
一〇年	五九四	三四七	一九三・八	二〇〇・三
一一年	六二〇	三四四	二〇一・九	二二〇・六
一二年	五八三	三四三	一八九・九	二〇七・三
一三年	五六八	三四一	一八五・〇	二〇六・六
一四年	五六〇	三三八	一八二・四	二〇四・八

(備考) 日本勸業銀行調。

が、農産物の値上りと云ふ好條件の下に於いて、何等軽減される事なく、逆に地價の昂騰によつて加重されたと云ふ事を示す。此の時代に於ける土地の賣買件数を示せば第十八表の通りであるが、やがて米價が二十圓臺を割る時代が來た時、農民の手にはかの「好況」時代の五十圓の米價を表徴した地價の負擔丈が残される事になつた。そして再び米價五十圓の時代は來なかつた！

農村好況を反映して、土地に對する投資が行はれたと同時に、農村の貨幣取得者の一部(主として地主)の間に株式投資が流行した。農業生産から引き上げられた此の貨幣資本は農業の再生産過程へは見向きもせず——高ず

第十八表 土地の賣買件數

年	件數	明治四三年を100とする指數	年	件數	明治四三年を100とする指數
大正元年	一、五九五	一一・二	大正八年	一、四七七	一〇二・九
二年	一、五四四	一〇七・六	九年	一、一九七	八三・四
三年	一、三六三	九四・九	一〇年	一、〇八〇	七五・二
四年	一、三三三	九一・五	一一年	一、三三三	八五・九
五年	一、五二三	一〇五・四	一二年	一、三六六	九五・三
六年	一、四八七	一〇三・六	一三年	一、三三三	九四・二
七年	一、四七六	一〇三・八	一四年	一、三九三	九七・〇

(備考) 土地の中には耕地、山林、原野、牧場、宅地等を含む。「登記統計年報」による數字、但し引用は「本邦農業要覽」昭和十一年版による。

それは地主が資本主義的な地主になつたと云ふ意味ではなく、外ならぬ此の株式資本家になつたと云ふ意味であつたと聞いて居る。此處に至つて「農村好況」の實質は益々影のうすいものとな

らざるを得ない。此の「好況」の真相はほんとうは次の様に云はれなければならなかつたのだ。即ち、資本蓄積の爲に農村が動員された。そしてその動員の爲に貨幣が農村を駆け廻つた、と。貨幣の駆け廻つたあとには商品經濟の道が開かれて居る。

農村の投機熱をよく語つて居るものとして、大正九年二月號の大日本農會報掲載の「農村の投機熱と株式投機」と題する記事を引用する。投機を警め乍ら實際は株式投資をすゝめて居る所に興味深いものがあると思ふ。

「……………之に伴ふて社會の上下を問はず投機熱の旺盛なる事亦空前の事實にして、即ち都會の人々は勿論、農村の人々に至るまで諸會社の株式に將た又米相場に手を染むる有様なり。……農家として投機に熱中することは極めて危険の虞れあり、殊に株式賣買等の投機に手を染め之に熱中するが如きは大いに警むべきの事なりとす。されど農家に於いて株式を所有する事絶対に不可と云ふにあらず。確實なる或會社の株式を財産の一部として之を所有する事は敢て咎むるの要なからむか。即ち農家として最も關係深くして便利なる會社の株式を所有するが如きことは更に差支へなきことどもならむ。……」とし、例へばラサ島嶼鐵株式會社の株式等がその例であると、同社の原礦石礦山を所有して居る事等をあげて極力同社株を推稱して居る。そして最後に、同社の株式を所有する事は「至極安全なるのみならず……多大の便宜あるべし」と結んで居る。

然し此の株式投資が恐慌襲來後彼等に何を齎したか。それに就いては負債の項で述べる事とする。

第四節 貯金の増加

農村の貨幣收入中、新しく商品の購買にも向けられず、株式投資にも逃げ出さなかつた所の、「堅實」な現金は貯金された。貯金が郵便局なり、信用組合なり、銀行なりを通じて中央に集中され、農村に還元されるものゝ極めて少額な事は既に常識となつて居る。いづれはこれも資本として何處かの會社に貸出される運命にある。「途はローマに通ず」である。各種貯金中最も農村に關係深いものをとつて見ると第十九表及第二十表の通りである。郵便貯金に於ける農業者貯金の増加と、信用組合が此の時代にその地歩を確立した事とが注目される。此れは一方に戦後恐慌の影響によつて銀行の破産が續出したと云ふ事情があつた事もその大きな原因となつて居る。全國銀行數は大正九年から十四年までの五年間に二、〇六二行から一、七二二行へと三四一行も減少して居るのである。

第五節 負擔の増加

日本經濟の總體的な發展に伴つて國家財政が膨脹して行つた事に就いては既に述べた。所で地

第十九表 郵便貯金増加表

大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年	一二年	一三年	一四年
二〇一、二一九	一九九、六五三	二〇三、七六八	二四〇、九九〇	三三八、三三六	四五八、三三九	六〇五、四八一	六〇五、四八一	八八四、九八一	九〇一、一六一	九九四、九七六	一、一〇一、六五五	一、一三一、二五〇	一、一六六、九九九
五五、五五九	五五、六二七	五五、四六九	六五、七六四	八九、七〇九	一二五、九七三	一六六、九二〇	一九六、三三九	二八八、一三三	二九三、三九一	三三三、九三四	三五八、四七八	三六八、三〇一	三七九、九四〇
二七・六	二七・九	二七・四	二七・三	二七・三	二七・三	二七・四	二七・四	二七・六	二七・六	二七・五	二七・五	二七・六	二七・六

(備考) 朝日新聞社編「日本經濟統計總觀」による。比率は筆者算出。

第二十表 貯蓄銀行農業者預金① 信用組合農業者貯金②

大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年	一二年	一三年	一四年
三五、三九	三四、五四一	三一、九八八	三四、四〇六	三八、六五〇	五四、七八〇	七七、〇六六	一〇二、四七五	九五、七六二	六二、七〇四	四五、〇二二	五三、一〇五	四九、六四四	五三、九〇四
二、〇二七	二、〇八九	二、一五四	二、一七〇	二、〇九八	二、二六四	二、四六一	二、七三七	二、八四〇	二、一三八	一、四二七	一、四九一	一、四六二	一、五三三
一七・五二	一六・五四	一四・八五	一五・八五	一八・四三	二四・二〇	三一・三三	三七・四四	三三・七一	二九・四六	三一・五四	三五・六〇	三三・九五	三五・一五
一六、一九六	二一、九九四	二一、五二六	六五、三三八	三八、〇四七	六三、八九七	九三、三三六	一三九、六三三	一四九、五〇七	一八二、九五二	二〇八、三八三	二四四、七〇六	二九六、二二二	三五五、九七二
四三三	六三二	六三二	七〇二	八一六	九一五	一、〇三〇	一、一〇四	一、二〇五	一、二六〇	一、五二七	一、六二六	一、八七三	二、〇三〇
三五	三五	三四	九三	四三	七〇	九〇	二二六	二四	一四五	一三七	一五一	一五八	一七五

(備考) ①は「銀行局年報」による。②は「産業組合要覽」より推算。但し何れも「本邦農業要覽」より引用。

第二十一表 地方(道府縣、市、町、村水利組合)歳出の膨脹

大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年	一二年	一三年	一四年
三三六、四七五	三三七、七二七	三三七、六三〇	三三七、八七三	三三四、六〇六	三三七、八〇三	五〇四、六八八	六六三、五七九	九六三、八七三	一、〇九二、五三〇	一、三〇九、三三〇	一、二七五、一〇八	一、三三七、六九一	一、四二九、四四三
一〇〇・〇	九七・三	九七・四	九四・五	九九・四	一一五・三	一九〇・〇	一九六・九	二八六・一	三三四・七	三八九・一	三七九・〇	三九四・六	四二四・八
一〇〇・〇	一〇四・九	一〇六・九	一〇三・一	一一八・三	一五七・八	二二五・二	二六三・二	二九一・〇	三〇〇・五	三〇三・七	二九七・五	三〇九・五	三〇一・〇

(備考) 「日本經濟統計總觀」より引用。但し比率は算出。

地方財政の膨脹は中央財政のそれよりも更に一層顯著であつた。その歳出は大正八年には戦前の二倍となり、九年には三倍、十一年には四倍と言ふ激増振りであつた。即ち第二十一表に見る通りである。

此の地方財政の膨脹の原因として挙げられるものは教育費、土木費、行政費等の増大であるが、その點に就いての日本農業年報第八輯の記述を左に引用する。

「地方財政の膨脹の第一の原因はまづ教育費の増大にあると云はねばならない。義務教育をはじめ、各種教育の發達は地方自治體の施設に係る學校の數を著しく増加し、またその設備の如きも日一日と改良せられ、地方自治體に於ける教育費は驚くべく急増するに至つた。第二は土木費の増加である。歐洲大戰當時の好景

氣を地盤として開始せられた道路、橋梁、港灣等を初めとして地方の土木事業はその後の地方財政の膨脹に重大なる影響を與へ……財政膨脹の最大の因となつた。その他警察費の増大や或は地方自治體の吏員及び役所役場等の地方自治運用に關する經費の増大が地方財政膨脹に多大の貢獻ある事も決して見逃してはならない。」(二八頁—二九頁)

斯かる地方財政の膨脹は當然地方民の負擔を増大せしめる。特に税外收入の自由でない町村に於いては租税負擔の加重とならざるを得ない。町村税の一人當り負擔額は八年には戦前の二倍となり、九年には三倍、十一年には三・六倍となつた。(詳細は第二十二表)

所で此の激増した租税負擔の内譯であるが、府縣税に於いては最大の税源は地租附加税であり續いて戸數割、雜種税、營業收益税附加税等が伯仲の間にある。町村税に於いては戸數割が斷然他を壓して居り、續いては地租附加税、營業收益税附加税、雜種税等が主要なものとなつて居る。此處で戸數割の比重の大きい點は特に注目さるべきであらう。それは所得税や收益税等と異つて經濟的な基礎を有つものではなく、云はゞ人頭税に類したものと見る事が出来る。税源に不足を生じた場合此の種のものゝ負擔が加重され勝であり、そして事實さうなつたのであるが、かうした税の性質上その負擔の苦痛は單に金額の多寡に比例して算定する譯には行かない。所謂好況時に於いてはどうか過ごされるにしても一度好況の波が去つた後に於いては、それは身動き

第二十二表 府縣税及町村税

大正元年	府縣税	同一人當	町、村税	同一人當
二年	七、四三一	一・三四	八、三〇七	一・九六
三年	六、九一三	一・二七	八、九〇〇	一・八六
四年	六、四九九	一・二〇	八、七五〇	一・八〇
五年	六、八二九	一・一八	八、六〇九	一・七八
六年	七〇、六九三	一・三三	九、五三九	一・九四
七年	八一、八九〇	一・三八	一〇、七九五	二・二三
八年	一〇三、六五七	一・七九	一三、六七三	二・六三
九年	一四五、二六五	二・四八	一八、三三一	三・八五
一〇年	一九八、五〇五	三・五五	二六、四一九	五・七七
一一年	二三三、二五八	三・九九	二七、九一六	六・二三
一二年	二四一、〇一一	四・三一	三〇、八九三	六・七〇
一三年	二四二、七五三	四・三四	二六、二四八	五・九五
一四年	二四六、四四六	四・四〇	二六、九一〇	五・九八
	二五三、四三六	四・三三	二六、二九五	五・七五

(備考) 「日本經濟統計總觀」より引用。府縣税中には市町村分賦額を含む。

のならぬ重荷として農家を壓するに至る。戸數割に對する激烈な反對はつひ最近まで續けられた所である。

尙以上の租税負擔の増加の他に農家經濟に現れた別個な負擔のあつた事を看過する事は出来ない。それは一口に云へば現金支出の負擔である。貨幣收入の一时的な増加が農家經濟の上に現金支出の増加を齎した事に就いては既に述べた。此の農家經濟への所謂商品經濟の浸入は、貨幣收入の減退が生じた後に於いても、それに應じて直ちに收縮されるものではない。商品經濟が既に農家經濟に確固たる地位を占めて了つて居るからである。

とすると農民はその現金収入の不足を補ふ爲に何等かの手段を講じなければならぬ譯である。その爲に例へば小作料の引下げとか租税の滞納とかの手段も採られた事は明かであるが、最も彼等が利用した所の手段は外ならぬ借金であつた。

(註) 農村の租税負擔の問題に就いては尙検討すべき問題は多い。然し此處では單に負擔増加の事實に就いてだけ述べた。其の他の諸問題に就いては例へば、日本農業年報第八輯を参照され度い。

第六節 負債の増加

景氣のいゝ時に借金が增える、と云ふ事は一見可笑しい様に聞える。然し現在の五十億と稱される農家負債の大部分は歐洲戰爭による「好況」時代に原因が作られたものである。例へば、第一にあの好況時の高い土地を買つてその負擔を背負ひ込んだと云ふ事や、第二に農産物の値下りによつてそれ迄の生活が持ち切れなくなつた事や、第三に肥料代支出の増高等現金支出の増大した事等、多かれ少かれかの「好況」時代が農家經濟に與へた影響の中にその原因が求められる。次に示す第二十三表は農家負債の原因に關する調査である。

第二十三表 農家負債の原因調査

	第一次調査		第二次調査		計		第一次調査		第二次調査		計
	調査	調査	調査	調査			調査	調査	調査	調査	
一、農産物の値下り	一五六	八九	二四五	十二、死亡等の不幸	三	三	三	三	五五		
二、土地の購入	九三	三三	一二五	十三、嫁入出産	三四	三三	三三	三三	五五		
三、税金	九五	四〇	一四九	十四、子供の多いため	二九	二二	二二	二二	五〇		
四、親類知人への貸倒れ	六七	四〇	一〇七	十五、子供の教育費	二六	二一	二一	二一	三八		
五、病氣	五五	三七	九二	十六、名譽職等への關係	二〇	二〇	二〇	二〇	三三		
六、小額借金の利子に追はれた爲	三三	二四	五七	十七、家内に於ける無駄づかひ	一〇	七	七	七	一七		
七、稼ぎ手の不足	四九	三四	八三	十八、火災	九	六	六	六	一五		
八、肥料代が高んだ爲	五六	三三	八二	十九、株式定期米へ手出し	六	三	三	三	九		
九、水害その他の不作	四九	三三	八二	二十、政治運動	一	一	一	一	二		
十、暮しのかゝりすぎ	三九	三〇	六九	廿一、その他	一	二	二	二	二		
十一、家屋等の新築	四〇	三三	七三	合計	九三〇	五六六	一、四九六				

(註) 新潟縣下の農家に照會して縣農會の調査せるもの。第一次は昭和六年七月、二一二戸に就いて第二次は七年六月一一五戸に就いて。尙第一次調査農家は平均耕作反別二町二反二畝。第二次調査農家は、所有耕地の九割以上を自作する農家二二戸(平均耕作反別一町七反八畝)耕作面積の六割以上を所有する自小作農家三〇戸(平均反別二町二畝)同じく四割以内を持つ自小作農家三三戸(同上二町一反二畝)同じく一割以下を所有する準小作農家三一戸(同上二町四畝)

右の調査は(註)にもある通り、昭和六年及七年の調査で、しかもその調査縣が新潟であるために耕作反別も二町以上と云ふのが多いので、その點考慮に入れる必要があるが、大體に於いて、現農家負債の原因を盡して居り、且つその原因別割合も全國に當てはめて大した狂ひのないものと思はれる。但し本調査では負債發生の時期が不明であるが、農産物値下りによるものが歴倒的に多いのは、昭和四年以後の農業恐慌の影響が多いのであらう。その次に位する土地購入によるものは、明かに好況期のものが中心を占めて居ると見てよく、それに自作農創定等によるものが加つて居るのであらう。其他の原因の中で、本表の三、四、六、八、十、十一、十七、十九、等は前に指摘したやうな農家經濟への戦時戦後の影響が、直接間接の要因となつて居るものと見てよい。

所で此の時代に發生した農家負債の金額であるが、正確な資料を缺くので二、三の資料から推算する外はない。戦争前の農家負債調べは明治四十五年大藏省理財局の調査が唯一のもので、不動産擔保、動産擔保、無擔保の三種に就いて借入先別に調べたものである。戦後の分は昭和四年農林省で調査したものがあつた。第二十四表及第二十五表の二つがそれである。

尙昭和四年六月末の帝國農會の調査によつても全國農家負債額は四十億を下らぬと推定されて

第二十四表 明治四十五年の農家負債

借入先	金額	割合
勸業銀行、農工銀行	七六、六〇一、六七〇	一〇・二
北海道拓殖銀行	一三二、三六三、三二六	一七・八
其の他の銀行	六三八、七一九	〇・一
保險會社	二、八三二、九七八	二・九
産業組合、報徳社	一五二、一四五、六三九	二〇・三
その他(團體)	九、三八一、〇〇七	一・三
貸金會社及個人の貸金業者	一三、三三六、一六六	一・六
質屋	六三、九一〇、〇一五	八・四
商業者	二六七、九三四、四七九	三五・八
頼母子講及之に類似のもの	一一、九一〇、三三三	一・六
私	七四六、〇三三、三一一	一〇〇・〇
其他		
合計		

第二十五表 昭和四年末農家負債

(農林省調査)

借入先	金額	割合
勸業銀行	三三八、八〇九	七・三
農工銀行	三〇六、四八六	六・六
拓殖銀行	七五、九四二	一・六
普銀、貯銀	五七八、一三六	一三・六
産業組合	六三五、〇六九	一三・八
簡保その他	六一、八七三	一・三
個人その他	二、五九九、〇六五	五・六
合計	四、五五五、三六九	一〇〇・〇

居る。次に此の期間に於ける土地擔保負債の發生を年次別に見ると第二十六表に見る様に、大正の後半期にかけて激

第二十六表 土地擔保負債年度別調

(自明治三年至廿七年五ヶ年平
均を一〇〇とす)

大正元 年	二 年	三 年	四 年	五 年	六 年	七 年	八 年	九 年	一〇 年	一一年	一二年	一三年	一四年
四、〇二五、八三四	三、九一九、五七五	四、〇九七、二八三	四、六〇三、三〇九	四、二六六、四六四	三、二七三、四五六	二、八七〇、二九五	二、九八八、九五二	三、一六九、二五五	三、二九三、二一〇	三、一〇八、一七三	三、二一八、九〇三	三、一五七、六二三	三、二九九、六九五
三六九、七四六	三七〇、一九八	三五三、五九二	三四一、四五三	三四四、〇六八	三四九、九四七	四四七、三五二	六九八、二七八	一、〇三三、八五六	九〇六、五三六	九三三、七八二	九三七、一六八	九三九、三三四	一、〇〇八、六七九
一八三・三	一八三・三	一七四・八	一六九・三	一七〇・六	一七三・五	二二二・八	三四六・六	五〇七・六	四四九・四	四八二・三	四六四・六	四九二・四	五〇〇・〇

(備考) 「本邦農業要覽」昭和十一年版に依る。

増して居るのが見られる。此の土地擔保負債中には耕地及び耕地以外の土地擔保も含まれて居るが、其の中の農家債務と見られるものは約四三・四%と見られて居る。(那須博士の推算、同博士著「日本農業論」一九五頁—一九六頁参照) 此の表で件数の増加に比し金額の増加割合が大きい點が目につくのであるが、此れは比較的大土地が負債の擔保になつて居る事を示して居り、日本の土地所有に對する戦後恐慌の影響として注目すべき點である。(此の土地所有に關する問題に就いては次章に於いて觸れる。) ついでに今一つ勸業銀行と農工銀行と信用組合の夫々の農業關係貸付の年度末現在高累年比較表を示す事とする。その中、信用組合に

關するものは推算であるが、その著しい激増振りが目立つて居る。これは貯金の部面に於ける信用組合貯金の増加に對應して居る。

第二十七表 三金融機關年度末農業貸付殘高 (單位千圓)

大正元 年	二 年	三 年	四 年	五 年	六 年	七 年	大正八 年	九 年	十 年	十一 年	十二 年	十三 年	十四 年
六六、七二	七六、一八三	八六、一四〇	一〇三、九三八	一〇六、五八四	一〇一、七五七	九四、二六五	九六、四三九	九八、九四一	一三三、六五七	一六五、二六四	一八九、五七〇	二〇三、〇九六	二六、三三八
六八、五五九	八〇、七三三	九二、五三四	一〇三、五八三	一〇九、二一九	一〇八、七五四	一〇八、一三九	一七、七七五	一五、一一〇	一六三、六七三	一五、四五三	一六一、四〇〇	一七五、四一三	一九三、八八七
三二、六〇九	五〇、二五〇	四九、七三六	五六、二五一	六一、三七六	七〇、〇八一	九一、三〇四	一四三、四三三	二〇三、三八一	二六三、八四七	三三三、〇二五	四〇二、四九七	四八六、三三八	五六九、八一

(備考) ①、②は「銀行局年報」による。①は農業者、農業會社、耕地整理、畜産、土功組合、農會、に對する貸付を計上。②は農業者、農業組合、畜産組合、一〇人以上農業者連滞に貸付けたるものを計上。③は「産業組合要覽」による推算、何れも「本邦農業要覽」より引用。

さて以上の諸統計によつて昭和初年の農家負債が略四十五億圓前後であつたとする見當は大過ないものとされよう。那須博士も昭和四年當時此等の統計から農家負債の額を四十億圓を下らぬと推定されて居る。(那須博士著「日本農業論」一九五頁—一九八頁)とすれば、明治四十五年の大藏省の調査と對比して、大凡そ三十七、八億圓の負債が昭和初年迄に増加したと云ふ事になる。此の期間は全體に於いて歐洲戰爭戦後の全時代に亘るものであるから、さきに、現在の農家負債は大部分は歐洲戰爭による好況時代に由來して居る、と云つたのも決して云ひ過ぎではなかつた譯である。未曾有と云はれたあの「農村好況」時代の農家に齎したものが、此の巨額の負債の山——それは貧弱な農家經濟を押しつぶすに足るものである——であつたとは！然しそれが決して偶然でなく、日本の農業機構からする必然の産物であつたと云ふ事は、既に略指摘説明した所である。

農家負債の増加とその原因は以上述べた通りであるが、次に我々は此の農家負債の有つ主要な性質に就いて語らなければならない。但し農家負債の一般的な性格に就いては第三篇に於いて詳細に觸れられる筈であるから、此處には簡單に問題を指摘するに止める。

先づ第一には、農家負債が多く生計費或は土地購入費の如き非生産的な入費に原因して居る點

が指摘される。それは先に示した負債の原因調査から窺える所であるが、農業が經營として收支償はない爲に農家經濟として常に赤字を免れない事、生産にとつては一の失費と計算される所の高い土地價格が農家經濟の大きな負擔となつて居る事等を示して居る。第二に指摘される點は、借入先別から見た農家負債の前資本主義的な性質である。即ち、第二十四表に見られる通り、負債の四〇%が近代的金融機構によるものであつて、残りの六〇%は昔ながらの高利貸資本や前期商業資本からの債務である。高利貸資本や前期商業資本——斯うしたものに農村が喰ひ荒されて居る限り、農村の近代化、農業生産力の發展は阻碍されざるを得ないだらう。

第三は農村負債の高利と云ふ事である。此れは第二の農村負債の前資本主義的な性質による所最も多いのであるが、單にそれ許りではなく、近代化された金融機關に於いても農村金利は都市のそれに比して著しく高い事は周知の通りである。而も貸付の對象たる農業の利潤は都市の産業に比して高い所か寧ろマイナスなのである。此の利潤さへ生じない所の農業から高い金利が搾り出されて居ると云ふ所に問題がある。つまり、農民はその骨身を削つて借金の利子を拂ふ外に方法はない。「借金奴隷」と云ふ日本の農民に對する代名詞が何時から行はれ出したか、筆者は知らない。

第二章 農業經營

——生産過程を中心とする影響——

本章に於いては、前章に於いて検討された流通過程に於ける影響が、更に生産過程に波及して行つた過程並に其の結果を検討しようとするものである。

第一節 耕地及農業者の構成變化

第二十八表 耕地面積の増減

(單位千町)

	畑	田	合計
大正元年	二、八八〇	二、九三九	五、八二〇
八年	三、一〇五	三、〇三〇	六、一三五
一四年	二、九六五	三、一〇三	六、〇六七

一 概 観

耕地總面積は大正十年迄漸増し、十年以後漸減したが十四年から再び増加に轉じた。此れを田畑別に見ると、田は終始増加歩調を續けて居り、畑は大正十年以後一路減少傾向を辿つて居る。大正元年、八年、十四年の比較を示せば上記の通りである。

此の耕地面積の増減に示された畑地の減少と云ふ事は、畑作がより市場性的な農作の性質を帯びて居る爲に、農作物價格の下落から来る打撃を強く受けたと云ふ事を示すものであらう。此の

第二十九表 耕地潰廢面積(單位町)

	合計	田	畑
大正七年	二八、六二六	一三、九五〇	一四、六六六
八年	二〇、四三三	六、二〇三	一四、二三三
九年	二五、二四四	五、七四一	一七、六七四
一〇年	三五、〇〇八	八、五九八	二六、四〇九
一一年	四〇、六一八	七、七四三	三三、八七五
一二年	五〇、三八一	一〇、九五四	三九、三三八
一三年	五〇、九五八	八、〇八三	四二、八七六
一四年	四四、二六四	六、七七六	三七、四八七

(二十九表を参照)

即ち如何に畑地の潰廢が酷かつたか分る。尙此の潰廢の内容を見ると、年によつて多少の相違はあるが大體右表の期間に於いては荒地となつたものが最も多く、全體の五割五分から六割七分前後に及んで居る。その他では、宅地工場敷地への變更が七年から十一年頃の間では目立つて居る。地類地目の變更によるものも、此の期間では一割前後であるが、その大部分は畑地である。(此の地目變更による潰廢割合は其の後激増して居る。)

(備考)「本邦農業要覽」より引用。土地利用計畫の開始は七年、開墾助成法の實施は八年である。

次に農家戸數の移動に就いて見よう。農家戸數も大

體耕地面積の増減と略似た傾向を辿つて、大正九年までは増加、九年以後減少、十三年から再び増加と云ふ歩調を取つて居る。然し本邦總戸數に對する割合は逐年減少の一路を辿つて居り、農業人口の相對的減退の相を示して居る。此れを元年、九年、十三年の夫々に就いて比較すれば次表の通りである。(「本邦農業要覽」より)

第三十表 農家戸數の増減

年	農家戸數	總戸數に對する割合
大正元年	五、五二、〇三五	五・〇%
九年	五、五七、〇九七	五・七
一三年	五、五三、四二九	五・四

此の農家戸數の増減足取りは一つの疑問を我々に抱かせる。即ち、戦時の好況期には農村から都市への勞働力の移動が顯著に行はれたのであるから、此の時代にこそ農家戸數の減少が現れて然るべきなのに、依然増加して居り、そして恐慌期に失業者の歸農が増加したであらうと思はれる時代に却つて農家戸數が減少して居る、と云ふので逆な現象が起きて居るのは何故か、と云ふ疑問が之である。然し此の疑問に對する説明として此處では單に、戦後恐慌の深刻な打撃によつて遂に耕作を棄てた貧小農の數が如何に巨大な數に上つたか、失業問題はたゞに都市勞働者の問題ではなかつた、と云ふ事を指摘するに止めて置く。

最後に右の耕地面積と農家戸數が組み合はされた結果としての農家一戸當り平均耕地面積に就いて見ると、これは逐年増加しつゝあつたが大正十二年以後これも減少傾向に轉じて居る。大正元年のそれは一・〇五四町、十一年は一・一一三町、十四年は一・〇九三町であつた。尤も此の中から北海道を除けば此の平均面積は更に小さくなるだらう。平均耕地面積の縮小が大正の末期に現れたと云ふ事は注目さるべきである。それ等に就いては更に次項以後に於いて觸れる機會があるだらう。

二 自作別變化

先づ耕地に就いて見ると田は自作地小作地共に逐年増加して居り、畑地は自作地に於いて大正十年までは増加して居るが十一年から漸減し始めて居る。畑地の小作地も略同様であるが、たゞ減少が一年遅れて十二年から始まつて居る。従つて田畑合計の趨勢も大體畑地の趨勢と同様の傾向を示して居る。但し總耕地中に於ける兩者の比率は小作地の割合の漸増を以て終始して居るがそれも大正六年以後は停滯を示して居る。詳細に就いては第三十一表に示す通りである。

次に自作及小作別戸數に就いて見ると、自作農家は十一年迄一路減少して居たのが十一年から僅か乍ら漸増に轉じて居り、小作農家の方は之と逆に九年まで増加し十年から減少し始めて居

第三十一表 自、小作別耕地の増減（單位千町）——〔本邦農業要覽〕より——

大正元年 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇年 一一年 一二年 一三年 一四年	自作地			小作地			總耕地に對する割合	
	田	畑	計	田	畑	計	自作	小作
	一、四四八	一、七五三	三、二〇一	一、四九一	一、二二八	二、六一九	五・五〇	四・五〇
	一、四五三	一、七六六	三、二一九	一、五〇三	一、二三六	二、六三八	五・四九	四・五一
	一、四五六	一、七七二	三、三二七	一、五〇六	一、二四六	二、六五二	五・四九	四・五一
	一、四五五	一、七八一	三、三三六	一、五一九	一、一六七	二、六八六	五・四六	四・五二
	一、四五八	一、七九〇	三、三四八	一、五三〇	一、一八二	二、七一二	五・四五	四・五三
	一、四五三	一、七八六	三、三三九	一、五三三	一、二三五	二、七七七	五・三八	四・六二
	一、四六三	一、八二八	三、二九〇	一、五四九	一、三五二	二、八〇〇	五・四〇	四・六〇
	一、四六九	一、八四七	三、三一六	一、五六一	一、二五八	二、八八九	五・四一	四・五九
	一、四七三	一、八五六	三、三二八	一、五七〇	一、二五〇	二、八二〇	五・四一	四・五九
	一、四八一	一、八五五	三、三三六	一、五七三	一、二五四	二、八二七	五・四一	四・五九
	一、四七八	一、八四四	三、三三二	一、五八〇	一、二五三	二、八三三	五・四〇	四・六〇
	一、四八九	一、七九八	三、二八七	一、五八六	一、二三〇	二、八一六	五・四〇	四・六〇
	一、四九七	一、七八三	三、二七九	一、五八六	一、二〇〇	二、七八六	五・四一	四・五九
	一、五二三	一、七七三	三、三〇六	一、五八九	一、一九三	二、七八一	五・四二	四・五八

る。自作兼小作農家は、十年までは大勢としては増加傾向の中にあり乍ら年によつて多少の浮動があつたが、十一年以後明瞭な増勢に轉じて居る。三者の總農家戸數中に於いて占める比率も、以上の絶對數の變化と同様な動きを示して居る。詳細は第三十二表に示す所であるが、所謂戦時好況時代に於いて自作農家が逆に減少し、恐慌後政府の積極的自作農創設政策によつて僅かにその減少を喰ひ止めて居ると云ふ事實は注目さるべきであらう。

三 耕作及所有の廣狹別變化

先づ耕作面積の廣狹別に依つて區別した農家戸數の増減を見ると第三十三表に示す通りであるが、同表から窺はれる傾向を摘出すれば次の通りである。

- (1) 經營面積五反未滿の農家戸數は減少一途。
- (2) 同五反以上一町未滿の農家戸數は漸増一途。
- (3) 同一町以上二町未滿の農家戸數も漸増一途。
- (4) 同二町以上三町未滿の農家戸數は九年迄増加、十年以後減少。
- (5) 同三町以上五町未滿の農家戸數は八年迄増加、九年以後減少。
- (6) 同五町以上の農家戸數は八年迄増加、十年以後減少。

第三十二表 自、小作別農家戸数の増減（「本邦農業要覽」より）

大正元 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 一 二 三 四 年	千戸		千戸		千戸		千戸		千戸	
	自作農家	小作農家	自作農家	小作農家	自作農家	小作農家	自作農家	小作農家	自作農家	小作農家
一四年	一、七三五	一、五二六	二、二九八	三、二一	三、一	二七・五	四一・四	三、一	二七・五	四一・四
一三年	一、七二六	一、五三一	二、二七五	三、二一	三、一	二七・七	四一・一	三、一	二七・七	四一・一
一二年	一、七三三	一、五四四	二、二六〇	三、二一	三、一	二八・〇	四〇・九	三、一	二八・〇	四〇・九
一一年	一、七三〇	一、五五〇	二、二五〇	三、二一	三、一	二八・一	四〇・八	三、一	二八・一	四〇・八
一〇年	一、七三八	一、五六三	二、二四九	三、二一	三、一	二八・二	四〇・七	三、一	二八・二	四〇・七
九年	一、七四二	一、五六六	二、二四五	三、二一	三、一	二八・一	四〇・六	三、一	二八・一	四〇・六
八年	一、七六〇	一、五五四	二、二五三	三、二一	三、一	二七・九	四〇・五	三、一	二七・九	四〇・五
七年	一、七五七	一、五五八	二、二四六	三、二一	三、一	二七・八	四〇・四	三、一	二七・八	四〇・四
六年	一、七五五	一、五四一	二、二五五	三、二一	三、一	二七・六	四〇・六	三、一	二七・六	四〇・七
五年	一、七五八	一、五三一	二、二五三	三、二一	三、一	二七・七	四〇・二	三、一	二七・七	四〇・二
四年	一、七九〇	一、五三八	二、二三一	三、二一	三、一	二七・六	四〇・〇	三、一	二七・六	四〇・〇
三年	一、八〇五	一、五三八	二、一九四	三、二一	三、一	二七・六	三九・七	三、一	二七・六	三九・七
二年	一、八二三	一、五〇六	二、一九三	三、二一	三、一	二七・三	三九・七	三、一	二七・三	三九・七
大正元	一、八二三	一、五〇六	二、一九三	三、二一	三、一	二七・三	三九・七	三、一	二七・三	三九・七

第三十三表 耕作面積廣狹別農家戸数（「本邦農業要覽」より）

大正三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一年 一二年 一三年 一四年	五反未満		五反—一町		一町—二町		二町—三町		三町—五町		五町以上	
	一四年	一、九五一	一、五五六	一、八七七	一、八五	一、一八五	三、六四	一、三七	〇八四	七四、九六〇	六六、二五八	六八、一五四
一三年	一、九四四	一、六六三	一、八六八	一、七九四	一、一八一	一、三三	一、八八	〇一一	七六、一六三	六八、一五四	六八、一五四	
一二年	一、九五六	一、四一四	一、八五一	一、四六一	一、一七三	一、四八	一、三三	一、四〇七	八〇、一八一	六八、一五四	六八、一五四	
一一年	一、九六〇	一、二九九	一、八四四	一、五四七	一、一六六	一、七三	一、三三	一、四〇七	八二、六〇三	六八、一五四	六八、一五四	
一〇年	一、九六五	一、〇九〇	一、八四三	一、七七六	一、一五三	一、五一九	一、三三	一、四〇五	八二、六〇三	六八、一五四	六八、一五四	
九年	一、九八六	一、〇六四	一、八五三	一、一〇四	一、一四三	一、八六三	一、三三	一、四〇五	八二、六〇三	六八、一五四	六八、一五四	
八年	一、九八七	一、七三四	一、八四〇	一、二一一	一、一四三	一、一七	一、三三	一、四〇五	八二、六〇三	六八、一五四	六八、一五四	
七年	一、九七四	一、二一七	一、八四四	一、七七七	一、一四四	一、〇三九	一、三三	一、四〇五	八二、六〇三	六八、一五四	六八、一五四	
六年	一、九七四	一、一七	一、八三三	一、八五一	一、一四四	一、八三七	一、三三	一、四〇五	八二、六〇三	六八、一五四	六八、一五四	
五年	一、九八六	一、八三一	一、八一七	一、二三〇	一、一〇三	一、八一八	一、三三	一、四〇五	八二、六〇三	六八、一五四	六八、一五四	
四年	一、九八九	一、一三〇	一、八二三	一、一八九	一、〇九二	一、二六六	一、三三	一、四〇五	八二、六〇三	六八、一五四	六八、一五四	
三年	一、九九九	一、一九九	一、八一九	一、九一六	一、〇八八	一、四六三	一、三三	一、四〇五	八二、六〇三	六八、一五四	六八、一五四	
大正三	一、九九九	一、一九九	一、八一九	一、九一六	一、〇八八	一、四六三	一、三三	一、四〇五	八二、六〇三	六八、一五四	六八、一五四	

右の中、特に注意を惹く點は、第一に三町以上の中經營及大經營戸數が恐慌以後一齊に顛落し始めたこと云ふ事である。而も恐慌以前の増加傾向も大體に於て大正四、五年以後に起きた現象であるから、その繁榮はかの特殊な時期に於ける眞に一時的な現象であつたと云はなければならぬ。大體此等の中經營及大經營と云ふのも機械化された經營と云ふ譯ではなく、多くは傭勞働に依存する經營であつて、其の傭勞働との關係も決して近代的な勞資關係にあるのでない事は少しく農村の事情を知る者にとつては明かな事實である。然しかの好況期に於ける貨幣經濟の進展と一般的勞賃昂騰の影響によつて此の廉價勞働使役の關係が多少とも動搖を受けたであらう事は想像に難くない。例へば農林省調査による農作傭勞賃銀が大正七、八年を境として著しい昂騰を示して居るのを見よ。それでも農産物好況の時代には此等の經營も尙擴大される傾向にあつたのであるが、そうした條件が恐慌によつて失はれるや否や、既に此の形の農業は、經營として敗退しなければならなかつ

第三十四表 農作傭賃銀 (單位圓)

	年傭男	年傭女	日傭男	日傭女
大正六年	五九・四〇	三四・九三	〇・五六	〇・三四
七年	七九・四三	四九・九八	〇・七五	〇・四七
八年	一三四・八六	七四・四六	一・一九	〇・七四
九年	一四一・二五	八六・六七	一・四四	〇・九三

(備考) 「本邦農業要覽」より。

た。商品經濟の影響を強く受け、昔日の雇傭關係の侵害された所程、急速に此の敗退が開始されたと見るべきである。但し、此の事から我國の農村に於ける斯種の農業經營が全く破滅し去つたと見るのは勿論早計であらう。それ程根底の浅いものでもなければ、又商品經濟の影響もそれ程徹底した譯でもなかつたからである。只此の事から我々は、我國の農業がそのまゝでは大經營として成立たないと云ふ實例を學ぶものである。

注意を惹く點の第二は五反未滿經營の減少が十年以後著しくその速度を高めたことである。これが極小經營に對する恐慌の打撃を示すものである事は前にも指摘した通りである。

次に耕地所有面積の廣狹に依つて區別した農家(地主)戸數に就いて見ると第三十五表に示す通りであるが、同表の示す點は次の諸點である。

- (1) 五反未滿の耕地所有者は増加一途。
- (2) 五反以上一町未滿は六年迄減少、七年以後増加。
- (3) 一町以上三町未滿は七年迄増加、八年以後十一年迄減少、十一年以後稍停滯。
- (4) 三町以上五町未滿は減少一途。
- (5) 五町以上十町未滿は四年迄減少、五年以後十一年まで増加、十二年以後減少。

第三十五表

耕地所有面積廣狹別農家戸數

〔本邦農業要覽より〕

大正三年	四 年	五 年	六 年	七 年	八 年	九 年	一〇年	一一年	一二年	一三年	一四年
二、三四九、九九一	二、三六二、四一五	二、三六二、一三三	二、三七〇、六八六	二、四一九、一三八	二、四三四、一六五	二、四四一、〇二二	二、四四〇、五九三	二、四三二、三一九	二、四五七、五八五	二、四七〇、一六三	二、四七八、五六〇
一、二二七、〇四〇	一、二〇五、九九六	一、一九三、一〇三	一、一七五、四三五	一、一九三、四三九	一、一九七、八八三	一、二〇二、六五八	一、一九五、二三七	一、二〇一、四〇四	一、二〇三、〇八八	一、二〇七、〇五三	一、二一八、一四四
八八〇、二八八	八八九、九六二	八八四、九四三	八八八、五四三	九〇一、一六九	八九六、七二六	八九三、九七〇	八九一、〇八七	八九〇、九七〇	八九四、四七五	八九〇、五七四	八八八、六三三
二五九、一〇〇	二五七、四三二	二五四、四六〇	二五一、二三三	二五五、六二〇	二三三、〇三八	二二九、二九七	二二九、八〇三	二二九、三六四	二三〇、二五九	二二二、九三三	二二七、七二三
一三三、一四九	一三〇、三三四	一二〇、三四六	一二一、〇五八	一二三、〇四九	一二一、五八三	一二三、五一九	一二三、一三七	一四一、四三七	一八、四〇五	一一七、〇八八	一一五、三五五
四一、四二八	四〇、九九八	四一、三八二	四二、六〇一	四三、九一三	四六、〇六三	四七、〇五六	四八、〇三〇	四八、五四〇	四八、七〇四	四七、六九五	六三、三三〇
三、三九九	三、三〇七	三、四八二	三、四九五	三、五八八	四、二三八	四、二五一	四、二七九	四、二六八	四、〇八三	四、九五〇	四、二九三

(6) 十町以上五十町未滿は四年迄停滯、五年以後後十二年迄増加、十三年以後減少。

(7) 五十町以上は十二年迄増加、十三年以後減少、その減少率は著しい。

右の中、五反未滿乃至一町未滿の耕地所有戸數の増加は、耕地細分化の進行を物語るものであるが、新たな耕地取得者の増加によると見られるのは大正十一年以後の自作農創定政策以後に若干之を認め得るとして、其の他はより上層の分解による耕地所有の細分化の結果と見るのが至當であらう。尙注意すべきは、十町以上、五十町以上と云ふ大地主の戸數減少が十三年以後一齊に現れ始めた事で、これは米價の値下り（小作料収入の實質的減少）と公租公課の負擔増大による土地の賣逃げによるとの見解が一應成立すると思はれる。但し此の事は他面に於いて、一部の大地主又は銀行等に一層の耕地の集中が行はれた事を否定するものではない。

第二節 商業的農業の發展

一 商業的農業の發展

農作物價格の昂騰と農産物市場の擴大とが、農業生産に與へた刺戟は、單に生産量の増大と云ふ方面でなく、所謂商業的農業の發展に對しても大きな刺戟を與へた。即ち販賣性——市場性

第三十六表 特殊農産物生産高 (單位圓)

年	繭	果	實	蔬菜花卉	農工 産物
大正四年	一五三、七七一	二七、八九三	—	—	五、四二一
五年	二七三、〇五六	三〇、一九九	—	—	六四、四三三
六年	四三三、〇七三	三四、七五一	—	—	八六、六〇七
七年	五三七、九八八	四七、九五七	—	—	一一四、四五五
八年	七七一、四〇九	七一、二五四	—	—	一八六、五七五
九年	三六五、五一九	七五、一五〇	—	—	一五、五九三
一〇年	四〇九、一七七	六〇、二七八	—	—	一三五、〇四六
一一年	五七三、一三五	七五、〇四七	—	—	一三八、八六九
一二年	六六〇、四〇四	七五、七〇七	—	—	一九、七八三
一三年	五五一、六八〇	八〇、五六四	—	—	一三〇、四七六
一四年	八二四、二五六	八〇、四八七	—	—	一三〇、六五四

(備考) 「日本經濟統計總觀」及「本邦農業要覽」による。

ある農産物の生産へ農民の關心が向けられたのであつて、どうしてその傾向が生じたかに就いては前章に於いて述べた所である。斯かる商業的農業生産が具體的にはどの様に發展したか。先づこれを第三十六表に就いて見よう。

上表の中、工藝用農産物に含まれる主要なものは、茶種、繭、絲瓜、除蟲菊、蒟蒻芋、薄荷、甘蔗、煙草等であるが、就中除蟲菊、薄荷の増産は著しいものである。これは此の二商品が海外市場と結びついて居たからである。

此等商業的農産物の中で最も重要な

ものは云ふ迄もなく繭であり、農業としては養蠶業である。そこで此の時代に於ける養蠶業の發展を、商業的農業發展の典型として採り上げ、その發展の様相を検討する事としよう。

繭の價格及生産額に就いては既に表を掲げた。次に桑畑の増加を見ると、大正三年の四五〇千町歩が八年には五二三千町歩となり、十四年には五四九千町歩となつて居る。その普及狀況は全國各府縣に亘つて居り、而も大多數の府縣に於いて増加して居る。大正十三年現在に於いて大正元年より減退した地方は、北海道、秋田、栃木、富山、石川、福井、滋賀、兵庫の八地方に過ぎない。然し此處で注意を要するのは此の全國的普及と同時に、地方別に見てその發展に著しい相違がある事である。即ち、中部以東と近畿以西では、近畿以西の發展速度は、前者の二倍乃至三倍に及んで居る。戸田氏の研究によれば、此の發展の相違は第一に畑作地帯と水田地帯との相違から來るものであり、第二に、農業經營の商業化の程度の相違から來るものである。(戸田愼太郎氏著「日本農業論」参照) 即ち同一の外的條件が與へられた場合に於いても、農業經營の內的條件が之を受け入れる様になつて居なければ、その結果も決して同一でない事例が示されて居る譯である。養蠶業の如き、當時最も利益があり、商業的農業經營にとつて最も恵まれた條件下に置かれたものに於いても、それが一樣に發展する事は出來なかつたのであつて、此處に日本農業の

商業的農業發展への重大な問題が示唆されて居る。次に、此の日本農業の商業的農業發展の限界の問題に觸れなければならぬ。

二 商業的農業の限界

先に掲げた特殊農産物の表によつて、商業的農産物の生産増加を示したのであるが、斯かる發展を以てしてもそれが日本農業全體の中に占める地位は極めて微々たるものである。即ち、大正十二年現在に於ける繭産額が全農産物中に占める割合は一九・三%、果實は二・二%、蔬菜及花卉は八・二%、工藝用農作物は二・〇%に過ぎなかつた（『明治大正農村經濟の變遷』三〇六頁）。既に此の事が我國の農業に於ける商業的農業の限界の問題に一の解答を與へて居ると思ふ。

日本の農業に此の様な限界を與へて居る基本的な要因として、先づ第一に、日本の農業が高額小作料（現物）並に地價の巨大な負擔を背負つた極めて小規模な經營であると云ふ特質を擧げる事が出来る。此の負擔を負つた日本の農業は既にそれ丈でも國際的な市場に於いて角逐する能力を缺いで居る。當然それは獨占的な性質を持つ米作へと向はずには居れない。更に收穫の中から此の負擔が天引される結果、農民はその經營の改善又は擴大に資本を投ずる餘力を有たない。従つて眼前に有利と思はれる農作を見せつけられても直ちに之に應ずる能力を缺いで居る。又斯ふ

した農民にとつて何よりも廉くつくのは家族の勞働であり、雇傭勞働——技術勞働を含む——による經營は成立しない。第二に水田耕作中心と云ふ事が擧げられる。水田——米作中心になつた理由の一つは前述の通りであるが、更に此には外的要因も加つて居る。即ち政府の食糧自給政策の見地からする偏つた米作保護中心主義である。尙一定額の米作を地主に納入しなければならぬと云ふ事も、農民を米作に嚙り付かした一理由であらう。兎に角、米作を中心としてその周圍に多分に自足的生活を營むのでなければやつて行けない農業に於いて、商業的農業の發展する餘地は極限されて居ると見なければならぬ。

以上は日本農業の商業化を制約する所の諸條件であるが、然し此の極限された限界内に於いても商業的農業の發展が見られつゝある事、そして此の發展を促した情勢が同時に商業化を制約して居る諸條件と抗争し乍ら一部之を破壊して居る事、前に指摘した通りである。所で、部分的にはあるが、斯うして生長しつゝある商業的農業の影響の中で看過してならないものは、そこに採用される技術の問題である。即ち例へば、蜜柑栽培の増加は、蜜柑の商品價值増大の爲に、選果器、噴霧器等の改良を招來する。同時に其等の使用もふえる事となる。又かうした器具の使用はそれに伴ふ技術者を必要とするに至り、此處に新しい農業技術の部門が開ける。其の他金肥の

使用、農用藥品の使用も増大しよう。此等は相まつて舊い農業の中に新しい農業の技術を導入するに止まらず、漸次他の農業部門にも之を普及して行き、前に述べた様な日本農業の保守的條件を下から掘り崩して行く一要素ともなつて居るのである。

第三節 生産方法に於ける變化

一 大農場經營の試み

大農式經營の新しい試みが現れた事と、共同經營の形式が諸地方で採用され始めた事は、此の時代に於ける生産方法の變化の上で特記すべき問題である。此の二者の形式が採用された社會的な理由として小作料輕減運動の發展が主として考へられて居る。事實これの起つたのは丁度小作料輕減運動が全國に擴大して行つた時代であり、夫々の實例も亦此の理由を裏付けて居るのであるが、商業的農業への發展にとつてその障碍となつて居る條件を克服すると云ふ事が、かゝる企圖の背後の理由となつて居ると見てよからう。

大農經營の事例としては、那須野の松方農場、茨城縣の廣江農場、岡山縣の藤田農場、大阪府の坂本農場、愛知縣の安城機械農場、蘇東機械農場等が挙げられる。大農經營は多かれ少かれ經

營の機械化がその特徴として考へられるが、此等の農場に於いてもそれは見られる所である。

さて、此等の農場を通じて窺はれる日本の大農經營の特質は、それが依然として日本の小作農業の殻を脱し切つて居ない點である。例へば、その農場の労働者が實は農場附屬の又は附近の小作農の餘剩勞力の利用であつたり、農場自身の労働者によつて處理されるのは生産過程の一部であつて、他の部分は小作農民或は貧農へ請負になつて居たり、或は又愛知縣の例の如く、一種の土地利用組合であつたりして居て、純然たる農業労働者による經營は殆んど見當らないのである。これは果して農場の歴史的な事情——例へば其農場と以前の小作人との關係と云ふ様な事情——のみによつて説明される問題であらうか。さうではない。丁度此の問題の本質を説明する好個の實例として滿洲國千振村の移住農地の例がある。即ちそこでは耕地を小作に出す事は表面禁止されて居るのであるが、小作に出した方が農業労働者(苦力だが)を傭ふよりも遙かに利益であると云ふので、多くの村民は之を小作に出して居ると云ふのである。之と同じ様に、日本に於いても労働者を傭ひ、或は機械を使用するよりも、小作農を利用した方が利益であるに過ぎない。

今一つ日本の大農經營の特徴は機械利用の範圍が極めて狭いと云ふ事である。これは前述の事からも説明され得る所であるが、當時トラクターの利用が普及せず、折角購入したものも活用さ

れるに至らなかつた主な理由として挙げられるのは、トラクターは自給肥料を生まない、修繕が困難だ、技術者に高い俸給が拂へない、水田耕作に適した機械が少かつた等々の諸點である。(註) 此の機械利用の範圍が狹隘だと云ふ事が、結局舊來の小作農的な方法に還元される根據になる。

(註) 少し以前の事であるが、日露戦争後、分捕品としてモリア、リーパー(何れも草刈機)が廣島縣七塚種牛牧場其他に貸與された事がある。所が之を引く馬が日本の馬では小さ過ぎて、三頭の所を四頭でも草が切れない。五頭にすると草は切れるが土地を踏み固めすぎるので駄目になる。結局費用の上からも利用價值のないものとして陳列品の方に廻された。

かゝる大農經營が本來の大農經營として發展する事は困難である。其の後、此等の農場は遂に普及を見る事なしに終つた。

二 共同經營の發生

共同經營は主として大正十年以降發生した。多くは部落單位の組合組織である。その特徴としては自作兼小作農と云ふ中農層によつて組織されたものが多い事と、組合員は共同經營地の他に各自の個人經營地を有つて居るのが殆んど全部であると云ふ事であらう。これが前記の大農場經營と異なる所は、經營自身が一種の小作であつて、地主的に之を小作農に請負はす等の關係がない事である。——此の點後の土地利用組合と異なる。従つて本來大經營たる性質を有つ所の共同經營

營の利點、即ち、勞力の節約、機械化の可能性の擴大、技術的改善の行はれる事、一般的共同化の促進等を受し得る譯である。實際的經驗は其の後、此等の利益を確證して居るが、今日なほその普及を見ないのは、主として土地所有關係が之を困難ならしめて居るものである。

尙「農業共同經營組合に關する調査」(昭和二年)によれば、調査組合一二九の中で大正十二年以降に設立されたものは八五であつた。

三 動力機使用の増加

一方に於ける製造工業の發展と他方に於ける電氣事業の發達は、農村の商品經濟化の前進と相まつて農食用動力機の使用の激増を來した。例へば次表の如し。(本邦農業要覽より)

第三十七表 農食用動力機

	電動機	石油發動機
大正九年十二月	六八三	一、七六五
〃 一二年三月	二、〇三三	九、二六五

但し農業機械の普及は、米麥調整加工用機(脱穀機、粃摺機、麥摺機、精米機、製粉機、製麵機)が大多數であり、揚排水機、肥料用機、藁加工用器等が之に次ぐ。耕耘用機は極めて少ない。

此等の動力機の普及の意義は、勿論その生産力の増進にあるが、同時に農業と工業との結びつき——工業の市場擴大——の意義も忘れてならない。又

動力機の使用が、一般に農村に於いて共同作業を伴ふ事も農業に於ける共同化を促進するものとして注意すべきであらう。尙十一年七月には農事電化協會が設立されて居る。

四 肥料問題

金肥が農作の生産を増嵩せしめる事實に就いては説明の要がないかも知れぬ。只一例として、朝鮮の農事試験場に於てなされた試験の報告を擧げるに止めよう。(次の引例は總べて「朝鮮總督府農事試験場二十五週年記念誌」からの引用である)

(例一) 窒素適量試験(磷酸、加里は各區反當二貫)

無肥料區	窒素一貫	窒素一貫五百目	窒素二貫	窒素二貫五百目
收穫比率	一〇〇	一二七	一三四	一四一

(例二) 磷酸適量試験

無磷酸區	磷酸一貫	磷酸一貫五百目	磷酸二貫	磷酸二貫五百目
收穫比率	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三

(例三) 窒素一貫毎に對する米増收量

一貫——三貫の施用に於いて、一貫當一〇——二〇貫を増收。

従つて收穫の増加を望む農民が金肥の使用を増加して行くのは當然である。然し、金肥の消費の増加は、農家經濟に於ける貨幣經濟の一定の進展がなければ不可能である。次に示すのは硫安

第三十八表 硫安消費高(内地)

大正二年	千九
三年	二二
四年	三三
五年	四五
六年	五五
七年	五八
八年	一八〇
九年	一五五
一〇年	一七一
一一年	一六八
一二年	二四〇
一三年	二五四
一四年	三〇九

(備考) 渡瀬完三氏著「硫安」による。

第三十九表 硫安生産高

大正元年	千七
二年	七
三年	一五
四年	三三
五年	三七
六年	四二
七年	五三
八年	七九
九年	八〇
一〇年	九五
一一年	八四
一二年	一〇四
一三年	一〇九
一四年	一二三

(備考) 同上。

第四十表 硫安價格

大正元年	一五七
二年	一五三
三年	一三九
四年	一五七
五年	一九九
六年	三〇六
七年	三七八
八年	三三七
九年	二七四
一〇年	一五七
一一年	一七七
一二年	一九二
一三年	一六九
一四年	一八五

(備考) 「本邦農業要覽」より。

消費量の増加である。

戦前既に一二〇千觔であつた硫安の消費が戦時中二分の一乃至三分の一に減じ、八年から再度戦前の水準に歸り、以後逐年増加して居る。戦時中の減少は勿論輸入が減じた爲であり、その反面に工業生産力が未だ發達して居なかつた事を示す。

第三十九表を見よ。

當時の硫安市價を見

一四九

第四十一表

反當米收穫高

大正元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一年	一二年	一三年	一四年
一、六七三	一、六五九	一、八七九	一、八三〇	一、九〇三	一、七六九	一、七六九	一、九五九	二、〇三三	一、七六〇	一、九三三	一、七六一	一、八一九	一、八三九

ると第四十表の通りであるが、此の高價な硫安を消費するには農家の収入がそれに應じ得るものでなければならなかつた筈である。

一度金肥を使用し始むると、之を止めて再度自給肥料に返へる事は困難である。逐年金肥の施用量を増大して行つた農家が戦後恐慌に當面して如何に困惑したか。肥料代を捻出する爲に土地を手放し、或は高利な負債を積んだ事は既に明かにした所である。

五 生産力は増大したか

戦時好況並に戦後恐慌の全時代を通じて農村の商品經濟化の問題を中心に種々の變化が生じた事は以上述べた通りである。然らばその結果として農業生産力は増大したか、それとも減退したか。先づよく引用される資料として米の反當り收穫量を示さう。(第四十一表「本邦農業要覽」より)

右表によると反當收穫高は大正三年迄漸増して居たが、その後此の増加傾向は著しく停滞氣味となつて、戦時中は寧ろ減退の氣味さへ見られる。然し其の後の経過は先づ一進一退と云ふ所であらう。然し此の表から直ちに農業労働の生産力の停滞を結論する事は出来ない。逆に農業労働の生産力は確に増大した筈であると推察される諸點がある。即ち、それは農業に於ける機器使用の増加、耕地改良の進行、金肥使用の増加、技術の改善進歩、作物の改良、等である。此等は總べて農業生産力の發展を促進する材料以外のものではない。

然し若しもさうして農業労働の生産力が發展したのならば、當然耕地の擴大が起るか、農村の過剩人口が都會へ向けて送り出されるか、或は此の二つが一緒に起るかしなければならぬ筈である。農村に過剩人口の悩みがあり乍ら、之が都市に吸収され得ないで居ることは人の知る所である。又耕地の擴大の方は、絶對面積も一戸當り面積も大正十一年まではその通り擴大されて居るが、十一年以後は減少して居る。ではどちらが正しいか。生産力は増大したのか、それとも減退したのか。

考へられる事は次の通りである。

農業労働生産力は確に増大したし、増大せしむる要因も發展して居る。然し耕地の擴大は、小

作料と地價の負擔があるので之に伴ふ事が出来ない。つまり小作料、地價等の負擔の爲に増大した生産力は之を發揮するに由なき状態である。一方過剰人口は之を吸収される途がないので、農村は農村内部に於いて之を消費する方法を講じなければならぬ。かうして、農村に於いては、その生産力を高め乍らも、依然非能率的な多くの労働力を消費しつゝあるのである。

第三章 政府の農業政策と農民自身の對策

——(附表年表参照)——

農家經濟及農業經營の上に種々の影響を及ぼして行つた所の、工業の量的並質的發展と資本及労働力の集中集積、商品流通の繁榮、財政の膨脹等、つまり日本資本主義の飛躍的發展と云ふ基本的な事實は、同時に此の時代の農業政策の動向を制約したものであつた。他の産業部門の生産力が目覺しい發展を遂げて居る時、獨り農業生産力丈が停滯して居る事は農業を衰滅の運命に置く事である。然し日本の農業は衰滅させられてはならない。困難な條件の下に於いて農業生産力の發展の爲に種々の對策が講ぜられる必要があつた。勿論日本農業の置かれた困難な條件の爲に、單なる收穫の増加と云ふ觀點が眞の生産力の發展と云ふ觀點と置き換へられたと云ふ様な事があつたにしても。又工業の發展が農業生産物の市場を擴大した事は事實であるが、それと同時に工業も亦農業の中にその市場を擴大して行かねばならなかつた。云ひ換へれば農業部門に於ける商品經濟の發展の爲に幾つかの政策が準備されなければならなかつたのである。急激な資本の蓄積は農業部門からの資本の動員を強行したのであるが、それは農業資本——土地資本が都市の

産業乃至金融資本との血縁を益々濃くした事を意味する。従つて土地資本が恐慌の爲に動脈硬化に陥らんとした場合、之に對する治療策も不可缺であつた。然し此等一切の政策にも拘らず、日本農業の土臺の惨めさの爲に、政策は徹底的なものとなるを得ず、その効果も狭い限界しか有てなつた。最後に独自の對策で更生せよ、と許りに民性が獨立した。十四年三月の事である。

第一節 生産過程に對する政策

一 中心的政策としての増産政策

當時政府の農業政策の中心は依然食料自給の名目による増産政策にあつた。勿論食料自給計畫の確立は國策上からも必要であつたらうが、増産と云ふ事自身、農民に受け入れられる性質を持つて居る。次に掲げるのは、大正三年帝國農會第五回總會に於ける、農商務大臣の諮問「時局に關し各級農會に於いて特に施設を必要とすべき事業及其遂行方法如何」に對する答申の要項である。

- 一、食料品の獨立自給を確實ならしむる爲め左の事項を遂行する事。
 - 1、未墾地の開墾。

- 2、悪水路の整理。
- 3、既墾地改良及集約的利用。
- 4、優良種類の普及栽培方法の改良。
 - 二、努めて内國産を使用し自家に於いて生産し得べきものは又努めて自給する様留意する事。
 - 三、農業資金の充實を圖り特に産業組合を活用して金融の圓滑を期する事。
 - 四、農業を重んじ惰氣を斥け勤勉力行を尊び秩序ある勞働の氣風を養成すべし。
 - 五、奢侈を戒め儉約を重んじ質素の美風を涵養し就中冠婚葬祭に關する濫費の惡弊を打破する事。
 - 六、果實、蔬菜、畜産物の輸出販路を擴張し之が需用の途を開拓する事。
 - 七、山野の採草、綠肥の栽培、堆肥の製造等自給肥料の潤澤を繰り努めて肥料の輸入を防止し農家の經濟を豊富ならしむる事。
 - 八、家畜、家禽の供給を豊富ならしむる爲之が増殖を圖る事。
 - 九、従來副業として取扱はれたるもの、就中養蠶の如き之を農業經營の内に統一して偏頗の虞ならしむること。
 - 十、倉庫及市場の設置。

食料自給、増産が此の答申の中心をなして居ることは明かである。尙その他、農産物の輸出促進、養蠶業の重視に就いて夫々一項目設けられて居る點は注目される。當時政府によつて採られた増産の具體的政策は次の如きものである。

土地利用計畫。これは耕地擴張見込の約二百萬町歩の内、主として百町歩以上の集團地に就いて、地方廳よりの申請により農林省がその開發に關する計畫の要綱を立案し、土地利用計畫書を作成して地方廳及當業者に示し以て實行を獎勵するもので、大正七年以來行はれて居る。

開墾助成法。(大正八年六月一日施行) 農業水利改良計畫。(大正九年) 國庫補助による用排水幹線事業の縣營。(大正十二年) 主要食料農産物改良増殖獎勵規則。(大正八年)

尙朝鮮に於いて産米増殖計畫が實施されたのも此の時代である。即ち大正九年に實施され、大正十五年に更に之を更新して十四年間に八百二十八萬石の増收を完成し、内地移出を千萬石に達せしめようとした。臺灣に於いても蓬萊米の増殖獎勵が行はれた。

二 自作農創設維持政策

自作農創設維持施設は大正十一年簡易生命保險積立金を此の目的に貸付けける事になつてから急速に進み、大正十四年迄に此の簡易生命保險積立金からの貸付け丈で約千四百餘萬圓に達した。更に大正十五年五月農林省令を以て、自作農創設維持補助規則を公布したが、それによると、大正十五年から二十五年を一期とし、簡易生命保險積立金等から低利資金を長期償還の方法で各道府縣に融通する、之が爲施設者が本事業に要する經費に對し國庫から年々補助金を交付する、

と云ふのである。此の計畫では二十五年間に融資額約四億七千萬圓、補助金額約一億萬圓、之によつて創設維持される面積は約十一萬七千町歩と云ふ相當大なる計畫になつて居る。

此の自作農維持創設施設の擴張は、當時地價の下落、小作爭議の發生に苦しんで居た地主の爲に地價を維持すると共に、土地賣り抜けの途を開いたものであるとの批評もあつたが、小作農側でも之を歓迎し、此の施設によつて土地を購入した者も相當數に達した。尤も此の爲の償還金の負擔が結局小作料の負擔と同じであると云ふ結論に達した者も多かつた。

三 其の他

大正七年に至つて緬羊飼育に關する諸種の獎勵施設が實施された事、又八年に朝鮮の棉花増殖第二次十年計畫が樹立された事等は、戰時物資自給の必要が齎した結果と見る事が出来る。然しそれにも拘らず、緬羊も棉花も其の後見るべき増産を示して居ないのは、日本の農業にその前提條件を缺いてゐる爲であつて、部分的な施設や獎勵では如何とも出来ない事を示すものである。

尙其の他十四年に優良農具の普及獎勵規則が制定されて居る事や、蠶絲業の技術的改良、乾繭の獎勵等が次々に行はれて居るが、其等の施設が此の時代の農業の發展とどの様な關係を有つものであるかは既に述べた所で明かであると考へる。

第二節 流通過程に於ける政策

一 米價政策

大正時代の米價政策はその前約二十年間に亘る放任時代の後を受け、前半は主として抑制政策が、後半は引上政策がとられたと見る事が出来る。即ち、大正元年米價が十九圓を越え遂に二十三圓臺に達するに及び、政府は米價抑制に乗り出さざるを得なくなり、大正二年七月には鮮米移入税の廢止、三年三月には地租の輕減等を行つた。翌四年一月には勅令を以て米價調節令を公布し、米價調節の爲政府は米の買入、賣渡し交換を行ひ得る事とした。七年四月に至つて米價調節令を廢し、新に外國米の輸入等に關する勅令を公布し、農商務省内に臨時外米管理部を置き、外國米、朝鮮米、臺灣米の輸入又は賣渡をなさしめた。同年五月には更に外米の使用及移出に對する制限を設けた。然し此等の施設にも拘らず米價は騰貴し米騒動を生ずるに至つた。其の後米價抑制に就いて對策が練られつゝある間に九年の恐慌となり、米價の大暴落となつたので、今度は米價の引上維持が米價對策の對象となつた。かくて十年四月に米穀法が制定されたのである。同法は十四年三月に改正されて居る。尙此の間大正七年より以降殆んど引きつゞき米及粳の輸入

税は免除されて來た。

二 農業倉庫業法

農業倉庫業法は大正六年七月公布されたもので、同法に基づき、政府の助成を受けて設立される。農産物の市場廻りが増加すると共に、出來秋の一時的出荷が農産物の價格下落を招來する等の事實に鑑み、農産物の生産者による保管倉庫として考案されたものである。倉庫が商品の商品性を増大せしめる意義を想ふ時、農業倉庫業法の制定は正に此の時代の産物として相應しいものがある。尙共同籾倉庫助成規則も十四年四月に制定されてゐる。

三 農家小組合、産業組合及農會

農家小組合は所謂部落組合であり、その地域的な性質から、古くから發達して居るものゝ様に考へられるが、實はこれも此の時代に發達したものである。發達の端緒は主として共同出荷組合の普及にあつたものゝ如く、最近の調査に於いても出荷組合の性質を帯ぶるものが最も多い。農産物の商品化によつて促進された現象とも見る事が出来る。然し其の後の此の組合の性質なり事業なりには大部大きな變化があり、部落の生活全般に亘る施設の中心とならうとする傾向が見られる。大正十四年の調査に於ける小組合の數は七萬九千六百九十組合であつた。

産業組合が飛躍的發展を遂げたのも矢張り此の時代であつた。主として流通過程の事業をその任務とする産業組合が、農家經濟の流通部面の一大膨脹期に當面して、その事業が躍進しない筈

第四十二表 産業組合の發展

	大正四年	九年	十四年
總組合數	一一、五九 千人	一三、四三 千人	一四、五七 千人
組合員數	一、二九 千圓	二、二九〇 千圓	三、九三六 千圓
出資金	三、一八六 千圓	五、五三 千圓	一四三、五六一 千圓
貯金	二九、六七	二四、三〇	六四、九〇一
販賣額	四〇、七七	一三六、九三	二六、〇二七
購買額	二七、五九	一五三、〇六一	一五三、一六九

はない。上表はその發展のテンポを示して居る。若しも産業組合が農家の自給自足を目的とする組織であり運動であつたならば、丁度その農家の自足經濟が一步退却した此の時代に此の様な躍進を遂げる筈はなかつたらう。農會法は大正十一年四月改正された。その要點には、從來農會の目的が「農事の改良發達を圖る」とあつたのを「農業の改良發達を

圖る」に改めた點、農會の經費を市町村税と同様強制徴收を許した點及市町村農會に總代會を置く事を認めた等の諸點である。これによつて農會の機能は強化される事になつたのであるが、産業組合の飛躍的發展と共に昔日の威容を失つて行つた感がある。農事改良を主たる事業目的として來た農會が、農事改良の意義の薄くなつた此の時に、その威容を失つて行つたのは偶然でない。

(農會は本來ならば生産過程に對する政策の中に入るべきであつたが、便宜上此名附けた)

第三節 農民運動の發展

大正末期に於ける農民運動の暴風の様な發展の原因に就いては大戦後の一般社會運動、社會思想の影響及農家經濟の逼迫等がその主要なものとして數へられて居る。當時の社會思想の影響は勿論その大きな原因であつたらう。然しそれに就いては此處に觸れる必要を感じない。農家經濟の變化の上に求められる原因に就いては、單なる逼迫と云ふ丈でなく、此の時期に於ける農民の逼迫の感じ方を考へて見る必要がある。多分それはかう云ふ風に考へられる。一時昂騰した農産物が急激に反落した時、農民に残された現實の問題は、その激減した收入を以てどうして膨脹した貨幣支出を賄つて行くかの問題であつた。そして以前も今も變りなく彼等の手から差引かれて行くのは小作米である。そこで小作米輕減と云ふ事が農民の直接の關心になつたと思はれるのがその一である。今一つは少しでも以前より商品經濟に親しんで、商品經濟の眼を以て物事を見る眼を開かされた農民が、小作料に對しても同様の眼を向けたであらうと云ふ事である。即ち商品經濟の精神が、非商品經濟的な小作米と云ふものに打つかつて行つたのではないか。確かに當時

第四十三表 小作争議

年	件数	人員
大正六年	八五	
七年	二五六	
八年	三三六	
九年	四〇八	五、三三六
一〇年	一、六八〇	三、九八五
一一年	一、五七八	二九、〇七七
一二年	一、九七	三三、七二
一三年	一、五三	二七、三三
一四年	二、三〇六	三三、〇〇一

の小作争議には、地價乃至地代（小作料）は非生産的なものである、と云ふ農民の考へ方が反映して居た様である。

それはさておき、當時の小作争議——これが農民運動の主流であつた——の發展を見ると上表の通りである。

小作争議の手段は初期と後期とでは著しい相違があつた。初期に於いては、要求が入れられなければ耕作しない、と云ふ土地返還同盟の如き方法が採られた。これは工場労働者のストライキの戦術の影響であつたと思はれる。然し間もなく此の戦法は改められ、小作料不納、土地絶対不返還の方針が取られた。小作料不納の方は最初の間は、無いものは取れない主義で、賣り飛ばしたり食つて了つたりしたものである。それも然し間もなく共同保管とか供託とかの方法に變つた。立入禁止、更に續いて地主側からの土地返還訴訟が全國化し、争議を一段と深刻化せしめたのは昭和に入つてからであつた。

此の小作争議の増加に對する政府の對策として取られたものは、間接には先きに述べた所の自作農創設維持の施設であり、直接には小作調停法である。同法の施行は十三年十二月一日であつた。同法による小作調停の成績は、當初地主側もその主張を固持するし、小作人側は調停の條件中違反に對する強制執行等の規定がある事を惧れて調停を嫌ふ風があつたが、争議が長びき双方争議に疲れて來る様になつた頃からは調停の實績も擧つた様である。農民組合の全國組織として大日本農民組合の結成されたのは十一年四月であつた。

結 論

本篇に於て對象とした時代、即ち歐洲戦争とこれに續く數年間——略大正時代の全期間に相當する——の農業は、大體之を二つの時期に分けて考へられる。一つは大正八年迄の前半期であり、歐洲戦争の間接的な影響を受け、農産物價格の昂騰、農産物市場の擴大等、好況的な現象の生じた期間である。此の時期に、商品經濟、貨幣經濟の農家經濟に於ける發展が基本的な傾向として見られた。九年以後の後半期は、農産物價格の激落、市場の收縮等により、其の後十餘年に亘る農村恐慌が開始された時期である。諸種の障碍の爲に極めて部分的にはあつたが、商業的農業

の發展と貨幣經濟部面の膨脹と云ふ。此の新しい側面と舊い日本農業の地盤との間に挾つて、農業經營並に農家經濟が、深酷な苦悶を味はゝされたのが此の後半期に當る。

乍然、此等の兩時期を通じて、農業生産力は依然發展しては居る。けれ共現在の日本農業は之を受け入れる事が出来ない。政府の此の時代に於ける政策は、農産物の商品化の過程に於いて若干の施設を見たのみで、他は依然たる増産獎勵の範圍を出でなかつた。さうして、此の時代に日本の農業がぶち當つた最も根本的問題に對する適切な政策は遂に現れなかつたのである。

日本農村にとつて歐洲戰爭は自分の戰爭ではなかつた。その意味では本篇は戰時農業の課題から外れて居るかも知れない。

自大正三年 至同十四年 農村施設及重要農村關係事項年表

(三年三月二十一日)	地租條例中改正	(同 七月十八日)	臨時外米管理部、朝鮮米輸入促進實施
(四年一月十四日)	畜産組合法公布	(同 八月十六日)	穀類收用令公布、臨時米穀管理設置
(同 一月二十五日)	米價調節に關する件公布	(同 十月三十日)	米及粳の輸入税を八年十月三十一日迄免除(但し此の免除は其の後期間を延長された)
(同 十月七日)	米價調節調査會設置	(八年 一月四日)	綿羊飼育獎勵規則制定
(五年三月三十日)	米麥品種改良規則制定	(同 四月十七日)	米麥其他主要食糧品の改良増殖獎勵規則制定
(同 四月六日)	畜産試験場官制公布	(同 七月二十四日)	八月二十五日迄鐵道の米無賃輸送、麥、馬鈴薯、鹽干魚、野菜の割引輸送實施
(六年七月二十一日)	農業倉庫業法公布	(同 年)	朝鮮棉花増産第二次十年計畫樹立
(同 八月十五日)	農業倉庫獎勵規則制定	(十年 二月一日)	帝國農會投資米防止の決議を宣言
(七年 四月一日)	絹業試験所設置	(同 四月四日)	米穀法公布、米穀需給調節特別會計法公布
(同 四月十五日)	米、麥、肥料の輸出を制限		
(同 四月十九日)	種羊場設置		
(同 四月二十日)	種綿羊貸付規則制定		
(同 五月十七日)	蠶絲業改良獎勵費交付規則改正		
(同 六月十日)	肥料を暴利取締品中に追加		

- (同 五月十四日) 米穀委員會設置
- (同 五月二十五日) 政府、第一回百萬石米買上を發表
- (十三年三月八日) 人造肥料業四割六分の操短決議
- (同 四月九日) 日本農民組合結成
- (同 四月十二日) 農會法公布
- (同 四月二十二日) 穀物検査補助規則制定
- (同 五月十五日) 帝國水産會設立
- (同 七月) 農事電化協會設立
- (同 八月十七日) 農會補助金交付規則制定
- (同 十一月二十二日) 道府縣蠶業試驗場規程制定
- (十二年二月三十五日) 全國農會地租輕減運動を開始
- (同 三月十五日) 農民の負擔輕減に關する請願貴族院で採擇
- (同 四月一日) 種馬牧場、種馬育成所、種馬所設置
- (同 四月六日) 産業組合中央金庫法公布
- (同 五月八日) 小作制度調査會設置
- (同 五月十四日) 全國購買組合聯合會設立許可

- (同 十一月十五日) 小作制度調査會小作調停法案を可決答申
- (十三年四月四日) 小作制度調査會自作農創定案を決定
- (同 五月二十八日) 輸出絹織物検査所規定及輸出絹織物検査規定制定
- (同 十一月五日) 輸出柑橘取締規定制定
- (十四年四月二十三日) 共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成規則制定
- (同 四月二十七日) 優良農具普及獎勵規則制定
- (同 四月) 朝鮮産米増殖計畫樹立
- (同 五月九日) 副業獎勵規則制定
- (同 五月十五日) 鶏卵共同處理獎勵規則制定
- (同 六月二十五日) 漁業共同施設獎勵規則制定
- (同 十月) 大日本地主協會設立

第三篇 近代戦に於ける農業政策

川田金造
綿谷夫
大谷省三

目次

第一章 財政金融の現段階と農村	一六九
第二章 物資統制と農村	三六
——外國貿易の視角から——	
第三章 戦時下農村の諸問題	三七三
——勞働力移動を中心として——	

第一章 財政金融の現段階と農村

序

支那事變の勃發を契機として我國の政治經濟は急激回して全面的に戦時體制化の過程を辿りつつある。だが、これに依つて準戦時體制の確立、完成への努力の必要が解消したわけではない。それどころか、いよいよその必要は痛切なものであり、速急に之が實現を急がなければならないのである。いふまでもなく、日本の現に當面する問題は支那事變であるには相違ないが、それは決して孤立的事象ではないのであつて、國際情勢のこゝに集中し、國際情勢のこゝより發展する可能性は十分之を豫想しなければならないからである。換言すれば、我國を驅つて抑々、準戦時體制の確立へと向はしめた逼迫せる國際情勢はその勢の少しも怠らないのみか益々熾烈化するかに思はれるからである。然るに我國の準戦時體制は未だ徹底的なりとは必ずしも言ひ得ないのであ

り、而もかゝる状態下に於て兎に角戦争が勃發したのである。だから、こゝに戦時體制と準戦時體制とを並行して存続、發展せしむることが絶對の要請となつたわけである。

かくて日本の政治の日程は、先づ戦争の勝利と戦果の確保——北支中南支の復舊、開發であることは勿論であるが、更に優秀強力なる陸海空軍の整備擴充であり、滿洲國開發の促進、進みては日滿支經濟ブロックの形成を問題として掲げざるを得ないのであり、右の日程に照應して日本經濟の果すべき課題は當然、軍事的消耗に對する補給力の確保、軍事的蓄積と戰術戰略の絶えざる發展に追隨し得るが如き軍需生産力の質的量的擴充、滿支開發促進のための物的基礎の提供等々であると謂ふべきである。だが、右の課題は日本經濟にとつて必ずしも解き易いものとは言ひ得ないのであり、寧ろこれが實行に當つては幾多の障碍と困難とに逢着し、これを乗越へつゝ前進しなければならぬのである。その職由するところの一つは、過去に於ける日本經濟の發展がその自然的條件からして工業原料が豊富でないといふ事情、日本の國際的デビューの時期が既に世界の帝國主義的段階であり、こゝで自己を主張するためには是非軍事的裝備を施さなければならなかつたといふ事情等々によつて、必然に輸出産業部門としての輕工業、就中纖維工業を中心とし、決して重工業の發展によるものではなかつたといふ國民經濟の特殊性、然るに歐洲大戰を契機

として、戦争は科學化し、立體化し、當然に重工業の軍事的意義が高められつゝあるといふ戦争技術的事情、の二者相關のうちに存するのである。職由するところの二つは、日本經濟は今や與へられた課題を全く独自の力、独自の資本で遂行しなければならぬといふこと、換言すれば、現下の國際情勢から外國のクレジットを得ることにさう多くの期待を持てぬのみか、戦敗國の戰費負擔としての賠償金等も豫定し得ないといふことである。かくて我々は、世界史的意義をもつ東洋平和の偉業達成の國民經濟的意義は相當に深刻であることを知るのである。

素より今次の準戦時體制化への努力は今に始つたことではなく、早く、歐洲大戰直後に成立した「軍事工業動員法」を以て始るとも考へられるのであるが、國民經濟的意味に於て本格化したのは昭和六年の滿洲事變以來であらう。いふまでもなく歐洲大戰と共に約束された列國帝國主義の對立抗争はいよいよ激化の徴候を示し、テウタルキー經濟化、ブロック經濟化の傾向は益々強化し來たつたのであつて、此等の情勢に照應して我國も亦、國民經濟の海外依存度の減少を、軍備の擴充を敢行するの必要に逼られたのであつた。かくて必要とされる軍備の近代化的擴充は、必然に財政を膨脹せしめ、必然に又、大部分の財源を公債に仰ぐことになると共に必要とする原料乃至生産財の輸入を促進しなければならなかつた。だが、右の過程を通じて國民經濟は種々の問

題に當面せざるを得ないのであつて、所期の目的を達成しようとするれば、勢ひ、なにほどかの經濟統制——それが國家的統制であれ、資本の側の自主的統制であれ、を必至とするのである。かくて此の時機を以て日本の所謂「自由經濟」は正に終焉を告げたものとみななければならぬ。

軍備の擴充は軍事費支出の過程を通じて軍需工業とこれに相關聯する基礎産業部門の殷賑を齎らした。昭和五、六年の金解禁デフレーションによつて不況のどん底まで突落され、物價、株價の下落、収益率の低下に呻吟を續けてゐた産業界にとつて、それは旱天に慈雨を得た喜びであつた。當然に、利潤は増大し、資本の蓄積も進められた。インフレーション政策が一石二鳥の妙策として産業界に謳歌された所以である。だが、それは又、輸出産業にとつても決して悪い影響を與へはしなかつた。それどころではなく、金輸出再禁止、爲替安は貿易の量的擴大と國際收支のバランスを好轉させて行つた。かくて恐慌克服策として採上げられた産業合理化運動、重要産業統制法等々の奏效と相俟つて、生産活動の規模は著しく擴大し、資本の獨占は更に強化され、日本の資本主義は一段と發展の貌を展開した。

だが、軍需、輸出兩部門を樞軸とする一般産業の右の如き恐慌よりの脱出、繁榮を他所に、農業部門は長く農業恐慌裡に苦悶し續けなければならなかつた。ここからの立ち直りは容易のことでは

なかつた。今その間の事情を農産物の商品的評價である生産價額の推移に依つて示せば次表の如くである。即ち昭和四年三十五億圓を示す農産物の生産價額は昭和六年に於て實に二十億圓にまで激落し、爾來徐々に恢復しつゝはあるが、昭和八年に於て猶三十億圓にも達しない状態である。

農産物及工産物生産價額比較（單位百萬圓）

昭和四年	農 産 物		工 産 物	
	實 數	指 數	實 數	指 數
四年	三、五〇	一〇〇	六、九五	一〇〇
五年	二、四三六	六九	五、四一五	七九
六年	二、〇四四	五八	四、六三七	六七
七年	二、四三三	六九	五、三三四	七七
八年	二、九九七	八三	六、五三〇	九四

（備考）農産物に就ては「本邦農業要覽」工産物に就ては「商工省統計表」

恐慌當時の種々なエピソードの感銘が漸次薄らぎつゝあることは事實である。だが、吾々はこれ

等の過程を通じて農業の繁榮、否その萌芽をさへも發見し得ないのである。或は衰退がその運命ではないかとすら思はれるのである。

素よりかゝる事態に即應して政治の關心が農業の方面になかつた譯ではない。先づ昭和七、八、九の三ヶ年に涉つて、國庫と地方を通じて總計八億餘圓と言ふ巨額の經費を以てせる、農業土木中心の時局匡救事業の施行をはじめとして、米穀、蠶糸、肥料等の諸政策、就中農産物價格の下落克服のための價格統制策が漸次強化されて行つたし、別に又農村の「自力更生」を本位とし、從來の局課的農業政策の、施政の對象である農村よりの批判、そこから來る農業政策の實情即應的修正といふ事を主觀として採上げた農村經濟更生の諸政策、その一環としての農家負債整理政策等々が實行に移されたのである。と同時に此等諸政策の効果を確保するために産業組合を意識的對象とする協同化勸奨の方策が進められた。だから寧ろ、政治的熱意は相當にあつたと言ふことが出来るのだ。こゝで言ひ度いことは、右表に掲げた如き農業部門の恢復の狀態は正にかゝる諸政策が豊富に施政された上でのことであるといふことである。それは決して經濟的に安い費用であるとは言ひ得ないが、其効果は儘に或る程度の業績を擧げ得たと考へられる。それだけに又、農業の自主的恢復力、經濟的弾力性に就ては相當悲觀的であるとす。とまれ、其方向は農業の協同

化、統制化による強化の過程であるが、それは所詮、資本の獨占的形態の強化の過程に順應する過程であることは疑ひなく、それ故の恢復であり、小康であるが、それ故にまた、それが資本の自己増殖に好都合であることをも否定し得ない。例へば見よ、農業恐慌と同時に收益率の減退した肥料資本が農業の恢復するにつれてその恢復速度を過かに越した素晴らしい収益率を擧げてゐる事實を。こゝに於ける利潤は斷然農村の窮しい財布のなかから支拂つた金を以て構成されてゐるのである。

かくするうちに、纏て二・二六事件の勃發、廣田内閣の登場、馬場藏相の大寫しの姿となつた。それは國際情勢の逼迫に照應して準戰時體制の本格的確立をその政治的使命として生誕したのであるが、それは單に軍備の擴充をなすに止らず、是と平行して國民生活の安定を圖り、寧ろこの兩者を全一體として實現するといふ、謂はゞ國防國家の理想に近い形態をその主觀的意圖としたのである。かくて農村はその標榜する「庶政一新」を信じ、「廣義國防」を謳歌したのであつた。殊に中央地方を通ずる税制改革案は農村の過重負擔を輕減するものであるとして期待された。少くとも地方財政調整交付金制度を確立しようとしたことは國民負擔の均衡的意義に於て的をはずれてはゐなかつた。だが農村のホープ廣田内閣はその閣員である陸相と政黨の代表者との議會

に於ける論議のスパークと共に解消してしまつた。吾々はその總辭職の真相を知らないのであるが、昭和十一年下半年から展開しはじめた物價の甚しい騰勢、事をこゝに至らしめたらしく見える、經濟界の實勢を輕んじた風の、權力的統制實施の氣配、實勢の反撥等が原因の若干部分を占めて居たとみることがはさして不當ではあるまい。何故ならば、次に現はれた林内閣の結城藏相は廟堂に登るや否や、先づ物價の抑制を何よりの使命として聲明すると同時に、國民の聲に聽く政治を約束したからである。だが國民の聲のうちでも側近のことが最も耳に入り易いことは無論であるが、かゝる自然の數と、國民經濟のリーダーシップを握る「財界」と協力することなくしては其政治的使命を達成し難いといふ當然の理とが、奇しくも一致したのであつた。當時のジャーナリズムはかゝる政治の態度をセンチシヨナルにも「軍財抱合」と呼んだのであるが、所要の政治的使命を與件として之を國民經濟を通じて實現しようとする限りそれは唯一の正しき方向であつたのである。だが又それと同時に農業と農村とが政治的關心の中心から外れはじめた事も事實である。農林豫算の一部實行見合せ、税制改革の繰延べ、地方財政補給金の減額、等々の外、一度解消するかに見えた農産物と農家購入品との間に於ける價格の缺狀格差が再び展開しはじめたからだ。農業と農村とは昔通り、發展日本の取殘された部分である事をしみじみと感じなければならな

つた。然してこの状態は近衛内閣、賀屋藏相になつても別段變りはなかつた。前述の農産物生産價額は昭和十一年三十二億圓餘であり、十二年に於て三十四、五億圓程度ではないかと推定せられるが、それは大正末年の四十億圓臺にはほど遠いのであり、その昔まで立ち戻つてゐないといふのが今の農業と農村との實情である。

やがて支那事變の勃發である。名稱は事變とは言つても、その實質が戦争である事に變りはない。而してそれが現代の戦争である限りその規模は至つて大きからざるを得ない。従つて、それに要する經費は直ぐ次にみる如く至つて大きく、財政は未曾有の大きさにまで膨脹する。従つて又、右の經費は租税のみを以つてしては到底賄ひ切れないのみならず、豊富と迅速との要求からして、當然公債にその財源を求めることになる。元々、公債は通貨の人爲的造出に相違ないのでから、それが生産界に撒布されれば、勢ひ物價騰貴を惹起するし、自然に放任するならば、金利反撥、公債消化難を通じて通貨膨脹を招來せざるを得ない。又公債消化が順當に進められても尨大な通貨が一度生産界を通ずることに依つて残すその作用——物價騰貴の傾向だけは否定し得ない。然も物價騰貴は跛行的に進むことを特徴とするが故に、この間利益する者と損害を被るものとの生れることも自然である。勢ひ、景氣は跛行的とならざるを得ない。而して又、戦費はその

性質上、大部分が軍需工業、基礎産業に撒布されなければならないわけであるから、國民經濟のそれ以外の部分はどうしても消極的作用を受取ることになることも自然である。かゝる意味で日本經濟の最も弱き一環としての農業は十分恵まれた環境にあると認識することは出来ない。

一方現代の戦争は國家の凡ゆるエネルギーを戦争目的の一點に集結して戦はれなければならないのであつて、農村も亦巨大な國家的責務を果さなければならぬのである。優秀なる兵員と馬匹との給源として、又豊富なる兵糧と軍需農産物の供給者として、直接戦闘の強壯なるエネルギー供給の役割を勤める事は勿論、工業勞働力のプールとして軍需生産力の擴充に資すると共に、何よりも國民に豊富なる食糧と工業原料とを提供し以て國民生活の安定、銃後を不動の安きに置くことを使命とする。豊富なる食糧が如何に銃後生活のみならず戦線をも活気づけ、缺乏せる食糧が如何に銃後生活のみならず戦線をも動搖せしめ、或は如何に敗戦の決定的條件となつたかに就ては、こゝに喋々するまでもなく歐洲大戰の經驗の雄辯に物語るところである。だがその役割は未だ以上に盡きない。曰く、平和産業の重要な國內市場として、曰く、戦費の忠實なる負擔者として、更に何よりも曰く、健全なる精神の給源として、従つて又思想戦に於ける最も重要な要素として、等々。

右に見る如く農村の戰時的責務はまことに大きいのであるが、他面に於てこの重大責務を果すべき農村の、戦争から受ける影響は案外に深刻であり得るのである。その態様については本書の全巻を通じて答へるわけであるが、それ等の悪影響は是非とも芟除すべく、或は防止すべく、或は緩和しなければならぬこと無論である。戦時農業政策の使命や實に重要であり多端である。だが又、問題は正に全機構的であるが故に、單なる農業政策を以つてしては解決し得ない部分も少くないのであり、寧ろ一般財政經濟政策の如何、その農業に對する考慮と斟酌とに俟つべきものが甚だ多いと言はねばならないのである。

戦争は先づ戦費を財政にもとめる。財政は租税を徴收し公債を發行することに依つて所要の物資と勞務とを獲得する。これは財政のもつ國民經濟的作用であり、平常時に於ても存在するわけであるが、今やその國民經濟よりの徴收と國民經濟への放出とは未曾有の規模と戦爭的色彩とを持つのであり、その作用は必然に國民經濟の態様に異變を生むのである。これが農村に及ぼす影響は些少ではない。かくて財政は今や國民經濟を運営する強力な原動力であると言はねばならない。凡ゆる戦時經濟の問題は戦費を中心として扇面的にその特殊の様相を展開する。本章は先づ財政の規模と性格とを尋ね、農業の最も關心を持つところの農業政策の物的基礎である農林豫算

の、そこに於ける地位と農村への作用とを知らう。次で所要の経費を賄ふものとしての公債の發行と租税の徴収とが農村に及ぼす作用をみよう。かくて現實に購買力を得た経費は國民經濟の市場に出動して所要の物資や勞務に轉化するわけであるが、かゝる過程に於ては國家の行動と雖もそこに働く經濟法則を無視する事を得ないのである。こゝで問題は一應純粹に需要と供給との相關に還元されるのであり、その限りでそこから生れる經濟的變動を避けるわけにはゆかないのである。それが農村に及ぼす影響も大きい。殊に日本經濟の特殊性の故に物資需給の問題は甚だ重要であるが、その故にこれは次章に取出して考へなければならぬであらう。最後に吾々は公債支辨的財政から當然現象する物價騰貴、それが農村に及ぼす影響を探索しよう。それは正に戰時財政の國民經濟への投影圖とも見えるのであり、この意味で本章の結言をも形成してよいと思ふ。

第一節 準戰時・戰時財政と農林豫算

戰時財政はいふまでもなく戰費を中心とする。戰費の性格や範圍については種々の議論があるが、こゝでは臨時軍事費特別會計に計上されるものを以て一應直接的戰費としよう。今次の事變に關する経費は、事變勃發當初に於て急遽一千萬圓を第二豫備金支出とし、更に事變の進展につれ

て第七十一議會に於て昭和十二年度追加豫算として五億千六百萬圓が計上されたが、いよいよ事變の擴大、長期應戰の方針の決定に従つて、第七十二議會は二十億三千萬圓を計上した上、臨時軍事費特別會計を設置し、それと共に既往の事變關係豫算をも整理して、之をこの特別會計に移管した。臨時軍事費特別會計の設置は日清、日露、歐大戰等の諸戰役の先例に倣つたもので、事變乃至戰爭の開始より終了までを一會計年度として、所謂會計の年度性の例外をなすものであるが、この結果、事變の勃發以來昭和十三年一月までに大體二十五億三千萬圓を計上したと見られるのであるが、更に第七十三議會に於て四十八億五千萬圓がその追加豫算として計上された。本年二月以

第一表 臨時軍事費特別會計歳出豫算（單位百萬圓）

	第七十一議會	第七十二議會	第七十三議會	計
陸軍費	三〇三	一、四二三	三、三五七	四、九八三
海軍費	一〇四	三三〇	一、〇三三	一、四六七
豫備費	一〇〇	二五〇	五五〇	九〇〇
計	五〇七	二、〇二三	四、八五〇	七、三三〇

降ほゞ一ヶ年分の豫算であるといふ。かくて事變當初以來の臨時軍事費特別會計は七十三億八千萬圓といふ、尨大な數字となつた。いま第七十三議會を通過した追加豫算四十八億五千萬圓を以て、一應現在程度の戰鬪に於ける一年間の戰

費と看做し得るとすれば、戦費は一ヶ月ほど四億圓、一日約千三百萬圓づつを要するといふ勘定になる。日露戦争の戦費年額約十億圓とみれば、實にその五倍に相當する額であり、物價その他の關係を考慮してもなほ戦争型の進化に伴ふ戦費の増大は驚くべきものがある。而してその額は、昭和五、六年頃の一般会計豫算の三倍を越へ、昭和十二年以前數ヶ年の一般会計豫算に比べても二倍以上に及ぶ數字であり、現在の國民所得を年額百五十億と推定すれば戦費は正にその三分の一にも相當する。然も戦費はその性質上消耗的部分が主要な地位を占めてゐることは推測に難くない。換言すれば、戦費の内容をなす軍需物資の相當部分は再生産軌道から脱れて現實に經濟外へと消失する態のものである。かくて吾々は右のうちに、かゝる性格を持つた戦費が國民經濟にとつて決して軽い負擔ではないといふこと、かゝる巨額の然も集中した軍事需要を受入れるためには、國民經濟は急速に産業の編成替を斷行しなければならないといふこと、この編成替の過程が急速を要するだけにその間種々の摩擦、矛盾が生れるであらうといふこと、従つて一方に於て各種の強力な經濟統制策が施されなければならぬであらうといふこと等々を、おぼろげながらも知り得るのである。

かくて一般会計豫算も亦、馬場藏相によつて確立された準戰時的態様を繼續強化すると同時に

第二表 十三年度一般会計歳出豫算 (單位千圓)

皇 室 費	外 務 省	内 務 省	大 藏 省	陸 軍 省	海 軍 省	司 法 省	文 部 省	農 林 省	商 工 省	遞 信 省	拓 務 省	厚 生 省	計	追加			計 (一)	計 (二)	%
														第一號	第二號	第三號			
四、五〇〇	二九、〇五九	三三六、六〇七	六九〇、四三九	五六四、五九四	六七七、三五八	四三、二二八	一四三、八一四	一〇八、〇〇七	四三、九一七	二一五、三九四	二五、二六四	八五、六二五	二、八六七、七九七	三六六、四九二	一七二、〇一六	八九、二二六	三、五二四、五三一	三、一九六、八七一	一〇〇・〇
			三八六、四九三																
	二〇、六八一	三七、四六二	三五、一五	二、一六一	三、〇三五	七、五七五	二、四八七	二一、五三三	五、〇〇一	一、二九八	五、八六四	一七、七六四	一七二、〇一六						
		一〇八	五、〇二五				二五〇		三、七二九	一、四六四		四〇、三九三	八九、二二六						
	四九、八四八	二七九、〇九四	一、一五〇、三三八	五六六、七五五	六八〇、三八三	五〇、七九三	一四六、五五一	一二九、五三九	五三、六四	三三九、一五六	三一、二三八	一四三、七八一	三、五二四、五三一						
	四、五〇〇	四九、八四八	二七九、〇九四	八二二、六八八	五六六、七五五	一七七・三	二二二・六	一六〇・〇	四一・五	一六・四	七一・七	九・八	四五・〇						

(註) 第一次追加分の内三一七、一六五千圓は臨時軍事費特別會計への通り抜勘定であるが故に之を差引く。

に、新たに事變關係の經費を計上し、全體として完全なる戦時財政へと組上げられなければならない。昭和三十三年度の豫算編成方針は言ふ、「事變長期に亘るの建前を以て之が對策の遺憾なきを期し物資及資金は之を軍の需要充足に集中し、軍需に關係ある資材及資金の一般消費は成る可く之を減少するに努むるの要緊切なり依て……事變關係施設は出來得る限り之が充實を期することとし其の他の諸經費に至りては眞に緊急差し措き難きものの外殆んど之が計上を見合はすこととせり」と。昭和十三年度豫算をみるに總額三十一億九千萬圓中、陸海軍省所管經費は十二億四千萬圓を計上してゐる。總額に對する割合三九%。昭和十二年度に比して約一億六千萬圓を減少し、従つて總額に對する割合も減少してゐるが、それは部隊及艦船の出征等に關する經費が前述の臨時軍事費特別會計へ計上された結果であつて、經常的軍事費の實質的減少を示すものではない。それは軍備の近代化、「超大戰後型」への編成替諸經費——陸軍に於ける、一、航空兵備の増強、二、在滿兵備の増強、三、右二項に應ずる補充、教育、補給等の軍政的施設の補充、四、作戰資材の整備等の遂行、海軍の無條約状態に對應し不脅威不侵略の大原則に立脚する第三次補充計畫、航空隊擴充計畫の遂行等——であつて、事變の有無と一應無關係の、逼迫せる國際情勢に照應する經常費である。いふ迄もなく右の如き軍備の科學化は、軍需工業と基礎産業とが一定の發展

段階にあることを前提とすると共に、科學化の絶えざる無限の發展性は、右の諸産業がその要求に應じ得るだけの生産規模と生産力とを彈力的に具備し続けることを必要とする。かくて右の目的を實現させるためには當然、此等産業の振興を企圖し、實現してゆかなければならない。だが、原料資源に不足し、重工業の發達がなほ不十分であるといふ我國の經濟事情からして、更に右の目的を達成するためには、又未だその達成されるに至らぬ段階に於ては、勢ひこれが原料と生産財とを相當に海外よりの輸入に仰がなければならないのであり、更に又その十分な輸入を確保する爲には輸出の伸張に努力しなければならないのである。従つて又、此等諸産業の編成替に當つては勞務及物資の全面的な調整、急激に進行する物價の騰勢の緩和調整等々各種の經濟統制策を講ずる必要も絶對である。かくて右の諸方策の實施は必然に國家財政に反映しては産業振興費、輸出振興費、各種經濟統制費等の計上、その増大となるわけである。尤大な陸海軍省所管經費、所謂第一次的軍事費と共に、かくる諸經費、謂はゞ第二次的軍事費の計上、増額のうち吾々は、準戦時財政の特徴を捕捉し得るのである。準戦時財政の創立者馬場藏相の當時大藏省の公示した「昭和十二年度歳出豫算概算新規増加査定額中重要國策に關係ありと認めらるゝ經費事項別調」は右の事情を端的に物語るものとして便利である。こゝに於ける經費の約九〇%は實に直接間接の軍事費であると押

第三表

昭和十二年度歳出豫算概算新規増加査定額中重要國策に關係ありと認めらるゝ経費事項別調

	實數	指數(一)	指數(二)
國(防)の充實(註一)	六九、六〇〇 <small>千圓</small>	六四・八%	八三・三%
教育の刷新改善	一、四〇〇	〇・一	〇・三
中央地方を通ずる税制の整備(註二)	三三、三〇〇	三・三	
國民生活の安定	三三、三〇〇	三・一	六・五
災害防除對策	一九、六〇〇		
保健施設の擴充	九、三〇〇		
農山漁村經濟の更生振興及中小商工業の振興等	二四、三〇〇		
産業の振興及貿易の伸張	五七、一〇〇	五・四	七・〇
電力の統制強化	一、一〇〇		
液體燃料の自給	三三、三〇〇		
鐵鋼の自給	一、〇〇〇		
纖維資源の確保	二、八〇〇		

へて差支へない。だが、應て事變の勃發、それに伴ふ老大な戦費消化の要求は準戰時的軍備のいよいよ急速な擴充の要求と合體して益々第二次的軍事費の増大を必至とすることになつた。その詳細なる分析は今そのところでないのであるから、吾々はただ別表東洋經濟新報社の推算にかゝる計數を以て、この間の事情を知ることで満足しよう。昭和十三年度豫算に就てみるならば、産業振興費は一億千萬圓

貿易の助長及統制	一一、五〇〇		
航空事業の振興	九、四〇〇		
海運事業の振興	三、九〇〇		
對滿重要策の確立	二五、〇〇〇	二・三	三・〇
移民政策及投資の助長策	二五、〇〇〇		
計	一、〇六五、〇〇〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
(註三)	八三〇、八九九		

註一 滿洲事件費は全額を新規として計上す。

註二 地方財政調整交付金を含む。

註三 「中央地方を通ずる税制の整備」の項を除いて通計した額。

うとする諸経費を含んでゐる。統制諸費は八百六十六萬圓、貿易振興費は六百七十二萬圓であつて、産業振興費に比較すればその額は少いが、寧ろそれは経費の性質に由来するものとみるべく、夫々、石油消費規定實施費、勞務又は物資需給調整費、物價調整、貯蓄獎勵等々の諸経費であり、輸出増進施設費増、同販路開拓費増等々であつて決して輕視し得ない諸経費である。これ等

を數へるが、これは液體燃料、鋼鐵の自給、纖維資源の確保、航空事業の振興等々從來からの政策の強化のための経費と北支開發、中支振興兩會社への拂込及設立費三千六百五十萬圓、滿鐵政府持株の拂込二千萬圓等、重要資源の確保、開發と軍需生産力擴充とを日滿支的規模に於いて實現しようとするものである。